# 事 業 概 要

令和7年版



→ 東京都主税局

## 主税局の役割

主税局は、都政が直面する多岐にわたる課題への対応や様々な施策の展開を財政面から支えるため、着実な税収確保の実現を目指している。この役割を果たすため、以下に掲げる部門が連携して創意工夫を凝らした取組を推進している。

## 1 課税部門

- (1) 事業税や軽油引取税などの申告受付
- (2) 固定資産税や自動車税などの賦課決定
- (3) 税務調査・検税、更正・決定
- (4) 減免申請の受付、減免決定

## 2 徴収部門

- (1) 都税の納付、徴収に係る進行管理
- (2) 滞納となった都税の督促、催告、滞納整理

#### 3 総務・税制部門

- (1) 運営方針と基本行動計画の策定及び進行管理
- (2) 都税の決算
- (3) 人事、給与等の庶務事務
- (4) 施設、物品の管理
- (5) 都税知識の普及、職員の研修
- (6) 税制度や事務改善等の企画

## 目 次

第1章 七	上事を進める仕組	り	•	• •	• •	•	• •	•	• •	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	1
第1節	主税局の機構と	職員				•		•				•		•	•	•	•	•	3
1	主税局機構図		•			•		•				•		•	•	•	•	•	3
2	組織数一覧 •		•			•		•				•		•	•	•	•	•	4
3	機構のあらまし		•			•		•				•		•	•	•	•	•	5
4	主税局の職員構	<b></b>	•			•		•				•		•	•	•	•	•	6
5	所属別、職種・	職層	別」	職員	数	•		•				•		•	•	•	•	•	8
第2節	本庁の組織(主	税局	各	邬課	班分	掌	事務	概望	要)	•		•			•	•	•	•	10
第3節	都税事務所等σ	)組織	Ì			•		•				•		•	•	•	•	•	16
1	都税事務所各調	!班分	掌	事務	概要	ī		•				•		•	•	•	•	•	16
2	都税総合事務も	ニンタ	<u></u> :	各課	班分	掌	事務	概	要			•		•	•	•	•	•	21
3	支庁の税務事務	5担当	٤ ځ	分掌	事務	绣概	要	•				•		•	•	•	•	•	22
第4節	行政委員会及び	<b>「懇談</b>	会	•		•		•				•		•	•	•	•	•	23
1	東京都固定資產	[評価	審	查委	員会	<u> </u>		•				•		•	•	•	•	•	23
2	東京都税制調査	会	•			•		•				•		•	•	•	•	•	23
第5節	主税局の事業予	算	•			•		•				•		•	•	•	•	•	24
1	主税局所管歳出	子算	額	(令	和 7	年月	<b>变)</b> •	決	算額	(令	和 6	年	度)	•	•	• (		•	24
2	徴税費の推移		•			•		•				•		•	•	•	•	•	26
第6節	税務総合支援シ	ノステ	ム	( T	A C	s	S)					•		•	•	•	•	•	27
1	主税局の電算化	∠ • I	C'	T化	の流	ih	•		• •	• •			•		•	•	•	•	27
2	税務総合支援シ	/ステ	7	(T	ΑC	S	S)	の#	寺徴	•		•		•	•	•	•	•	27
3	税務総合支援シ	/ステ	7	(T	ΑC	S	S)	のホ	既要	•		•		•	•	•	•	•	28
4	税務手続等の電	13子化				•					•		•		•	•	•	•	30
5	サイバーセキュ	リテ	イ	•		•						•			•	•	•	•	31
第7節	人材育成 ・・		•			•		•				•		•	•	•	•	•	32
1	人材育成方針		•			•		•				•		•	•	•	•	•	32
2	局研修の実施		•			•		•				•		•	•	•	•	•	32
3	自己啓発支援制	度	•			•		•				•		•	•	•	•	•	36
第8節	コンプライアン	ノスの	推:	進		•				• •	•		•		•	•	•	•	38
第2章 者	『税のあらまし		•			•					•		•		•	•	•	•	39
第1節	これまでのあり	つみ	•			•		•				•		•	•	•	•	•	41
1	昭和時代のあり	bみ	•			•		•				•		•	•	•	•	•	41
2	平成·令和時代	このあ	ゆる	み		•		•				•		•	•	•	•	•	42
第2節	都税の種類・		•			•		•				•		•	•	•	•	•	46
1	都税の種類と特	<b></b>	•			•		•				•		•	•	•	•	•	46
2	個人都民税 •		•			•		•				•		•	•	•	•	•	46
3	法人都民税 •																•		47

4	都民税利子割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
5	都民税配当割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
6	都民税株式等譲渡所得割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
7	個人事業税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
8	法人事業税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
9	地方消費税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
10	不動産取得税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
11	都たばこ税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
12	ゴルフ場利用税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
13	自動車税環境性能割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
14	自動車税種別割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
15	鉱区税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
16	狩猟税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
17	軽油引取税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
18	固定資産税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
19	国有資産等所在市町村交付金 ・・・・・・・・・・・・・・	57
20	都市計画税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
21	特別土地保有税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
22	事業所税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
23	宿泊税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
第3節	地方譲与税及び助成交付金 ・・・・・・・・・・・・・・・・	60
1	地方譲与税及び助成交付金の種類とあらまし ・・・・・・・・・	60
2	地方譲与税及び助成交付金の収入額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
第4節	地方税制改正等の動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
1	令和7年度の地方税制改正のあらまし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
2	都独自の改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
第3章 都	<b>都税収入の状況</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
第1節	都税収入のあらまし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
1	都税収入と都財政 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
2	都税収入の構成と性質 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
3	都税収入の推移と景気動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
第2節	都税収入額の推移(令和3年度~7年度当初予算)・・・・・・・・・	76
第3節	都税徴収率等の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
第4節	令和6年度の都税収入の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・	79
1	令和6年度決算概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
2	税目別の収入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
第5節	令和7年度の都税当初予算の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
1	令和7年度当初予算について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
2	主な税目の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84

第4	章	主な取組		• • •			•			•		•		•	•	•		•	•	89
第	1節	主税局ピ	゙゙ジョン	2030			•			•		•		•	•	•		•	•	91
	1	概要 •					•			•		•		•	•	•		•	•	91
	2	主税局と	<b>ジョン</b>	2030	の全位	体像				•		•		•	•	•		•	•	92
	3	税務基幹	システ	ムの利	手構築	•	•			•		•		•	•	•		•	•	93
	4	スケジュ	ール					•			•			•	•	•	•		•	94
第	2 節	税務行政	τにおけ	るデシ	<b>ジタル</b>	トラ	ン	スフ	ォー	メ-	ーシ	,∃;	ン(1	D X	()					
		の推進					•			•		•		•	•	•		•	•	95
	1	AIをは	はじめと	: するタ	- 端技	術の	活月	刊		•		•		•	•	•		•	•	95
	2	キャッシ	/ュレス	納税0	)推進	•	•			•		•		•	•	•		•	•	95
	3	e LTA	X(エ)	ルタッ	クス)	を利	]用]	した	電子	申	告•	電-	子申	請		•		•	•	98
	4	自動車保	具有関係	手続の	)ワン	/スト	・ツラ	プサ	ービ	゚ス	(C	S	S)		•	•		•	•	99
	5	都税証明	等の電	<b>注</b> 子申請	青・手	数彩	かっ	キャ	ッシ	′ユ	レス	化	•	•	•	•		•	•	100
	6	都税事務	所等窓	マロ 混杂	推緩和	1~0	対原	芯		•		•		•	•	•		•	•	100
	7	ΑΙチャ	ットボ	ボットサ	ナーヒ	゛ス	•			•		•		•	•	•		•	•	101
第	3 節	都の重要	施策を	支える	6税制		•			•		•		•	•	•		•	•	102
	1	<東京版	()>環境	減税			•			•		•		•	•	•		•	•	102
	2	子育て支	援に向	けた利	总制支	援	•			•		•		•	•	•		•	•	103
	3	防災まち	づくり	推進に	こ向け	た税	制	支援	•	•		•		•	•	•		•	•	105
	4	観光施策	の財源	の安気	官的な	確保	<del>ا</del> (۱	音泊	税)			•		•	•	•		•	•	107
第	4 節	都税収入	の確実	な確保	₹ •		•			•		•		•	•	•		•	•	108
	1	創意工夫	こした滞	的整理	<b>!</b> •		•			•		•		•	•	•		•	•	108
	2	個人都民	見税の徴	奴率向	可上		•			•		•		•	•	•		•	•	110
	3	法人調查	この取組		• •		•			•		•		•	•	•		•	•	112
	4	固定資産	EG I S	を活月	月した	土地	1事	务の	精度	向_	Ŀ	•		•	•	•		•	•	113
	5	不正軽油	防止及	び犯貝	刂取絣	り	•			•		•		•	•	•		•	•	114
第	5 節	真の地方	7分権型	社会に	こふさ	わし	しいま	也方	税財	政領	制度	の	構築		•	•		•	•	115
	1	地方自治	を支え	る税具	才政制	度の	確立	₫.		•		•		•	•	•		•	•	115
	2	東京都稅	拍調查	会にお	さける	検討	事項	頁等	•	•		•		•	•	•		•	•	117
第 5	章	税を身近に	感じる	ための	つ仕組	み	•			•		•		•	•	•	•	•	•	121
第	1節	広報と広	聴(稅	務相談	炎)		•			•		•		•	•	•		•	•	123
	1	広報活動	· ·		• •		•			•		•		•	•	•		•	•	123
	2	広聴(税	<b>終相談</b>	(き) 活動	<b>力</b> •		•			•		•		•	•	•		•	•	127
	3	ユーザー	・レビュ	.一の舅	ミ施		•			•		•		•	•	•		•	•	128
	4	情報公開	制度		• •		•			•		•		•	•	•		•	•	128
第	2節	納税貯蓄	組合		• •		•			•		•		•	•	•		•	•	129
	1	納税貯蓄	組合と	は・	• •		•			•		•		•	•	•		•	•	129
	2	組織 •			• •		•			•		•		•	•	•		•	•	129
	3	組合の活	動 •		• •		•			•		•		•	•	•		•	•	129

4	補助金の交付・・・		• • • •	129
第6章 不	「服申立ての制度 ・		• • •	131
第1節	審査請求及び訴訟		• • •	$\cdots$ 133
1	審査請求・・・・・・			$\cdots$ 133
2	訴訟 •••••			$\cdots$ 133
第2節	審査の申出及び訴訟		• • •	$\cdots \cdots 134$
1	審査の申出・・・・		• • • •	$\cdots$ 134
2	訴訟 •••••			134
【付表】	都税事務所等所在地	• 所管区域	せ 一覧	· · · · · · · · · · · · · · · 135

## 第 1 章

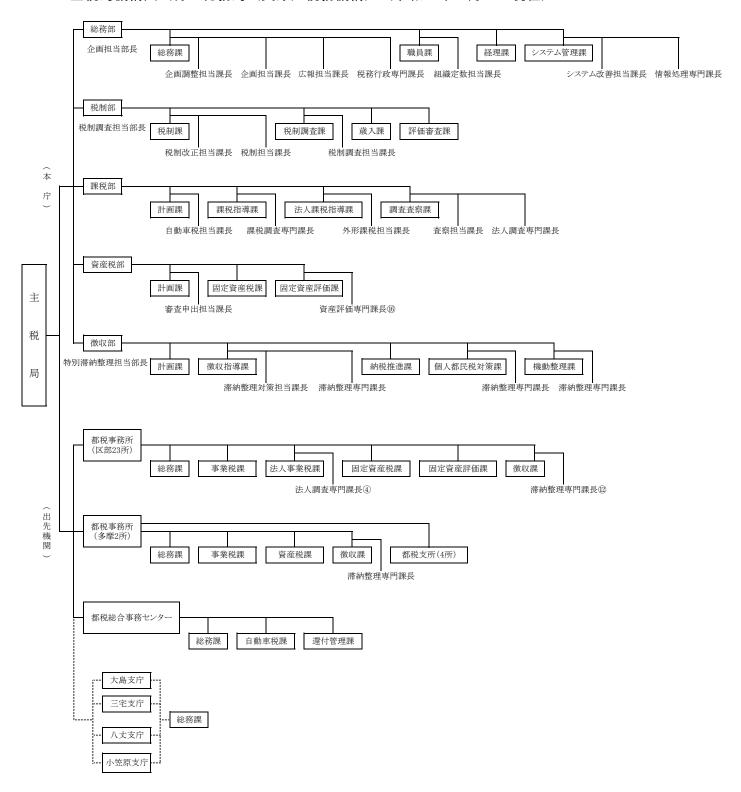
# 仕事を進める仕組み

第1節	主税局の機構と職員 ・・・・・・・・・・・・ 3
第2節	本庁の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
第3節	都税事務所等の組織 ・・・・・・・・・・・・ 16
第4節	行政委員会及び懇談会・・・・・・・・・・・・ 23
第 5 節	主税局の事業予算 ・・・・・・・・・・・・・・ 24
第6節	税務総合支援システム(TACSS)・・・・・・・ 27
第7節	人材育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
第8節	コンプライアンスの推進 ・・・・・・・・・・ 38

## 第1章 仕事を進める仕組み

## 第1節 主税局の機構と職員

1 主税局機構図(付:総務局(支庁)税務機構)(令和7年4月1日現在)



## 2 組織数一覧(令和7年4月1日現在)

部 ・ 課 数

	本 庁	都税事務所 (都税支所を含む。)	都税総合 事務センター (自動車税事務所を 含む。)	合 計
沿	5	2 5	1	3 1
課	2 0	102	3	1 2 5
その他	0	0	5	5

## 職 名 職 数

職層名	職務名						
理事	局長	1					
	部 長						
参 事	担当部長	3 6					
	所 長						
	副所長						
副参事	課長	184					
即少于	担当課長	104					
	専門課長						
主事	課長代理	8 5 4					

(注) (公財) 東京税務協会等への派遣を含む。

## 3 機構のあらまし

(令和7年4月1日現在)

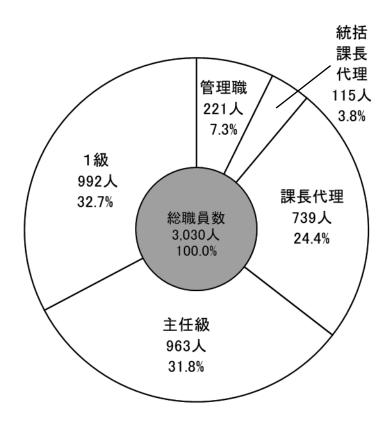
(単位:人・%)

	部門	Þ	分	職員数	構成比
	<ul><li>・事業税や軽油引取税 などの申告受付</li><li>・固定資産税や自動車 税などの賦課決定</li></ul>	事業税	事業税(個人・法人)、 法人都民税、軽油引取税、 事業所税、ゴルフ場利用税 等	606	20. 0
課税	<ul><li>・税務調査、検税</li><li>・更正、決定</li><li>・減免申請の受付、減免決定</li></ul>	固定資産税	固定資産税、都市計画税、 不動産取得税等	1,076	35. 5
		自動車税	自動車税環境性能割、自動 車税種別割	37	1.2
		/]	計	1,719	56. 7
徴収	<ul><li>・都税の納付、徴収に 係る進行管理</li><li>・滞納都税の督促、催 告</li><li>・都税の滞納整理</li></ul>	整理	徴収計画、収入管理、督促 状の発付、滞納整理(滞納 処分、猶予、停止、公売等)	842	27.8
総	<ul><li>・人事、給与等の庶務</li><li>・事務運営計画と都税の調定収入計画の策</li></ul>	庶務	庶務、人事、給与、文書、 福利厚生、研修、税務相談、 税務広報	239	7. 9
務 • 税 制	<ul><li></li></ul>	企 画 等	計画(策定・進行管理)、 経理、事務改善、税制、 歳入、システム管理、 ICT推進、都税の決算	228	7. 5
	・税制度や事務改善等	監 察 等	監察	2	0.1
	の企画	/]	計	469	15. 5
	合		計	3, 030	100.0

<sup>(</sup>注) 各構成比は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

## 4 主税局の職員構成

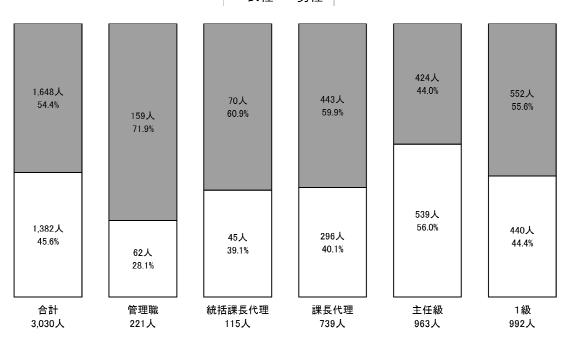
[職種別·職層別構成] (正規職員) (令和7年4月1日現在)



## [男女別構成]

(正規職員)





## 5 所属別、職種・職層別職員数

	✓区 分		管理職	統括課長代理	課長代理	主任	1級
所	属						
千	代	田	8	5	31	40	45
中		央	8	4	40	53	60
	港		9	2	44	48	65
新	;	宿	9	6	43	58	56
文		京	4	3	16	15	15
台		東	5	3	22	25	27
墨		田	4	2	19	16	14
江		東	5	3	22	23	29
品	,	]]]	5	4	22	35	30
目	;	黒	4	1	19	15	19
大		田	5	3	27	25	42
世	田 :	谷	6	3	28	42	44
渋	;	谷	7	5	23	38	56
中		野	4	3	17	20	17
杉		並	6	2	25	24	29
豊		島	5	4	20	34	31
	北		4	2	18	16	19
荒	,	][[	5	3	19	19	25
板	;	橋	5	1	23	23	27
練		馬	6	3	28	30	39
足		1	6	3	28	41	38
葛	,	飾	5	3	21	31	21
江	戸	]][	5	1	29	30	35
	計		130	69	584	701	783
八	王	子	7	1	22	31	24
立		][[	8	2	26	45	43
	計		15	3	48	76	67
都 税	総合事務センタ	· —	4	2	12	24	17
総		務	21	12	26	44	18
税	Í	制	9	4	10	12	6
課	,	税	10	8	17	32	21
資	産	税	21	10	16	39	44
徴		収	11	7	26	35	36
	計		72	41	95	162	125
	合 計		221	115	739	963	992

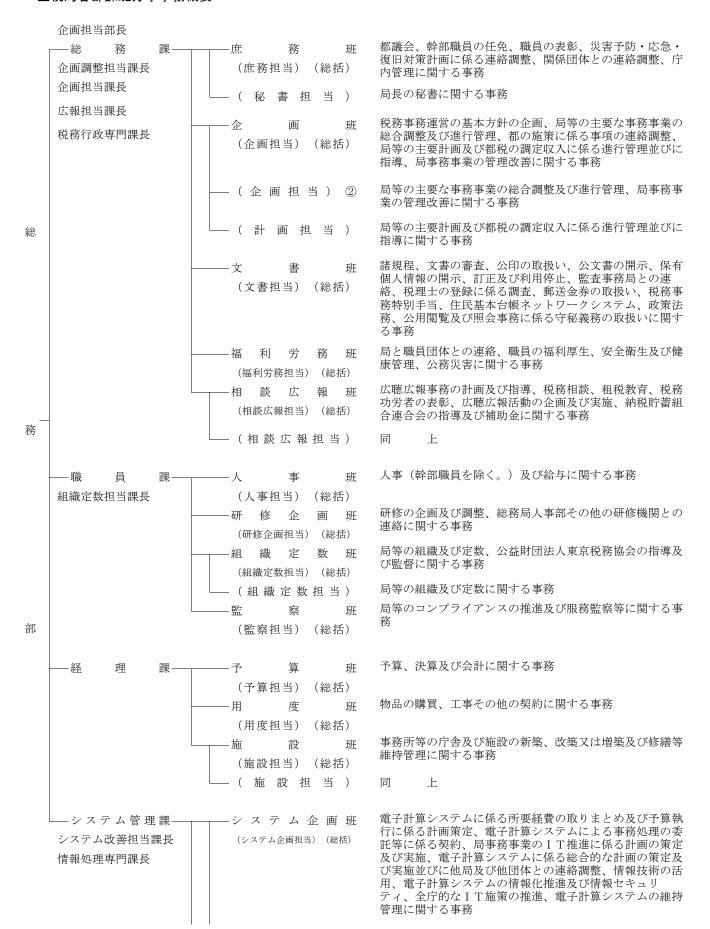
## (令和7年4月1日現在)

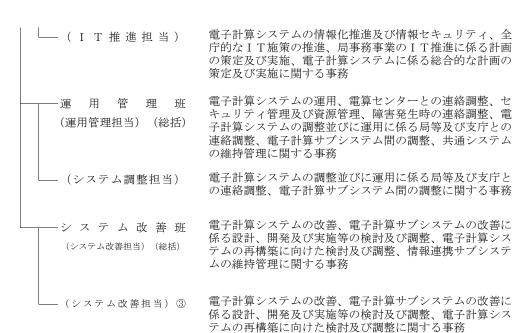
(単位:人)

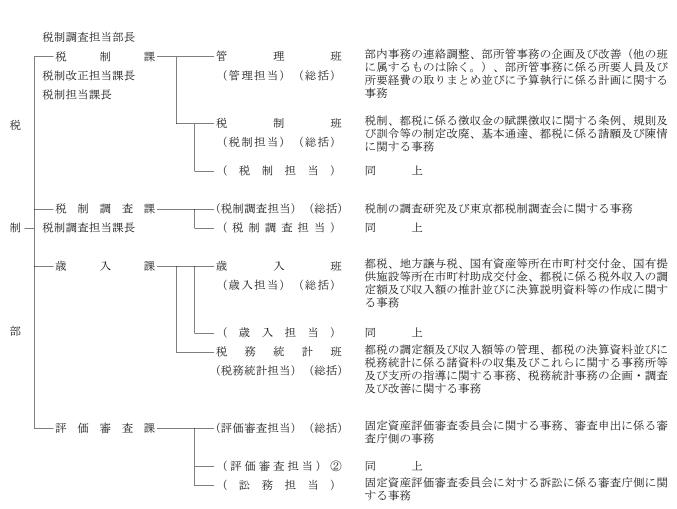
総職員数	うち定数	数外職員	嘱託員	会計年度	/\)
	育 休 等		71-34 027	専門職	
129	10	0	0	10	千
165	9	0	0	12	中
168	8	0	0	11	港
172	8	0	0	14	新
53	3	0	0	21	文
82	5	0	0	10	台
55	3	0	0	6	墨
82	6	0	0	6	江
96	6	0	0	10	口口
58	2	0	0	6	目
102	7	0	0	9	大
123	8	0	0	10	世
129	6	0	0	13	渋
61	2	0	0	7	野
86	3	0	0	8	杉
94	6	0	0	11	豊
59	4	0	0	5	北
71	3	0	0	11	荒
79	4	0	0	10	板
106	5	0	0	8	練
116	7	0	0	8	足
81	4	0	0	6	葛
100	7	0	0	7	戸
2, 267	126	0	0	219	計
85	2	0	0	17	八
124	2	0	0	19	立
209	4	0	0		計
59	3	0	0	0	センタ
121	3	16	0	8	総
41	1	1	0	0	税
88	1	0	0	0	課
130	5	1	0	34	資
115	7	0	0	13	徴
495	17	18	0	55	計
3, 030	150	18	0	310	合計

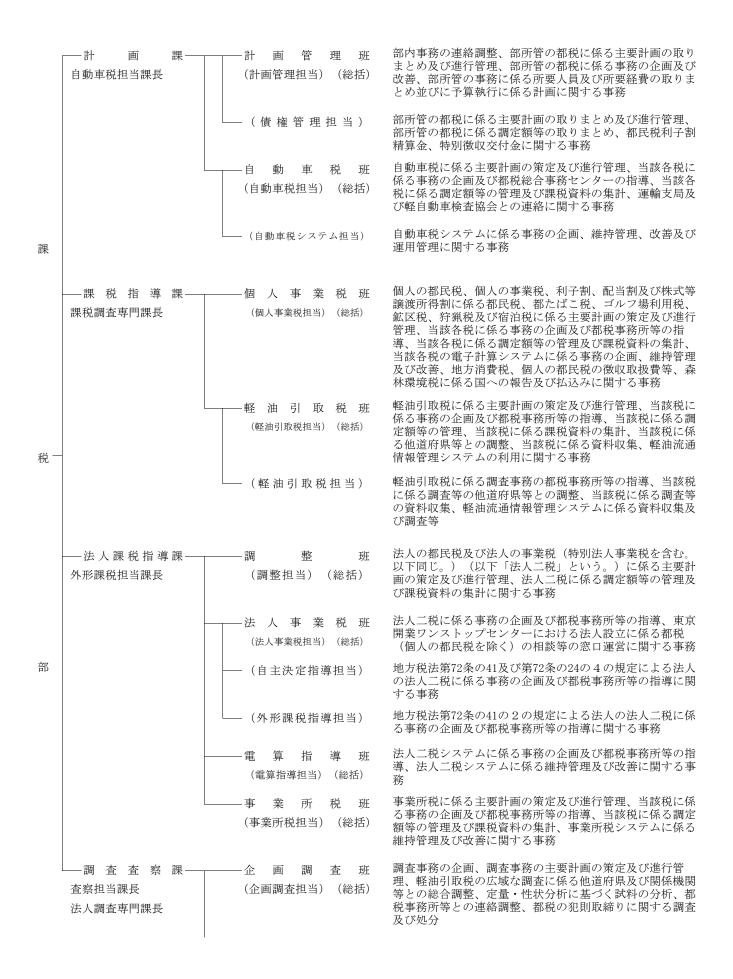
#### 第2節 本庁の組織(令和7年4月1日現在)※()内は課長代理のポスト名

#### 主税局各部課班分掌事務概要

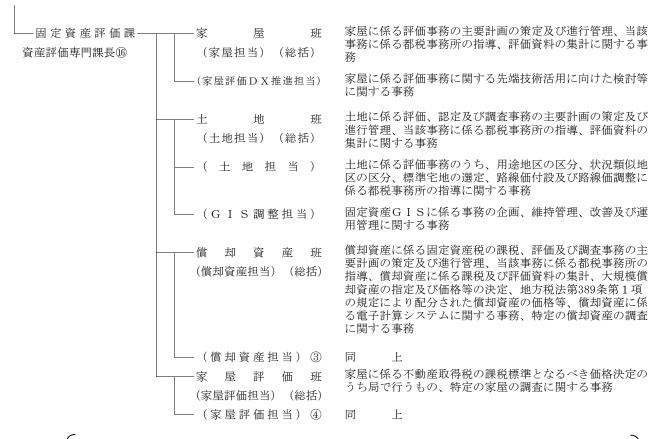






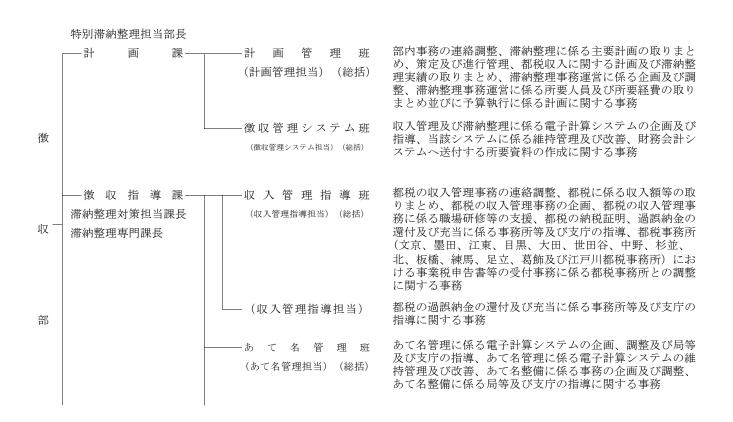


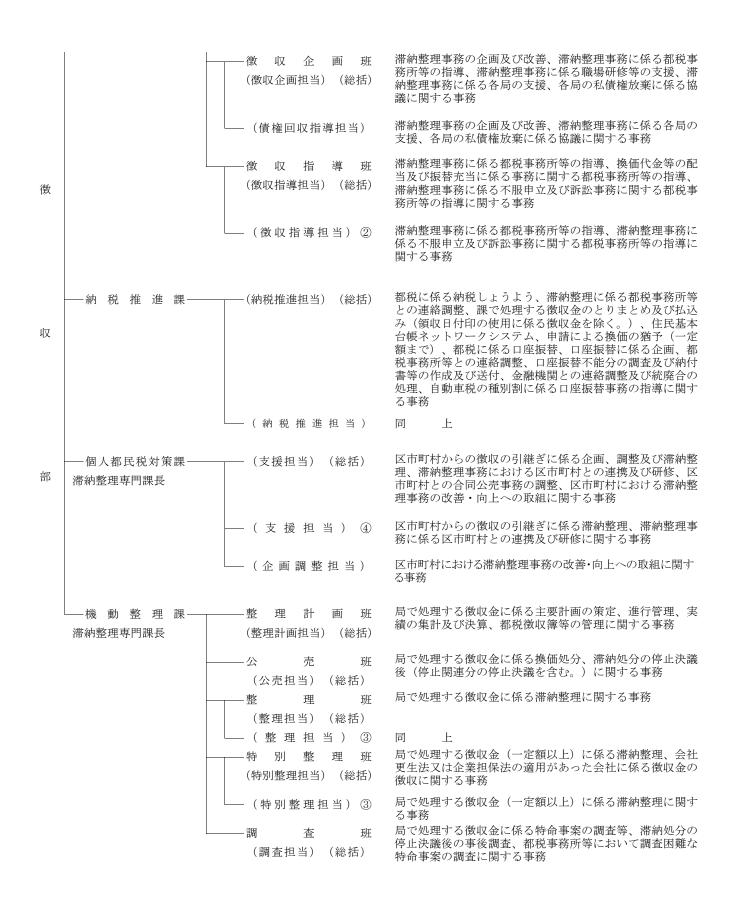
特定の都たばこ税及び宿泊税に係る調査の計画及び実施、 特 別 調 杳 班 軽油引取税の広域な調査等の計画及び実施、当該税の広域 (特別調査担当) (総括) な調査に係る他道府県及び関係機関等との連絡調整、都税 事務所等との連絡調整、都税の犯則取締りに関する実施計画の策定及び進行管理、都税の犯則情報の収集、分析及び 整備保管、都税の犯則取締りに関する調査及び処分 特定の都たばこ税及び宿泊税に係る調査の計画及び実施、 (特別調査担当) ④ 軽油引取税の広域な調査等の計画及び実施、当該税の広域 な調査に係る他道府県及び関係機関等との連絡調整、都税 事務所等との連絡調整、都税の犯則取締りに関する調査及 び如分 特定の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係 法人特別調查班 る調査等の計画及び実施、都税事務所との連絡調整、特定 (法人特別調查担当) (総括) の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係る調 査手法の整備、都税の犯則取締りに関する調査及び処分 - (法人特別調査担当)② 同 上 部内事務の連絡調整、部所管の都税に係る主要計画の取り -計 計 画 管 理 班 課-まとめ及び進行管理、部所管の都税に係る事務の企画及び 改善、部所管の事務に係る所要人員及び所要経費の取りま 審查申出担当課長 (計画管理担当) (総括) とめ並びに予算執行に係る計画に関する事務 部所管の都税に係る減免及び課税免除並びにこれらに関す 免 指 導 減 班 る主要計画の策定及び都税事務所等の指導に関する事務 (減免指導担当) (総括) 箵 審査の申出に係る弁明書作成等の主要計画の策定及び都税 評 価 特 別 対 策 班 事務所等の指導、審査申出に係る評価庁側に関する事務、 (評価特別対策担当) (総括) 固定資産税及び都市計画税に係る審査請求及び訴訟に関す る事務 (評価特別対策担当) ② 同 上 固定資産税及び都市計画税の課税事務に係る主要計画の策 固定資産税課--固定資産税班 定及び進行管理(所有者調査班に属するものを除く。)、 (固定資産税担当) (総括) 当該各税に係る都税事務所の指導(所有者調査班に属する 産 ものを除く。)、当該各税に係る課税資料の集計、部所管 の都税に係る窓口事務等の企画及び都税事務所の指導、部 所管の都税に係る調定額等の管理並びに課税実績等の集計 及び諸統計、国有資産等所在市町村交付金等に係る主要計 画の策定及び進行管理、対象資産の調査、評価及び交付請 求、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事務 国有資産等所在市町村交付金等に係る主要計画の策定及び (交納付金担当) 進行管理、対象資産の調査、評価及び交付請求、国有提供 施設等所在市町村助成交付金に関する事務 税 固定資産税及び都市計画税の課税事務のうち、地方税法第 所 有 者 調 査 班 343条第2項後段の規定に係る納税義務者の認定及び調査 (所有者調査担当) (総括) 事務、当該事務に係る主要計画の策定及び進行管理、当該 事務に係る都税事務所の指導に関する事務 部所管の都税の電子計算システムに係る事務の企画及び主 雷 指 導 算 班 要計画の策定、当該システムに係る都税事務所の指導、当 (電算指導担当) (総括) 該システムの維持管理に関する事務 部 土地及び家屋に係る固定資産税の課税台帳整備に関する事 (課税台帳整備担当) 不動産取得税及び特別土地保有税の課税事務に係る主要計 -不動産取得税班 画の策定及び進行管理、当該各税に係る都税事務所等の指 (不動産取得税担当) (総括) 導、当該各税に係る課税資料の集計、当該各税に係る訟務 事務、特別土地保有税の調査に関する事務



固定資産評価員

固定資産を適正に評価し、かつ都知事が行う価格の決定を補助する事務(なお固定資産評価員の職務を補助させるため、局においては計画課評価特別対策班及び固定資産評価課の職員が、都税事務所においては固定資産税課又は固定資産評価課の職員が、それぞれ固定資産評価補助員として兼務している。)





#### 第3節 都税事務所等の組織(令和7年4月1日現在)※()内は課長代理のポスト名

#### 1 都税事務所各課班分掌事務概要



	一 都 民 税 利 子 割 班 (都民税利子割担当) (総括) (中央都税に限る。)	利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税の課税、 当該税の主要計画の策定及び進行管理に関する事務
	<ul><li>軽油引取税 班</li><li>(軽油引取税担当)(総括)</li><li>(中央、港、新宿、立川都税に限る。)</li></ul>	軽油引取税の課税、当該税に係る主要計画の策定及び進行管理、当該税に係る調査、免税証の交付、特別徴収交付金の交付額の決定に関する事務
	──(軽油引取税担当) (中央、港、新宿、立川都 税に限る。)	同上
		法人二税の課税及び事業所税の申告受付、法人二税に係る主要計画の策定及び進行管理、法人二税に係る調査等に関する 事務
	法人事業税担当)(総括) (台東、品川、渋谷、豊島	同 上
	都税に限る。) 	同 上
	都税に限る。) 	同上
	<ul><li>(渋谷都税に限る。)</li><li>法 人 事 業 税 班</li><li>(法人事業税担当) (総括)</li><li>(八王子、立川都税に限る。)</li></ul>	法人二税の課税、当該各税に係る主要計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査等に関する事務
	法 人 調 査 班 (法人調査担当) (総括) (立川都税に限る。)	ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税 に係る調査事務の主要計画の策定及び進行管理、当該各税に 係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務
	(法人調査担当) (立川都税に限る。)	ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税 に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事 務
	事業所税担当)(総括)	事業所税の課税及び調査等、当該税に係る主要計画の策定及 び進行管理に関する事務
	に限る。) (事業所税担当) (千代田、中央、港、新宿 都税に限る。)	事業所税の課税及び調査等、当該税に係る主要計画の策定及 び進行管理に関する事務
	事業所税第二班 (事業所税担当)(総括) (千代田、中央、港、新宿都税 に限る。)	事業所税の課税及び調査等、当該税に係る主要計画の策定及 び進行管理に関する事務
	(手代田、中央、港、新宿都税に限る。)	事業所税の課税及び調査等、当該税に係る主要計画の策定及 び進行管理に関する事務
一法 人 事 業 税 課―― (千代田、中央、港、 新宿都税に限る。)		法人二税の課税、当該各税に係る主要計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査等に関する事務
法人調査専門課長 (千代田、中央、港、 新宿都税に限る。)	法人事業税第二班 (法人事業税担当) (総括) (千代田、中央、港、新宿 都税に限る。)	同 上

都

税

事

務

所

-法人事業税第三班 同 上 (法人事業税担当) (総括) (中央都税に限る。) ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税 法人調查第一班 に係る調査事務の主要計画の策定及び進行管理、当該各税に (法人調查担当) (総括) 係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務 ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税 (法人調査担当) に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事 都 ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税 法人調查第二班 に係る調査事務の主要計画の策定及び進行管理、当該各税に 係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務 (法人調査担当) (総括) ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税 - ( 法 人 調 査 担 当 ) に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事 楘 不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税 - 固 定 資 産 税 課 固定資産 税班 の課税事務に係る主要計画の策定、取りまとめ及び進行管 (区部の都税) (固定資産税担当) (総括) 当該各税の窓口事務及び証明、土地及び家屋に係る固定 税 資産税及び都市計画税の課税、非課税、課税標準の特例及び 減免の認定に関する事務 土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税、非課 (固定資産税担当) 税、課税標準の特例及び減免の認定、当該各税に係る主要計 (港、新宿、江東、品川、 画の策定及び進行管理に関する事務 大田、世田谷、渋谷、杉 並、板橋、練馬、足立、葛 飾、江戸川都税に限る。) 不動産取得税及び特別土地保有税の課税、非課税、課税標準 不動産取得税班 の特例及び減免の認定、不動産取得税に係る主要計画の策定 (不動産取得税担当) (総括) 及び進行管理に関する事務 土地、家屋及び償却資産の評価に係る主要計画の取りまと 産 評 価 箵 事 -め、家屋の評価、家屋の評価に係る主要計画の策定及び進行 (家屋評価担当) (総括) 管理、家屋実地調査実施計画の策定及び進行管理に関する事 (千代田、中央、文京、台 務 東、墨田、江東、品川、目 黒、渋谷、中野、豊島、 荒川、板橋、葛飾都税 に限る。) (家屋評価担当) 家屋の評価、家屋調査票の作成、家屋捕捉資料の収集及び整 理に関する事務 (千代田、中央、文京、台 東、墨田、江東、品川、目 黒、渋谷、中野、豊島、 荒川、板橋、葛飾都税 北. に限る。) 楘 土地の評価、認定及び調査、当該事務に係る主要計画の策定 +: 及び進行管理に関する事務 (土地担当) (総括) (千代田、中央、文京、台 東、墨田、江東、品川、目 黒、渋谷、中野、豊島、 荒川、板橋、葛飾都税 に限る。) 土地に係る評価事務のうち、用途地区の区分、状況類似地区 ( 土 地 担 当 ) の区分、標準宅地の選定及び路線価調査、当該調査に係る主 (千代田、中央、文京、台 要計画の策定及び進行管理に関する事務 東、墨田、江東、品川、目 黒、渋谷、中野、豊島、 北、荒川、板橋、葛飾都税 所 に限る。) 償却資産に係る固定資産税の課税、非課税、課税標準の特例 儅 資 却 産 班 及び減免の認定、償却資産の評価及び調査、償却資産に係る 主要計画の策定及び進行管理に関する事務 (償却資産担当) (総括) (千代田、中央、文京、台 東、墨田、江東、品川、目 黒、渋谷、中野、豊島、 北、荒川、板橋、葛飾都税 に限る。) 償却資産に係る固定資産税の課税、非課税、課税標準の特例 (償却資産担当) 及び減免の認定、償却資産の評価及び調査に関する事務 (千代田、中央、品川、渋

谷都税に限る。)

土地、家屋及び償却資産の評価に係る主要計画の取りまと 固定資産評価課 箵 産 評 価 班 め、家屋の評価、家屋の評価に係る主要計画の策定及び進行 (港、新宿、大田、 (総括) (家屋評価担当) 管理、家屋実地調査実施計画の策定及び進行管理に関する事 世田谷、杉並、練 馬、足立、江戸川 都税に限る。) 家屋の評価、家屋調査票の作成、家屋捕捉資料の収集及び整 - (家屋評価担当) 理に関する事務 家屋の評価、家屋実地調査実施計画の策定及び進行管理、家 家 評 屋 侕 班 屋調査票の作成、家屋捕捉資料の収集及び整理に関する事務 都 (家屋評価担当) (総括) (大田、世田谷、杉並、練 馬、足立、江戸川都税に限 る。) 家屋の評価、家屋調査票の作成、家屋捕捉資料の収集及び整 (家屋評価担当) 理に関する事務 土地の評価、認定及び調査、当該事務に係る主要計画の策定 - 十 地 及び進行管理に関する事務 (土地担当) (総括) 土地に係る評価事務のうち、用途地区の区分、状況類似地区 ( 土 地 担 当 ) 税 の区分、標準宅地の選定及び路線価調査、当該調査に係る主 要計画の策定及び進行管理に関する事務 償却資産に係る固定資産税の課税、非課税、課税標準の特例 儅 却 資 産 班 及び減免の認定、償却資産の評価及び調査、償却資産に係る (僧却資産担当) (総括) 主要計画の策定及び進行管理に関する事務 償却資産に係る固定資産税の課税、非課税、課税標準の特例 (償却資産担当) 及び減免の認定、償却資産の評価及び調査に関する事務 (港、新宿、大田都税に限 る。) 事 不動産取得税の課税、非課税、課税標準の特例、減額及び減 産 税 課 不動産取得税第一班 免の認定、当該税に係る主要計画の策定及び進行管理、家屋 (八王子、立川都税に (不動産取得税担当) (総括) 捕捉資料の収集及び整理、家屋の価格の決定、市町村との連 限る。) 絡調整に関する事務 不動産取得税第二班  $\vdash$ (不動産取得税担当) 家屋の評価、家屋調査票の作成、家屋評価区分地域に係る家 評 屋評価総括事務、主要計画の策定及び進行管理、市町村との (家屋評価担当) (総括) 連絡調整に関する事務 務 (家屋評価担当) Н 《徴収部門》 滞納整理に係る主要計画の策定及び進行管理、都税収入に係 管 徴 収 課-徴 収 理 班 る計画の取りまとめ並びに主要計画の策定及び進行管理、滞 (徴収管理担当) (総括) 納整理実績の統計、都税徴収簿等の管理、督促状の発付、滞 滞納整理専門課長 (千代田、中央、港、新宿、 納票の作成及び引継ぎ、過誤納金の発生確認、申請書類の受 台東、品川、渋谷、 豊島、 付及び実績の集計、口座振替関係書類の受付、納税証明、決 (千代田、中央、港、新 荒川、八王子、立川都税に 宿、江東、世田谷、渋 谷、杉並、板橋、練馬、 算てん末復命書の作成、徴収猶予、滞納処分の停止決議後の 所 限る。) 事務、課の徴収金の取りまとめ及び払込み(領収日付印使用 足立、葛飾、立川都税に に係る徴収金を除く。)、所における領収日付印使用に係る 徴収金の取りまとめ及び払込み(千代田、中央、港、新宿、 台東、渋谷、豊島、荒川都税に限る。)、所における時間外 領収の徴収金の取りまとめ及び払込み(品川、八王子、立川 限ス ) 都税に限る。)、納付(納入)の委託に係る有価証券の取りまとめ及び再委託に関する事務 ( 管 理 担 当 ) 徴収猶予、滞納処分の停止決議後の事務、過誤納金の発生確 認、申請書類の受付及び実績の集計に関する事務

徴 収 管 理 班 (徴収管理担当) (総括) (文京、墨田、江東、 Ħ 黒、大田、世田谷、中野、 杉並、北、板橋、練馬、 足 立、葛飾、江戸川都税に限 る。) 都 ( 管 玾 担当) 税 納 税 班 (納税担当) (総括) (千代田、文京、台東、墨 田、目黒、渋谷、中野、豊 島、北、荒川、八王子、立 川都税に限る。) 納税担当) 税 納 第 事 (納税担当) (総括) (中央、港、新宿、江東、 品川、大田、世田谷、杉 並、板橋、練馬、足立、葛 飾、江戸川都税に限る。) ( 納 税 担 当 納 税 第 (納税担当) (総括) (中央、港、新宿、江東、 楘 品川、大田、世田谷、杉 並、板橋、練馬、足立、葛 飾、江戸川都税に限る。) \_ ( 納税担当) 徴 収 班 (徴収担当) (総括) ( 徴 収 担 当 ) 売 (公売担当) (総括) (千代田、新宿、江東都税 に限る。) 税 支 所— —(受付相談担当) (総括) (八王子、立川都税 に限る。)

滞納整理に係る主要計画の策定及び進行管理、都税収入に係 る計画の取りまとめ並びに主要計画の策定及び進行管理、滞 納整理実績の統計、都税徴収簿等の管理、督促状の発付、滞 納票の作成及び引継ぎ、過誤納金の発生確認、申請書類の受 付及び実績の集計、口座振替関係書類の受付、納税証明、決 算てん末復命書の作成、徴収猶予、滞納処分の停止決議後の 事務、課の徴収金の取りまとめ及び払込み(領収日付印使用 に係る徴収金を除く。)、所における領収日付印使用に係る 徴収金の取りまとめ及び払込み(墨田、江東、大田、世田 谷、中野、杉並、北、板橋、練馬、足立、江戸川都税に限 る。)、所における時間外領収の徴収金の取りまとめ及び払 込み(文京、目黒、葛飾都税に限る。)、納付(納入)の委 託に係る有価証券の取りまとめ及び再委託、法人の都民税、 事業税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税、狩猟税、軽油引 取税(江東都税を除く。)、事業所税及び宿泊税に係る受付及 び証明、自動車税の申請書類の受付、自動車税の種別割に係 る随時課税納税通知書及び納期限前の納付書の作成に関する

徴収猶予、滞納処分の停止決議後の事務、過誤納金の発生確認、申請書類の受付及び実績の集計、窓口事務に係る調整に関する事務

新規滞納事案(納期限後一定期間、一定額まで)に係る催告、臨戸、滞納処分、停止その他の滞納整理に関する事務

新規滞納事案(納期限後一定期間、一定額まで)に係る催告、臨戸、滞納処分、停止その他の滞納整理に関する事務 新規滞納事案(納期限後一定期間、一定額まで)に係る催

告、臨戸、滞納処分、停止その他の滞納整理に関する事務

新規滞納事案(納期限後一定期間、一定額まで)に係る催告、臨戸、滞納処分、停止その他の滞納整理に関する事務 新規滞納事案(納期限後一定期間、一定額まで)に係る催告、臨戸、滞納処分、停止その他の滞納整理に関する事務

同 上

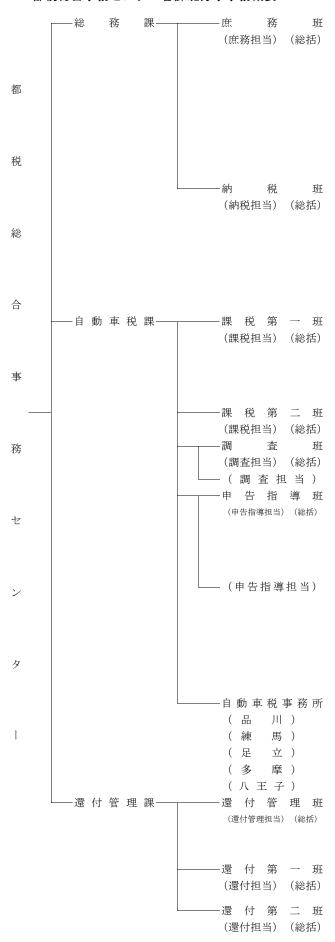
滞納事案に係る催告、臨戸、滞納処分、停止その他の滞納整理、差押財産の換価手続、換価代金等の配当及び振替充当に関する事務(公売班に属するものを除く。)

同 上

所管する都税事務所の差押財産の換価手続、所管する都税事 務所の換価代金等の配当及び振替充当に関する事務

都税支所所属職員の人事、給与、人材育成、福利厚生及び安全衛生その他の庶務事務、税務相談、税務広報、租税教育、納税貯蓄組合、自主納税の推進、個人の事業税、法人二税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税、狩猟税、軽油引取税、宿泊税、自動車税及び不動産取得税に係る各種申請書類等の受付及び証明、自動車税の種別割に係る随時課税納税通知書の作成、市町付その他の育公署との連絡び回答、都税に係る納税目書類、口座振替関係書類、徴収猶予申請書類及で資納金申請書類、口座振替関係書類、徴収猶予申請書類及で資本に関する事務

#### 2 都税総合事務センター各課班分掌事務概要



センター所属職員の人事、給与、人材育成、福利厚生、安全衛生及び健康管理、公文書類の収受、配布、発送及び廃棄、郵送金券の取りまとめ、公印の管理、住民基本台帳ネットワークシステム、災害対策、庁內管理、時間外等等に係る連絡調整、センターの広報広聴、公文書の開示等等に保有個人情報の開示、訂正及び利用停止、税務功労者表彰等、主要計画及び調定収入に係る進行管理、都引表で額及び収入額の取りまとめ、都税の決算、収入日計表等定額及び収入額の取りまとめ、都税の決算、収入日計表等の受払い、電子計及び決算、会計、財務会計、の費料の受払い、電子計及び決算、会計、財務会計、の購入の受払い、電子算及び決算、会計、財務会計、助工等の機工等理及び障害発生等の連絡調整、物品の購買、庁舎及び施設の維持、手数料の徴収に関する事務

自動車税の種別割に係る督促状の作成、発付及び公示送達、所管する事務に係る都税事務所等の指導、催告書の作成及び発付、督促状及び催告書の返戻調査、自動車税の徴収金の取りまとめ及び払込み、自動車税の種別割の納付(納入)の委託に係る有価証券の取りまとめ及び再委託、納付書の作成、自動車税の収入消込、自動車税に種別的ので成及び徴収引継ぎ、自動車税に係る過誤納金の種別割の徴収猶予、延滞金の減免、証明、不服申立て、都税事務所等からの照会及び回答、口座振替等に関する事務

自動車税の種別割に係る事務の都税事務所等の指導、自動車税の種別割に係る主要計画の策定及び進行管理、申告書の管理、発生変更一覧表等の照合、納税通知書の作成、発付、返戻調査及び公示送達、自動車税の種別割の調定決議、随時課税、自動車税の種別割の課税に係る不服申立て、アメリカ合衆国軍隊の構成員等に係る自動車税の種別割(賦課期日課税分に限る。)に関する事務

同 上

自動車の廃車等の調査及び減額処理、自動車税及び軽自動 車の環境性能割の減免に関する事務

#### 司 上

証紙徴収に係る自動車税事務の都税事務所等の指導、証紙 徴収に係る自動車税の主要計画の策定及び進行管理、調定 決議、運輸支局及び軽自動車検査協会との連絡、証紙徴収 に係る自動車税の不申告の調査、商品自動車の調査、自動 車税の環境性能割の更正、決定及び納税義務免除、自動車 税の環境性能割の徴収猶予、証紙徴収に係る自動車税の課 税における不服申立てに関する事務

証紙徴収に係る自動車税事務の都税事務所等の指導、証紙徴収に係る自動車税の賦課資料の収集及び調査(不申告を含む。)、商品自動車の調査、証紙徴収に係る自動車税の種別割の税率決定、自動車税の種別割(証紙徴収相当分)の納税通知書の作成及び発付、自動車税の環境性能割の更正、決定及び納税義務免除、督促状の作成、発付及び公示送達、自動車税の環境性能割の徴収猶予及び徴収引継ぎ、証紙徴収に係る自動車税の課税における不服申立てに関する事務

証紙徴収に係る自動車税の申告書の受理、徴収金の収納、自動車税の種別割に係る納税証明等の照合及び発行、自動車税の種別割の納付書の作成、アメリカ合衆国軍隊の構成員等に係る自動車税の種別割(賦課期日後に納税義務の発生したものに限る。)及び自動車税の環境性能割の申告書の受理及び納付に関する事務

過誤納還付に係る主要計画の策定及び進行管理、過誤納還付金支出及び戻入の決議、過誤納還付実績の統計、過誤納金還付及び充当に関する指定金融機関等との調整、過誤納金還付通知書の発送、過誤払戻入納付書の発送に関する事務

自動車税以外の税目に係る過誤納金の還付及び充当事務、 当該事務に係る都税事務所等との連絡調整に関する事務

自動車税の過誤納金の還付及び充当事務、当該事務に係る 都税事務所等との連絡調整に関する事務

## 3 支庁の税務事務担当と分掌事務概要

支 庁 名	税務事務担当	分 掌	事 務	備考
大 島	総務課税務担当	都税の賦課徴収 りに関する事務		
三宅	総務課行政担当	同	上	左の分掌事務の他に各種選挙、村その他の公共団体の行政一般に関する事務を併せて担当している。
八丈	総務課税務担当	同	上	
小 笠 原	総務課行政担当	同	上	左の分掌事務の他に各種選挙、村その他の公共団体の行政一般に関する事務を併せて担当している。

#### 第4節 行政委員会及び懇談会

#### 1 東京都固定資産評価審査委員会

(1) 設置の目的

固定資産課税台帳に登録された価格に関する納税者からの不服について審査決定するために設置された行政委員会である。

(2) 委員の構成・任期

委 員 9名

任期 3年

(3) 選任

委員は、次の資格要件を満たす適任者のうちから、議会の同意を得て知事が選任する。

ア 特別区の住民

イ 特別区税及び特別区内で都税とされている市町村税の納税義務がある者

ウ 固定資産の評価について学識経験を有する者

(4) 根拠法令

地方自治法第180条の5第3項、地方税法第423条、東京都都税条例第140条

(5) 令和6年度開催状況

委員会全体会議5回、審査会審理等66回

(6) 事務局

税制部評価審査課

#### 2 東京都税制調査会

(1) 設置の目的

地方分権の時代にふさわしい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方等の参考とするため、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者との意見の交換を行う懇談会として、平成12年5月に設置した。

(2) 委員の構成・任期

特別委員 6名程度

委員 19名程度

任期3年

(3) 委嘱

特別委員は都議会議員の職にある者のうちから、委員は学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

(4) 検討項目

下記事項について検討し、意見交換を行う。

ア 地方税制度の改善に関すること。

イ 国と地方の税源配分に関すること。

ウ その他これらの事項に関連する租税制度の改善に関すること。

(5) 事務局

税制部税制調査課

## 第5節 主税局の事業予算

## 1 主税局所管歳出予算額(令和7年度)・決算額(令和6年度)

## (1) 一般会計

科						目					7年度当初予算額			
	並	<b></b>				項					目			7 中段 日 初 了 昇 碩
徴	利	兑	費											96, 429, 000
				徴	税	管	理	費						43, 848, 000
									管		理		費	43, 727, 362
									納	税	広	報	費	120, 638
				課		税		費						14, 622, 000
									管		理		費	10, 760, 105
									課	税	事	務	費	3, 861, 895
				徴		収		費						36, 224, 000
									管		理		費	5, 424, 319
									徴	収	事	務	費	30, 799, 681
				施	設	整	備	費						1, 735, 000
									都和	脱事	務所	等整值	<b>前費</b>	1, 735, 000
諸	支	出	金											115, 869, 000
				諸				費						115, 869, 000
									利	子	割米	青 算	金	1,000
									過	誤	納道	景 付	金	115, 868, 000
	1	<b></b>									計			212, 298, 000

## (2) 地方消費税清算会計

科		目	7年度当初予算額	
款	項	目	7 中度 3 例 7 异碩	
地方消費税清算費			2, 802, 875, 000	
	地方消費税清算費		2, 802, 875, 000	
		地方消費税徵収取扱費	5, 793, 000	
		地方消費税清算金	1, 981, 187, 000	
		一般会計繰出金	815, 895, 000	
合		計	2, 802, 875, 000	

<sup>(</sup>注) 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

(単位:千円)

	(単位:十円)
6年度決算額	計上概要説明
82, 838, 827	
32, 593, 445	
32, 512, 320	都税事務所等の庁舎維持、事務機械化、電算処理及び一般管理事務費並びに主 税局職員の監察、税務研修及び給料その他諸手当等の人件費に要する経費
81, 125	適正な申告と自主納税の推進による納期内収入の向上を図るためのニュース、パンフレット等の各種広報事業に要する経費
13, 431, 437	
10, 842, 134	都税の課税事務及び固定資産評価事務関係職員の給料その他諸手当等の人 件費に要する経費
2, 589, 303	都税の課税事務、固定資産の評価事務、固定資産評価員及び都税の犯則取締りに要する経費
34, 834, 004	
5, 665, 710	都税の徴収事務関係職員の給料その他諸手当等の人件費に要する経費
29, 168, 294	都税の徴収及び滞納整理事務並びに徴収交付金に要する経費
1, 979, 941	
1, 979, 941	都税事務所の改築及び改修工事等に要する経費
86, 965, 154	
86, 965, 154	
0	利子割額に係る関係道府県との精算に要する経費
86, 965, 154	都税の過誤納に係る還付金及び還付加算金に要する経費
169, 803, 981	

6年度決算額	計上概要説明
2, 550, 518, 428	
2, 550, 518, 428	
5, 198, 038	国に支払う地方消費税徴収取扱費に要する経費
1, 765, 535, 715	地方消費税に係る関係道府県との清算に要する経費
779, 784, 675	一般会計に対する繰出金に要する経費
2, 550, 518, 428	

## 2 徴税費の推移

(単位:千円・%)

区分		分	}	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和 5 年度 (決算)	令和 6 年度 (決算)	令和 7 年度 (当初予算)
	TT-left	給	料	10, 703, 181	10, 796, 553	10, 836, 934	11, 053, 832	11, 453, 569
	職員	諸手	当	9, 214, 751	9, 486, 615	9, 351, 413	10, 011, 463	10, 180, 207
徴	費	その	)他	3, 961, 083	4, 027, 826	23, 514	22, 942	23, 360
		小	計	23, 879, 015	24, 310, 994	20, 211, 861	21, 088, 237	21, 657, 136
税	旅		費	21, 226	23, 616	28, 851	28, 822	98, 313
	需	用	費	763, 157	915, 839	913, 578	856, 606	992, 239
費	報	償	費	26, 721, 528	27, 688, 070	27, 124, 983	28, 051, 462	29, 432, 750
	そ	の	他	19, 332, 276	21, 353, 033	25, 234, 715	32, 902, 911	44, 365, 154
	合		計	70, 717, 202	74, 291, 552	73, 513, 988	82, 928, 038	96, 545, 592
税	Ą	又	入	5, 847, 910, 482	6, 164, 368, 295	6, 344, 300, 425	6, 742, 302, 403	6, 929, 588, 404
税徴収税入費	職	員	費	0. 41	0. 39	0. 32	0. 31	0.31
にの 対割	そ	の	他	0.80	0. 81	0.84	0. 92	1.08
す合る	合		計	1. 21	1. 21	1. 16	1. 23	1.39

#### (注)

- 1 「職員費」は、支庁における経費を含む。
  - (1) 職員費中の「諸手当」は、扶養、地域、期末手当その他の職員手当の合計額である。
  - (2) 職員費中の「その他」は、共済費及び賃金の合計額である。ただし、制度改正に伴い令和2年度から賃金の計上はない。
- 2 「需用費」は、光熱水費及び一般需用費の合計額である。
- 3 「報償費」は、特別徴収交付金、個人都民税徴収取扱費及び納税貯蓄組合に対する補助金の合計額である。
- 4 「その他」は、施設整備費、役務費及び備品購入費等の合計額である。
- 5 徴税費には、利子割精算金及び過誤納還付金を含まない。
- 6 投資的経費(施設整備費)を控除した徴税費は、令和3年度67,306,099千円、令和4年度73,600,099千円、令和5年度72,264,860千円、令和6年度80,948,097千円、令和7年度94,810,592千円であり、税収入に対する割合は、それぞれ1.15%、1.19%、1.14%、1.20%、1.37%となっている。ただし、令和3年度から令和6年度までは決算、令和7年度は当初予算における金額である。
- 7 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

#### 第6節 税務総合支援システム (TACSS)

#### 1 主税局の電算化・ICT化の流れ

主税局では、1,000 万を超える大量の納税者に係る情報を迅速かつ正確に処理するため、平成 2年4月に「税務情報総合オンラインシステム」を導入し、都税の基幹税目について課税から収 入管理に至る一貫処理を行い、税務事務の効率化に努めてきた。

平成14年4月からは、税務総合支援システム(Taxation And Collection Support System) (以下「TACSS」という。)の開発に着手し、平成17年7月の全面稼働により、リアルタイム処理やダウンサイジングなど時代に沿ったサービス向上と効率的な運用の実現を図った。

TACSSは稼働から20年が経過し安定稼働の段階であるが、国では「Society5.0」が提唱され、これに呼応し都においても「未来の東京」に向けて都庁のデジタル化を進めていくとしている。主税局においても税務手続のデジタル化に向け、平成30年度から2年にわたりTACSSの最適化に係る企画構想を策定した結果、税務業務を抜本的に見直すとともにTACSSを全面再構築することとなった(再構築の概要については、「主税局ビジョン2030」にて記載。)。

#### 昭和 39 40 41 • • • • 62 63 元 39 43 56 60 61 2.4~17.7 税務総合支援システム(TACSS) 自固 税務情報総合オンラインシステム 構想 開発 定人・事 動定 全面稼動(17.7~) ・事業 計税バ |税統計パツチ処理 一税課税バツチ処理 税計 個人 事業所 法人二税 自動車二税。 固定(土地家屋) 固定(償却) 不動産 収入管理 統計 第三次開発(14.10~17.7) ンライン 入管理オンライン 固定(土地家屋)、 固定(償却)、不動産システム 基 共通システム 第二次開発(14.7~17.4) + 特別地方消費税 本 法人二税、個人、 事業所、その他税システム 滞納整理 構 想 ·次開発(14.4~16.7) 自動車二税、収入管理、 滞納整理、統計、 あて名、共通システム

【主税局の電算化・ICT化の流れ】

#### 2 税務総合支援システム (TACSS) の特徴

- (1) 納税者サービスの向上
  - ・オンラインリアルタイム方式を採用することで処理時間の短縮を図り、迅速な納税者対応が 可能
  - ・電子申告・納税等のICT化への対応が可能な拡張性の高いシステム
- (2) 経費の削減
  - ・システム機器の小型化等による維持管理経費の大幅削減
- (3) 職員の作業負担軽減
  - ・入出力帳票を電子化することで、処理期間を短縮し、紙帳票数を削減
  - ・外部機関(システム)から提供されるデータを活用し、作業を効率化

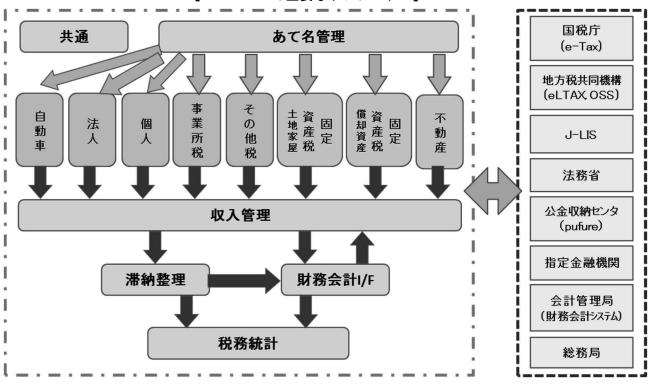
- (4) 職員が使いやすいシステム
  - ・基本画面や帳票を統一・標準化するとともに、端末に操作ガイド機能を搭載
  - ・職員自らデータの検索・加工が行えるよう業務支援機能(EUC機能)を装備

#### 3 税務総合支援システム (TACSS) の概要

- (1) TACSSの機能
  - ア オンラインサービスの提供
    - 課税・徴収データの入力、照会、計算 など
  - イ 課税・徴収データの一括更新処理 定期課税処理、収入消込処理 など
  - ウ 税務データ保存、帳票データ作成
  - エ 外部からのデータ受入れ 電子申告(法人・償却資産)、OSS(自動車)、pufure(収入管理) など
  - オ 外部へのデータ出力 データ出力センタ (納税通知書等)、財務会計、指定金融機関、pufure など カ EUC、電子帳票機能
- (2) システム構成 (サブシステム)

TACSSでは、全税目について、課税から収入管理・滞納整理までをサブシステムとしてシステム化し(34 サブシステムから構成)、サブシステム間の一貫した処理や外部機関とのデータ連携を確保している。

#### 【TACSSの主要なサブシステム】

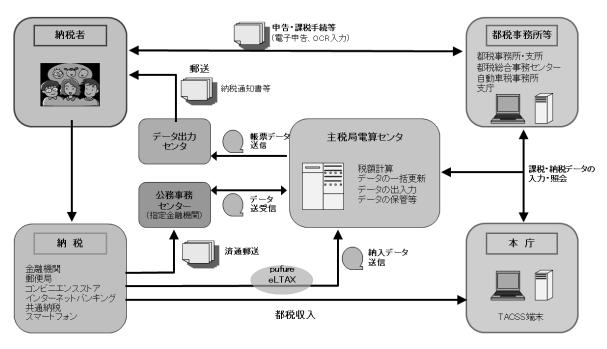


#### (3) システム機器・ネットワーク

TACSSでは、業務処理等のすべてのサーバやデータを主税局電子計算センタ内に配置し、データ保存領域を持たないシンクライアント方式のTACSS端末等を都税事務所等及び本庁に配置している。

また、これらをつなぐネットワークは外部と接続しない閉鎖的な構成とし、外部機関とのデータ連携は主に外部記録媒体を通じて行っている。

#### 【TACSSのシステムネットワーク】



## 4 税務手続等の電子化

国や都庁全体のICT化の推進計画を踏まえ、主税局においても、納税者の利便性向上と税務 事務の効率化を目指して税務手続等の電子化に取り組んでいる。

税務手続等の電子化の取組 年表

年月	区分	事項	詳細
亚己17左1日	電子申告	宿泊税納入申告等受付開始	_
平成17年1月 	電子申請・届出	宿泊税登録事項変更申請等受付開始	_
平成17年8月	電子申告	eLTAXによる電子申告受付開始(法人二税)	第4章第2節3
平成17年12月	OSS	新車の新規登録・電子納税受付開始	第4章第2節4
平成18年1月	電子申告	eLTAXによる電子申告受付開始(固定資産税(償却資産))	第4章第2節3
平成18年4月	電子納税	マルチペイメントネットワーク収納開始	第4章第2節2(2)イ
平成19年11月	電子申請・届出	自動車税住所変更届受付開始	_
	電子申告	eLTAXによる電子申告受付開始(事業所税)	第4章第2節3
平成20年9月	電子申請・届出	eLTAXによる電子申請・届出受付開始(法人二税・事 業所税)	第4章第2節3
平成21年4月	電子納税	eLTAXによる電子納税受付開始(法人二税・事業所 税)	第4章第2節2(2)ウ
平成23年1月	国税連携	国税データ連携開始	_
平成23年5月	電子納税	クレジットカード収納開始(自動車税種別割)	_
平成27年4月	OSS	継続検査用自動車税納税情報提供開始	第4章第2節4
平成29年4月	OSS	中古車の新規登録、移転登録、変更登録、電子納付受付開始	第4章第2節4
平成29年11月	電子申請・届出	固定資産税通知書送付先変更届受付開始	_
平成31年4月	電子申請・届出	Web口座振替申込サービス稼働	第4章第2節2(2)ア
令和元年10月	電子納税	eLTAXによる共通納税システム稼働	第4章第2節2(2)ウ
令和2年4月	その他	主税局ホームページ上でAIチャットボット	第4章第2節7
令和2年5月	電子申請・届出	eLTAXによる電子申請受付開始(徴収猶予)	第4章第2節3
令和2年6月	電子納税	スマートフォン決済アプリ導入	第4章第2節2(2)オ
令和3年2月	電子申請・届出	eLTAXによる電子申請受付開始(換価の猶予)	第4章第2節3
令和3年4月	電子申請・届出	個人事業税に係る生活扶助減免、省エネ減免及び軽油 引取税特別徴収義務者登録等受付開始(他道府県本 店・登録事項変更)	_
令和3年10月	電子申告・納税	eLTAXによる電子申告・納税受付開始(都民税利子 割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割)	第4章第2節2(2)ウ 第4章第2節3
令和3年12月	電子申請・届出	都税に関する各種証明の申請	第4章第2節5(1)
令和5年4月	電子納税	eLTAXによる電子納税受付開始(個人事業税、自動車 税、固定資産税等)	_
令和5年10月	電子申告・納税	eLTAXによる電子申告・納税受付開始(都たばこ税、 ゴルフ場利用税、宿泊税)	第4章第2節2(2)ウ 第4章第2節3
令和6年10月	電子申告・納税	eLTAXによる電子申告・納税受付開始(軽油引取税)	第4章第2節2(2)ウ 第4章第2節3
令和7年3月	電子申請・届出	eLTAXによる電子申請・届出受付開始(鉱区税)	第4章第2節3

### 5 サイバーセキュリティ

サイバー攻撃の件数が年々増加し、攻撃手法が多様化・巧妙化する中、様々な組織においてサイバーセキュリティインシデントが多数発生し、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題であることから、政府における情報セキュリティ政策や対策技術の動向を踏まえ、総務省において「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等が示され、随時改定されているところである。

都においても、東京都CSIRTが中心となり上記ガイドラインを踏まえ「東京都サイバーセキュリティ基本方針」、「サイバーセキュリティ対策基準」を改正し、東京都CSIRTと、各局CSIRTの連携による迅速な情報共有、事故の未然防止と被害の最小化等に取り組んでいる。

都のサイバーセキュリティ対策強化の取組を受け、個人情報の中でも機密性の高い税務情報を取り扱う主税局では、情報の取扱いや遵守事項を定める「主税局サイバーセキュリティ安全管理措置」及び各システムの遵守事項である「サイバーセキュリティ実施手順」を随時改正するとともに、全庁と一体となった実効性ある取組を推進している。

# 第7節 人材育成

#### 1 人材育成方針

主税局では、団塊世代の大量退職のピークが過ぎ、税務経験の長いベテラン層から、中堅・若手職員が中心となって支える組織へと転換していく中、適正・公平な賦課徴収に基づき都税収入を確保する使命を果たすため、それまでの人材育成に係る取組を精査し、平成26年1月「主税局人材育成方針」を策定した。

この方針に基づき、税務の専門知識及び技術を確実に継承していくとともに、職員一人ひとりの意欲と能力の向上を目指して、組織一丸となって人材育成を推進していく。

#### (1) 求められる職員像

主税局において目指すべき職員像として、「税務のプロとして高い気概と専門性を併せ持ち、適正・公平な賦課徴収を実現できる職員」を掲げ、人材育成上のビジョンとした。

また、「東京都職員人材育成基本方針」では、東京都職員に求められる能力として、一般職員では、「職務遂行力・組織支援力・取組姿勢」の3点を掲げているが、主税局ではこれらに加え、「適正・公平な賦課徴収ができる専門性」及び「納税者への説明責任を果たせる説明力」が求められる。

#### (2) 人材育成上の課題とその取組

ア 「部門の専門性を牽引する層」の育成

税務経験の浅い職員の割合が拡大する中、「選抜して育成する」という視点のもと、指名制による実務研修の受講や主税局専門講師への登用等を通じて、将来各部門の核となって牽引することが期待される職員を選抜し、早期かつ集中的に育成する。

#### イ それぞれの役割を最大限果たせる人材の育成

管理監督職の若年化が加速している現状を踏まえ、組織運営力等の向上に資する職層研修の充実を図るなど、将来の主税局を支えていく人材として、若手管理監督職及び主任級職員を重点的に育成する。

#### ウ 若手職員の育成

主税局には毎年多くの新規採用職員が配属されることから、若手職員を「全庁共有財産」として、主税局のみならず全庁的に活躍できる人材へと育成していく。

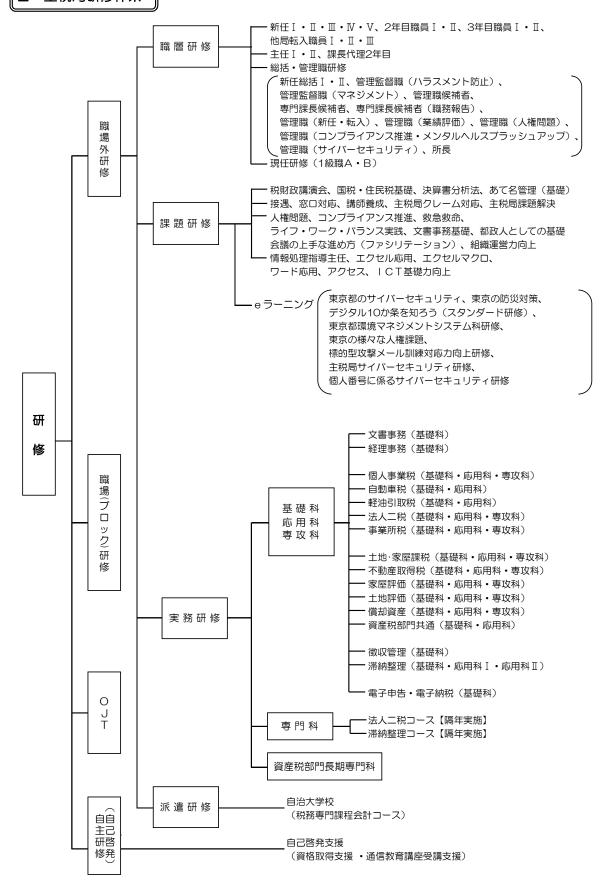
#### 2 局研修の実施

都政が直面する課題の解決に向けて新たな発想で実効性ある政策を迅速に展開し「未来の東京」を切り拓いていくためには、より幅広い視野とチャレンジする姿勢を持ち、デジタルスキルや高度な専門性を発揮して、都政を支えていく人材の育成が必要である。

主税局においても、歳入所管局として都税収入を確保し、都の施策を推進するための財政基盤を支える役割の重要性はますます高まっている。このため、主税局職員は様々な研修を通して、職務の基本となる法令を軸とした専門知識や調査技法等の習得に努めるとともに、日々の職務を通して税務のプロフェッショナルとして実践的な実務能力を高め、主税局の組織の力を強化していくことが重要になる。

令和7年度主税局研修は、映像資料の視聴形式(以下「LMS」という。)やWeb配信形式などの 多様な研修実施方法により、各職員の働き方に合わせた人材育成の機会を提供していく。職員一 人ひとりが、常に納税者の視点に立ち、より高度な専門性をはじめ、自らの強みを発揮できることを目的として行い、実施に当たっては、局研修・職場研修・0JT・自己啓発を効果的に組み合わせ、多様な手段で効率的かつ総合的に人材を育成していく。

# Ⅲ 主税局研修体系



#### (1) 職場外研修

# ア 職層研修

職層研修は、職員一人ひとりが各職層に求められる役割と責務を最大限発揮するため、 基礎的能力・技法を付与することを目的として実施する。特に、今後の主税局の中核を担 う若手管理監督職及び主任級職員並びに都政を担う若手職員について重点的に育成してい く。

# (ア) 新人・転入研修

新規採用職員については、採用後の3年間で、主税局に関する基礎知識や都庁職員として必要な基本的な職務遂行能力を付与するとともに、課題発見・解決力や都政全体を見据えた幅広い視野を醸成する。

他局転入職員については、主税局の組織・役割、歳入所管局としての課題や取組、租税の概要、法律・税務用語等、主税局での職務遂行に必要な基礎的知識を付与する。

# (イ) 主任·課長代理研修

主任級から課長代理級(総括を除く)の職員に対して、それぞれの職層に応じた役割 及び責務を認識させ、自覚を高めるとともに、各々に必要な知識・能力等を付与する。

#### (ウ) 総括・管理職研修

総括以上の課長代理級及び管理職に対して、組織運営に必要な知識や考え方、スキルを付与する。また、民間経営者等を招いた講演を通して戦略的思考力やリーダーシップの養成を図る。

管理職選考合格者に対しては、管理職候補者としての自覚を高め、心構えと意識の高 揚を図る研修を実施する。

また、専門課長候補者に対して、行政専門職として求められる能力を強化するための 研修を実施する。

#### (工) 現任研修

それぞれの職層の位置付け、役割及び職責を再認識させるとともに、自己啓発の契機 として問題意識の向上を図る。

#### イ 課題研修

課題研修は、税務職員として必要とされる実務知識・スキルのほか、人権問題やコンプライアンス推進など、職員として身につけておくべき基本的知識や、メンタルヘルス対策など良好な職場の形成に必要な知識等の習得を目的として実施する。

#### ウ実務研修

「税務のプロ」を育成するために、専門知識・技術の早期取得と研修成果の効果的活用 の観点を基本として、新任職員から中核職員まで段階的に実務研修を行う。

配属1年目では基礎科を受講させ、基礎的な専門知識・技術を付与する。配属2年目以降は応用科、専攻科により、高度な専門知識等の習得を図り、部門の専門性を牽引する自 覚を醸成していく。

さらに、部門の専門性を牽引するスペシャリストとして適性のある職員・期待できる職員については、専門科、長期専門科により、選抜して育成する。

#### (ア) 基礎科

当該実務経験1年未満の職員に対し、職場実務研修では習得することが困難なものに

ついて、基礎的な専門知識・技術を付与する。

#### (イ) 応用科

基礎的知識を持つ職員に対し、より高度な専門知識・技術を付与し、職務遂行能力の レベルアップを図る。

#### (ウ) 専攻科

主税局の中核としてふさわしい職員に対し、困難事例の検討等を通して日常の課題に 対応するための専門知識・技術を付与し、専門性の向上を図る。

原則として、研修修了後は職場実務研修を行い、レポートを提出する。

#### (エ) 専門科

高度な専門知識及び技術を付与し、職場の課題に柔軟に対応できる職場リーダーや主 税局専門講師の育成を図る。令和7年度は、滞納整理について実施する。

#### (オ) 資産税部門長期専門科

① マルチエキスパート研修

部門を牽引することが期待される人材を選抜し、部門の全分野にわたる専門知識及 び実務に必要な技術を付与することで、部門の中核を担い多角的視点で課題を解決で きる人材を育成する。

② ステージアップ研修

オンデマンド形式等により未経験分野の基礎的知識・技術を付与し、部門内連携強 化の担い手となるコア人材を育成する。

#### 工 派遣研修

高度な専門能力を備えた人材育成のため、自治大学校が実施する「税務専門課程会計コース」へ研修生を派遣する。通信研修と宿泊研修により、高度の知識や技能、実務処理能力の習得を目指す。

(2) 職場(ブロック)研修・職場(ブロック)実務研修

各所又は各ブロックにおいて、個々の能力に応じたきめ細かいフォロー、業務に必要となる基礎的知識等の習得、ベテラン職員からの知識の継承等を目的として実施する。

ア 職場(ブロック)研修

年度当初に各所属で時期・研修内容を計画し、各所各ブロックの実情・ニーズを踏まえ、創意工夫を凝らした効果的かつ自主的な内容で実施する。

イ 職場(ブロック) 実務研修

業務に必要となる基礎的知識・技法等の習得、個々の能力に応じたきめ細かいフォロー及びベテラン職員からの知識の継承等を目的として実施する。

#### (3) その他

担当業務に関連する他税目科目の実務研修について、必要と認められる場合には聴講することができる。

また、他局・区市町村等の研修生についても、連携強化を踏まえ受け入れる。

#### 3 自己啓発支援制度

自己啓発は、職員が「自ら育つ」意識を持って、勤務時間外において、自らの能力開発・向上 を行う主体的な取組である。自己啓発支援制度では、資格の取得に向けた能力開発を行うこと及 び通信教育講座を受講することを費用面から支援する。

主税局において支援の対象とする資格及び通信教育講座は、総務局人事部長が年度ごとに指定する全ての資格及び講座である。税理士、宅地建物取引士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、日本商工会議所主催簿記検定等、現在の職務に関連する資格のほか、都職員として将来携わることを希望する職務に関連するものも対象となる。

# 第8節 コンプライアンスの推進

主税局では、都民から信頼される税務行政の実現に向けて、コンプライアンスの取組を進め、 税務行政の公正かつ適正な執行を確保している。

事件・事故を防止するため、局を挙げて、常日頃から、職員の危機管理意識及び規範意識の向上を図るとともに、税務情報(個人情報)の紛失、漏えいを防ぐ組織的な取組を進めている。

そして、局コンプライアンス推進担当が、服務規律の保持及び不適正な事務処理など、事務事業運営上の事故の未然防止のため、職員の服務状況及び事務事業の運営状況等の監察を実施するとともに、事故発生時の事故監察を実施している。

# 第2章

# 都税のあらまし

第1節	これまでのあゆみ ・・・・・・・・・・・・ 41
第2節	都税の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
第3節	地方譲与税及び助成交付金 ・・・・・・・・・・ 60
第4節	地方税制改正等の動き ・・・・・・・・・・・ 67

# 第2章 都税のあらまし

# 第1節 これまでのあゆみ

#### 1 昭和時代のあゆみ

都税は、昭和18年7月1日、当時の東京府と東京市が合併して東京都が発足するとともに誕生したが、現在の都税の骨組みは、終戦後シャウプ勧告によって形作られた。シャウプ勧告は、地方自治確立のために、①基礎的自治体たる市町村の財政力の強化、②税源分離に基づく独立税主義、③税制の簡素化の3点を基本理念に掲げ、昭和25年の税制改革によりおおむね現実化された。その後昭和29年には、社会状況の変化に伴い附加価値税の廃止、道府県民税・不動産取得税の創設等の大幅な見直しが行われ、シャウプ勧告に基づく税制は大きく修正された。

昭和30年代後半から日本経済は高度成長期に入るが、税制においては、国民所得倍増計画の推進等の経済政策に即して減税政策がとられた。地方税においても国税改正の影響を直接受けた減税が行われたが、地方税収の減収補てんに苦慮することとなり、昭和36年には、国税の影響を遮断して自主性を強化するために住民税の課税方式の変更が行われた。

その後昭和40年代後半から日本経済は、ドルショック、オイルショックなどにより、低成長時代に入り、地方財政は歳入の低迷と財政需要の拡大により財政危機に陥っていった。

こうした中にあって、都においては、大都市特有の膨大な財政需要に対処するため、昭和49年 に法人事業税の超過課税を、翌昭和50年に法人都民税法人税割の超過課税を、中小法人の税負担 に配慮しつつ、実施した。

昭和50年代後半に入ると、増税なき財政再建の理念の下で、行政改革、一般歳出抑制とともに税制の見直しが行われた。

昭和60年代も引き続き厳しい財政状況の中で始まり、直接税・間接税を通じた税制全般にわたる抜本的な改革が重要な検討課題とされていたが、昭和63年12月に税制改革法及び関連5法が公布され、税制の抜本的な改革が行われた。地方税についての改正の概要は、以下のとおりである。

- (1) 個人の住民税の税率構造の累進緩和・簡素化
- (2) 消費税の導入による既存間接税の整理
  - ア たばこ消費税を従量税方式に一本化し、名称をたばこ税に変更
  - イ 娯楽施設利用税の課税対象施設をゴルフ場に限定した上で標準税率を引き下げ、名称 をゴルフ場利用税に変更
  - ウ 料理飲食等消費税の標準税率を引き下げた上で免税点を引き上げ、名称を特別地方消費税に変更
  - エ 電気税・ガス税及び木材引取税を廃止
  - オ 消費譲与税を創設

なお、都においては、昭和55年及び昭和60年に法人都民税の超過課税を5年間継続することとしたが、昭和63年には、法人事業税の超過税率の2分の1縮減、法人都民税・法人事業税の不均一課税の適用基準の引上げ及び小規模住宅用地に係る都市計画税の2分の1軽減を実施した。

# 2 平成・令和時代のあゆみ

平成の時代は、国家財政、地方財政とも膨大な公債・借入金を抱えるなど依然として厳しい状況の中で始まり、前述した消費税の創設を柱とするシャウプ勧告以来の抜本的税制改革が平成元年4月から実施された。

平成6年度の税制改革では、活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点から、住民税の恒久 減税が実施されるとともに、消費譲与税に代えて消費に広く負担を求める地方消費税が創設され、 平成9年4月1日から実施された。

一方、首都圏を中心とした地価高騰が社会経済情勢に大きな影響を及ぼしたことから、土地対策が喫緊の課題となり、平成3年度には、総合的な土地対策の一環として、土地税制の大幅な強化が行われた。

平成6年度には公的土地評価の均衡化・適正化を図るため、地価公示価格の7割程度を目途に 固定資産税の土地の評価替えが実施された。これに伴って税負担に急激な変化が生じないよう総 合的な調整措置が講じられたが、地価の下落が続く中での負担の上昇は、容易には納税者の理解 を得られなかった。このため、平成9年度税制改正では、負担水準の均衡化を図る見地から、新 たな負担調整措置が講じられるとともに、据置年度においても地価下落に対応した簡易な方法に よる価格の修正措置が導入された。

また、地方分権の流れの中で、平成12年度には地方分権一括法に伴う地方税法の改正により、 法定外目的税が創設されるとともに、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められた。 平成15年度の税制改正では、地方税収の安定化とともに負担の公平等の観点から、法人事業税に 外形標準課税が導入された。平成17年度の税制改正においては、法人事業税の分割基準の見直し が行われたが、これは、いわゆる三位一体の改革における税源移譲に伴い、東京から財源を吸い 上げるための不合理な見直しであった。そして平成18年度税制改正において、所得税から個人住 民税への3兆円規模の税源移譲がなされ、平成19年度から実施されることとなった。平成20年度 税制改正においては、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、 法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税(国税)及び地方法人特別譲与税が創設された。

平成24年8月には、社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、税制抜本改革法において、消費税及び地方消費税の税率を段階的に引き上げることとされ、平成26年4月に税率が8%に引き上げられた。平成26年度税制改正においては、地方法人特別税の一部が法人事業税に復元されるとともに、地域間の税源の偏在性是正を名目として、法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、その引下げ相当分について、税収全額を地方交付税の原資とする地方法人税(国税)が創設された。さらに、平成28年度税制改正では、消費税及び地方消費税の税率10%への引上げ時に、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元する一方で法人住民税一部国税化の拡大等の偏在是正措置を講じることとされた。平成30年度税制改正では、地方消費税の清算基準について、税収を最終消費地に帰属させるという制度本来の趣旨を歪める不合理な見直しが行われた。そして、令和元年度税制改正では、都市と地方の財政力格差の拡大等を理由に、消費税及び地方消費税の税率10%への引上げ時に復元される法人事業税の一部を再び国税化し都道府県に配分する新たな措置として、特別法人事業税(国税)及び特別法人事業譲与税が創設された。

令和2年4月には、新型コロナウイルス感染症に伴う影響を緩和するため、緊急経済対策における税制上の措置として、徴収猶予制度の特例や固定資産税等に係る軽減措置が講じられた。ま

た、令和3年度税制改正においては、コロナ禍における納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地に係る固定資産税等を前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられた。令和4年度税制改正では、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を半減する措置が講じられた。

令和6年度税制改正においては、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和する ため、デフレ脱却のための一時的な措置として、個人住民税の定額減税が実施された。

平成20年度から令和6年度までの地方税に関する主な改正の概要は、以下のとおりである。

- 平成20年度 法人事業税の一部分離による地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の抜本的な拡充(「ふるさと納税」の創設等)、固定資産税における認定長期優良住宅に係る減額措置の創設
- 平成21年度 個人住民税における住宅ローン控除の創設、固定資産税及び都市計画税の住宅用 地等に係る条例減額制度の創設、道路特定財源の一般財源化、自動車取得税の時 限的軽減措置の創設
- 平成22年度 個人住民税における扶養控除の見直し
- 平成23年度 道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲、個人住民税における退職所得の10%税額控除の廃止、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金(条例個別指定)に係る税額控除の創設及び寄附金税額控除の適用下限額の引下げ、その他東日本大震災への税制上の対応による改正
- 平成24年度 個人住民税における一定の給与収入を超える場合の給与所得控除額について上限 の設定
- 平成25年度 上場株式等の配当等及び譲渡益に係る税率の特例措置の廃止、法人に係る道府県 民税利子割の廃止、延滞金及び還付加算金の割合の見直し
- 平成26年度 個人住民税における給与所得控除の上限額の見直し、地方法人特別税・譲与税の 規模縮小及び法人事業税への復元、法人住民税の一部国税化、自動車取得税の税 率の引下げ
- 平成27年度 法人事業税所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大、個人住民税の寄附金税 額控除に係る特例控除額の上限の引上げ、自動車取得税の時限的軽減措置の延長、 地方たばこ税の旧3級品の製造たばこに係る特例税率の廃止
- 平成28年度 法人事業税所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大、消費税及び地方消費税の税率10%への引上げ時における法人住民税の一部国税化の拡大並びに地方法人特別税・譲与税の廃止及び法人事業税への復元、同引上げ時における自動車取得税の廃止及び自動車税環境性能割の創設、一定の機械及び装置に係る固定資産税の特例措置の創設
- 平成29年度 個人住民税における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法の導入、自動車取得税の時限的軽減措置及び自動車税におけるグリーン化特例の延長、地方消費税の清算基準の見直し
- 平成30年度 地方消費税の清算基準の見直し、個人住民税における基礎控除の見直し、一定の

機械及び装置等に係る固定資産税の特例措置の創設、地方たばこ税の見直し

- 令和元年度 法人事業税の税率見直し並びに特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設、 個人住民税における「ふるさと納税」の見直し、自動車税の恒久減税
- 令和2年度 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し、個人住民税における寡婦 (夫)控除の見直し

【感染症緊急経済対策における税制上の措置】徴収猶予制度に係る特例措置、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

- 令和3年度 負担調整措置等により税額が増加する土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額の据置き、自動車税環境性能割の税率区分の見直し、自動車税種別割におけるグリーン化特例の見直し
- 令和4年度 商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置における課税標準額の上 昇幅の半減、ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し、個人住民税にお ける住宅ローン控除の見直し及び延長
- 令和5年度 自動車税環境性能割の税率区分の段階的な引上げ、自動車税種別割におけるグリーン化特例の延長・見直し、NISA制度の拡充・恒久化、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する一定の機械及び装置等に係る固定資産税の特例措置の創設

令和6年度 個人住民税の定額減税、法人事業税の外形標準課税の対象法人の見直し

以上のような地方税制の改正のほか、都では独自の税制措置を行っている。その概要は以下のとおりである。

平成2年、平成7年、平成12年、平成17年、平成22年、平成27年及び令和2年には、都が行っている法人の都民税法人税割の超過課税の適用期限を5年間延長した。

また、平成3年及び平成6年には、小規模住宅用地に係る都市計画税の2分の1軽減措置を3年間延長し、平成9年以降は1年間ずつ延長している。

平成4年には、法定外普通税として課税していた商品切手発行税を平成5年度から廃止することとした。

平成9年には、固定資産税及び都市計画税の納期の変更及び前納報奨金の廃止を平成10年度から実施することとした。

平成11年には、「自動車税のグリーン化」に伴う自動車税の超過不均一課税制度を国に先がけて創設し、軽課は平成12年度から、重課は平成13年度から実施した(軽課は平成14年度新車新規登録分から、重課は平成26年度から廃止)。

平成12年には、銀行業等に対する法人事業税の外形標準課税を導入した。また、新築住宅に係る固定資産税及び都市計画税の減免制度を創設した(平成21年1月1日新築分をもって廃止)。

平成14年には、法定外目的税として、宿泊税を創設した。また、小規模非住宅用地に係る固定 資産税及び都市計画税の減免制度を創設し、平成16年以降1年間ずつ延長している。

平成17年には、平成16年度税制改正において創設された、商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の条例減額制度を活用し、負担水準が65%を超える商業地等について、65%の水準まで固定資産税及び都市計画税の税額を軽減することとし、平成18年以降1年間ずつ延長している。

平成20年には、耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税及び都市計画税の減免制度を創設し、平成21年から実施することとした。令和6年には、昭和57年1月2日から平成13年1月1日までに新築された一定の木造住宅を耐震改修した場合を減免の対象に追加した。

平成21年には、中小企業者向け省エネ促進税制(法人事業税・個人事業税の減免)及び次世代 自動車の導入促進税制(自動車税・自動車取得税の課税免除、現在はZEV導入促進税制)を創 設した。

また、平成21年度税制改正において創設された、住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税の条例減額制度を活用し、平成21年度から23年度までの固定資産税額及び都市計画税額が前年度税額の1.1倍を超える住宅用地等について、当該超える額を減額することとし、平成24年以降3年間ずつ延長している。平成25年には、不燃化のための建替え及び老朽住宅の除却促進を支援する税制(固定資産税・都市計画税の減免)を創設した。

平成29年には、民有地を活用した保育所等整備促進税制(固定資産税・都市計画税の減免)を 創設した。

平成30年には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、令和2年7月から9月までの3か月の間に行われた宿泊に対する宿泊税を課税停止することとした(本大会の延期に伴い、課税停止の期間を令和3年9月まで延長)。

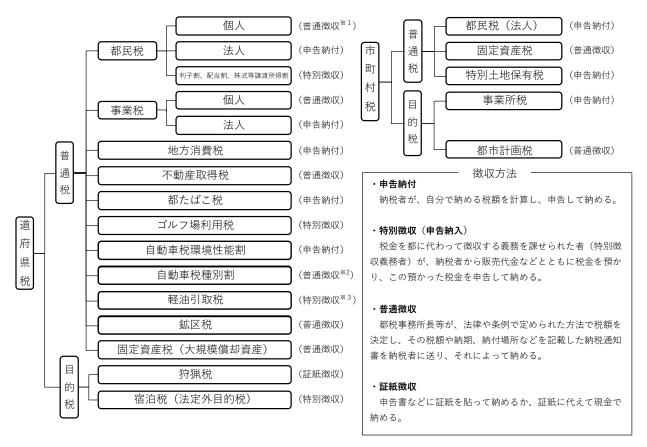
令和4年には、太陽光パネル付きゼロエミ住宅導入促進税制(現在は東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税の減免)を創設した。

# 第2節 都税の種類

## 1 都税の種類と特徴

現在、都税の種類は以下のとおりとなっている。

なお、図中の市町村税については、特例により23区内では都税として扱っている。



- (注) 1 2以上の徴収方法を採る税目は、原則的な徴収方法を記載した。図中に記載がない徴収方法は、 以下のとおり。
  - ${
    m **1}$   $\rightarrow$  一部特別徴収  ${
    m **2}$   $\rightarrow$  一部証紙徴収  ${
    m **3}$   $\rightarrow$  一部申告納付又は普通徴収
  - 2 宿泊税は、都が独自に課税する法定外目的税であり、平成14年10月1日から実施している。
  - 3 特別土地保有税は、平成15年度以降、新たな課税を停止している。

# 2 個人都民税

個人都民税は、都内に住所、事務所、事業所又は家屋敷を有する個人に課される税であり、都が行う都民の日常生活のための身近な行政サービスに必要な経費に充てるため負担を求めるものである。

この税は、前年中の所得に応じて課税される「所得割」と、定額で課税される「均等割」とから成る。

また、所得税が源泉徴収された退職所得については、他の所得とは区分して「分離課税」される。

所得割の課税標準は所得金額とし、その計算方法は所得税と同様に行い、前年中の所得を総所 得金額、退職所得金額等に区分し、各種の所得控除を行って算出することとされている。

均等割の税額は、都民税1,000円・区市町村民税3,000円である(平成26年度から令和5年度ま

での間、地方自治体の防災対策に充てるため、それぞれ500円が加算されていた。令和6年度以降は、国税である森林環境税が個人住民税均等割とあわせて1,000円課税されている。)。

徴収は、給与所得者又は年金所得者については、事業主又は年金保険者が給与又は年金を支払う際に特別徴収し、個人事業主や自由業を営む者などは、納税通知書により普通徴収する(分離課税される退職所得については、退職金等の支払時に一括して特別徴収するものとされている。)。

その他に、寄附金控除として、都道府県が条例で指定した団体に対して寄附を行った場合における税額控除の仕組みが平成21年度から設けられている。

なお、この税は、都が直接賦課徴収するものではなく、区市町村において、区市町村民税と併せて賦課徴収されている。

# 森林環境税 (国税)

森林環境税は、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が賦課徴収される。 その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・区市町村へ譲与される。なお、森林環境譲与税は令和元年度から譲与が開始している。

この税は国税であるが、その賦課徴収は区市町村が行う。その徴収金は区市町村から都道府県へ払い込まれ、都道府県は、とりまとめて国に払い込む。

#### 3 法人都民税

法人都民税は、都内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等に対して課される税であり、法 人税額を課税標準とする「法人税割」と所得の有無にかかわりなく課される「均等割」とから成 っている。

一般には「法人住民税」といわれるもので、23区内においては、道府県民税相当分と市町村民税相当分とを併せて一つの都民税とみなす、都の特例が設けられている。

この税は、都内で事業活動を行っている法人等も個人と同様に都や区・市町村から行政サービスを受けることから、その行政サービスに必要な経費に充てるため法人等に負担を求めるものである。

都においては、昭和50年10月1日以後終了する事業年度から法人税割について超過課税を実施しているが、中小法人の担税力を考慮して不均一課税の措置をとり、応分の負担を求めることとしている。

なお、平成26年度の税制改正において、地方法人税(国税)が創設されたことに伴い、平成26年10月1日以後開始する事業年度より、法人住民税法人税割の税率が引き下げられた。

また、平成28年度の税制改正において、令和元年10月1日以後開始する事業年度より、地方法人税の税率が引き上げられるとともに、法人住民税法人税割の税率が、再度引き下げられることとなった。

#### 地方法人税 (国税)

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として平成26年度税制改正で創設されたもので、法人税の納税義務者である法人に課される税である。

#### 4 都民税利子割

都民税利子割は、住民税における利子課税制度の改正に伴い、昭和63年4月に道府県税として 創設された。

利子割は、利子等の支払を受ける個人に課される。他の所得とは分離して課税する一律分離課税方式が採用されており、金融機関等(特別徴収義務者)の営業所等が利子等を支払う際に、利子等の額に対し5%の税率(所得税・復興特別所得税15.315%と合わせて課税される。)で徴収し、その営業所等の所在する都道府県へ、翌月10日までに申告納入するものである。

なお、平成28年1月1日施行の税制改正において、同日以後に支払を受けるべき利子等については、法人が課税対象から除外された。また、特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となった。

利子割は道府県及び区市町村の共通の税源であるため、都道府県が徴収し、その一部を利子割 交付金として区市町村に交付することとされている。

都においては、納税地指定をしたことにより中央都税事務所で利子割に関する賦課徴収を取り扱っている。

#### 5 都民税配当割

都民税配当割は、住民税における配当課税制度の改正に伴い、平成16年1月に道府県税として 創設された。

配当割は、特定配当等の支払を受ける個人に課される。特定配当等の支払者である上場企業、金融機関等(特別徴収義務者)がその支払に際し、特定配当等の額に対し5%の税率(所得税・復興特別所得税15.315%と併せて課税される。)で徴収し、配当等を受ける個人の住所の所在する都道府県へ、翌月10日までに申告納入するものである。なお、特定配当等とは、一定の上場株式等の配当等をいうが、平成28年1月1日からは割引債の償還による差益金額(特定口座内のものは除く。)も特定配当等に加わった。さらに、同日から、上場株式等の配当等には特定公社債等の利子等が含まれることとなった。

また、平成22年1月1日より、源泉徴収選択口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)に受け入れた上場株式等の配当等について特例が設けられている。この特例による都民税配当割は、源泉徴収選択口座を通じて上場株式等の配当等の交付を受ける日が属する年の1月1日現在、都内に住所を有する個人に課され、源泉徴収選択口座内配当等の支払を取り扱う証券会社等(特別徴収義務者)が、源泉徴収選択口座を開設した個人の住所の所在する都道府県へ、1年間分をまとめて翌年1月10日までに申告納入するものである。

なお、平成26年1月1日以後、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当等(特定公社債等の利子等は除く。)は非課税(一般NISA)となり、平成30年1月1日からは、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当等の非課税と選択のもと、一定の投資信託に係る配当等も、非課税(つみたてNISA)が適用可能となった。平成28年4月1日から始まった未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当等(特定公社債等の利子等は除く。)の非課税措置は、令和2年度税制改正により令和5年末で終了することとされた。さらに、令和6年1月1日からは「一般NISA」「つみたてNISA」が「成長投資枠」「つみたて投資枠」として併用可になったほか、年間投資枠の拡大等、NISA制度の抜本的拡充・恒久化が行われた。

配当割は、都道府県及び区市町村の共通の税源であるため、都道府県が徴収し、その一部を配

当割交付金として区市町村に交付することとされている。

都においては、納税地指定をしたことにより中央都税事務所で配当割に関する賦課徴収を取り扱っている。

#### 6 都民税株式等譲渡所得割

都民税株式等譲渡所得割は、住民税における株式譲渡益課税制度の改正に伴い、平成16年1月 に道府県税として創設された。

株式等譲渡所得割は、源泉徴収選択口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内における上場株式等の譲渡に係る対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、都内に住所を有する個人に課される。源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得等の支払をする証券会社等(特別徴収義務者)が、その支払の際に、上場株式等の譲渡所得金額に対し5%の税率(所得税・復興特別所得税15.315%と併せて課税される。)で徴収し、源泉徴収選択口座を開設した個人の住所の所在する都道府県へ、翌年1月10日までに申告納入するものである。

なお、平成28年1月1日から、上場株式等に特定公社債等が含まれることとなった。

また、平成26年1月1日以後、非課税口座内の少額上場株式等(特定公社債等は除く。)に係る譲渡益は非課税(一般NISA)となり、平成30年1月1日からは、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡益の非課税と選択のもと、一定の投資信託等に係る譲渡益も非課税(つみたてNISA)が適用可能となった。平成28年4月1日から始まった未成年者口座内の少額上場株式等(特定公社債等は除く。)に係る譲渡益の非課税措置は、令和2年度税制改正により令和5年末で終了することとされた。さらに、令和6年1月1日からは「一般NISA」「つみたてNISA」が「成長投資枠」「つみたて投資枠」として併用可になったほか、年間投資枠の拡大等、NISA制度の抜本的拡充・恒久化が行われた。

株式等譲渡所得割は、都道府県及び区市町村の共通の税源であるため、都道府県が徴収し、その一部を株式等譲渡所得割交付金として区市町村に交付することとされている。

都においては、納税地指定をしたことにより中央都税事務所で株式等譲渡所得割に関する賦課 徴収を取り扱っている。

#### 7 個人事業税

個人事業税は、都内に事務所又は事業所を設け、地方税法等で定められた事業(法定業種)を 営む個人に課される税である。

この税は、これらの事業と都の提供する各種の行政サービスとが応益関係にあることに着目し、 その経費に充てるため負担を求めるものである。

この税の特色は、第一に、法律で定められた業種(70業種)に限って課税の対象とされていることである。第二に、事業主控除の制度を設けていることである。これは、個人事業主の税負担軽減を図るための基礎控除的性格と給与相当分の概算控除的性格とを併せ持ったもので、経済情勢の推移に伴って過去数次にわたって控除額の引上げが行われてきており、平成11年度に270万円から290万円とされた。第三に、所得税、住民税の申告をすることによって事業税の申告があったとみなされることである。これは重複して申告を求めることを避けるための制度である。

課税標準は、原則として前年中の事業所得、不動産所得の金額を基礎として算定する。徴収は、 一般的には8月と11月の年2回に分けて普通徴収の方法により行われる。

#### 8 法人事業税

法人事業税は、株式会社等の法人が行う事業、公益法人や人格のない社団等が行う収益事業に対して、事務所又は事業所の所在する各都道府県において課される税である。

法人の事業活動自体に担税力が内在していることに着目する一方、都道府県の提供する行政サービスを享受する対価として、行政サービスに必要な経費に充てるため法人等に負担を求めるものである。

課税標準は、電気供給業、ガス供給業(一定のものを除く。)、保険業及び貿易保険業を行う 法人については収入金額等であり、その他の法人については所得であるが、このうち資本金の額 又は出資金の額が1億円を超える法人等については、所得、付加価値額及び資本金等の額を課税 標準とする外形標準課税制度が適用される。

法人の事業税は、各都道府県の税収入のうち大きな割合を占める財源であるが、景気の変動に 最も敏感な反応を示すため、税収入の確保上、不安定な一面を有しており、地方自治体の財政運 営上の課題を抱えてきた。

こうしたことから、平成15年度の税制改正において、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人を対象に平成16年4月1日以後開始する事業年度から、課税標準に占める外形基準(付加価値割と資本割)の割合を4分の1とする外形標準課税制度が導入された。

なお、平成27年度及び平成28年度の税制改正において、課税標準に占める外形基準の割合は、 平成27年度は8分の3に、平成28年度以降は8分の5に拡大された。

都では、法人の事業税について昭和49年4月1日以後開始する事業年度から超過課税を実施しているが、中小法人の担税力を考慮して不均一課税の措置をとり、応分の負担を求めることとしている。

平成20年度の税制改正では、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定的な措置として、地方法人特別税(国税)及び地方法人特別譲与税が創設されたことに伴い、平成20年10月1日以後開始する各事業年度に係る法人の事業税の税率が引き下げられた。

平成26年度の税制改正では、平成26年10月1日以後開始する事業年度から、法人の事業税の税率が引き上げられ、地方法人特別税の概ね3分の1が法人の事業税に復元された。

平成28年度の税制改正では、令和元年10月1日以後開始する事業年度より、地方法人特別税及 び地方法人特別譲与税が廃止され、法人の事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が 創設されることとなった。

令和元年度の税制改正では、令和元年10月1日以後開始する事業年度から、法人事業税の一部を分離して特別法人事業税(国税)及び特別法人事業譲与税が創設されることとなった。

令和6年度の税制改正では、減資及び100%子法人等への対応として外形標準課税の適用対象 法人の見直しが行われた。減資への対応については令和7年4月1日以後開始事業年度から、10 0%子法人等への対応については令和8年4月1日以後開始事業年度から適用される。

# 地方法人特別税 (国税)

地方法人特別税は、法人の事業税の納税義務者である法人に課される税であり、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用された。

この税は、国が課税権を有する国税であるが、その賦課徴収は、都道府県が当該都道府県の法 人の事業税の賦課徴収と併せて行い、その後、都道府県から国に払い込み、国が地方法人特別譲 与税として都道府県に配分する仕組みとなっている。

課税標準は、基準法人所得割額又は基準法人収入割額(標準税率によって計算した法人の事業税の所得割額又は収入割額)である。

# 特別法人事業税 (国税)

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設された。

特別法人事業税は、法人の事業税の納税義務者である法人に課される税であり、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されている。

この税は、国が課税権を有する国税であるが、その賦課徴収は、都道府県が当該都道府県の法 人の事業税の賦課徴収と併せて行い、その後、都道府県から国に払い込み、国が特別法人事業譲 与税として都道府県に配分する仕組みとなっている。

課税標準は、基準法人所得割額又は基準法人収入割額(標準税率によって計算した法人の事業税の所得割額又は収入割額)である。

#### 9 地方消費税

地方消費税は、消費税の引上げに伴い、平成9年4月に道府県税として創設された。

この税は、国税である消費税と同様、広く「消費」に負担を求め、各流通段階で事業者に課税する一方、前段階税額控除の仕組みをとることによりその税負担を最終消費者に求める多段階の消費課税である。また、国内取引に課されるものを「譲渡割」、輸入取引に課されるものを「貨物割」という。

課税標準は前段階税額控除後の消費税額であり、税率はその78分の22である。

消費税率に換算すると、地方消費税率は2.2%に相当する(消費者の実質的税率負担は地方消費税と消費税7.8%で合計10%となる。)。また、酒類・外食等を除く飲食料品などを対象に、軽減税率8%(地方消費税1.76%と消費税6.24%)が適用されている。

賦課徴収は、(譲渡割については、当分の間)国において消費税と併せて行うこととされている。その後国から都道府県に払い込まれ、更に各地方団体の消費に相当する額に応じて都道府県間で清算する仕組みとなっている。

都においては、平成9年度から特別会計として地方消費税清算会計を設置し、調定・清算事務 を行っている。

# 10 不動産取得税

不動産取得税は、昭和29年に道府県税として創設された。

この税は、不動産(土地及び家屋)を取得したとき、その取得者に課せられる税で、流通税の 一種としての性格を有する税である。

「不動産の取得」とは、不動産の所有権を取得することをいい、①有償、無償の別、②売買、

交換、贈与、建築等の取得原因、③その不動産を使用、収益、処分することにより得られるであるう利益の有無、④その所有権の取得が形式的なものであるか実質的なものであるかを問わず、 不動産の所有権を取得した事実をいうものである。

不動産取得税の徴収は普通徴収の方法によるもので、納期は納税通知書に定めるところによるものとされている。そして、不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格であり、標準税率は4%である(平成18年4月1日から令和9年3月31日までの住宅及び土地の取得については標準税率を3%とする特例措置が講じられている。)。

この税には、取得した不動産の用途における公共性、相続など所有権移転の形式性等に着目した非課税措置のほか、政策税制として住宅や住宅用土地の取得をはじめとする不動産の取得について、一定の要件のもとに税の軽減措置が設けられている。

また、平成8年1月1日から令和9年3月31日までに取得した宅地評価土地については、価格に2分の1を乗じて課税標準を算出する特例措置が講じられている。

#### 11 都たばこ税

都たばこ税は、地方自治体の財源を強化するため、昭和29年4月に市町村たばこ税とともに創設された。その後、昭和60年4月に専売制度が廃止されたことに伴い、制度がほぼ全面的に改正された。

この税は、製造たばこの消費という行為に担税力を見いだして課税される消費税であって、製造たばこの流通過程における最終卸売段階で課税することを基本的な課税方式としており、その税負担が小売定価に含められて最終消費者に転嫁することが予定されている。

課税対象は、原則として、製造者、特定販売業者(製造たばこの輸入業者)又は卸売販売業者が、都内に営業所を有する小売販売業者に売渡しを行う製造たばこである。

この税は、従量税とされており、売渡し等に係る製造たばこの本数を課税標準とするものである。

税率は、1,000本につき1,070円(国・地方税合わせて15,244円)となる(令和7年4月1日現在)。

納税は、製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が毎月分を翌月末日までに申告納付することとされている。

また、この税は、内国消費税であること、二重課税を避ける必要があることなどの理由により輸出等の場合の課税免除制度及び売り渡した製造たばこが返還された場合の返還控除制度が設けられている。

都においては、納税地指定をしたことにより港都税事務所で都たばこ税に関する賦課徴収を取り扱っている。

なお、平成27年度税制改正により、紙巻たばこ3級品に係る税率は、平成28年4月から令和元年10月にかけて段階的に引き上げられ、令和元年10月には、紙巻たばこ3級品以外の税率と同一になった。また、平成30年度税制改正により、製造たばこの税率も平成30年10月から令和3年10月にかけて段階的に引き上げられた。これらに伴い、平成30年4月及び令和元年10月に紙巻きたばこ3級品について、平成30年10月、令和2年10月及び令和3年10月に製造たばこについて手持品課税が実施された。

# 12 ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、従前の娯楽施設利用税が改められ、課税対象施設をゴルフ場に限定して課税することとされたものであり、平成元年4月から施行された。

この税は、ゴルフ場の利用者の支出行為に担税力が認められること等から課税されているものである。

税率は、標準税率が定められているが、ゴルフ場のホール数・利用料金に応じ、等級を設け段 階税率を定めている。また、徴収は、特別徴収の方法によることとしている。

また、18歳未満の者、70歳以上の者、障害者、国民スポーツ大会のゴルフ競技(公式練習を含む。)に参加する選手、国際競技大会のゴルフ競技(公式練習を含む。)に参加する選手がゴルフ場を利用する場合や、学生、生徒等が学校の教育活動として利用する場合は、非課税とされている。

#### 13 自動車税環境性能割

自動車税環境性能割は、自動車(特殊自動車及び二輪車を除く。)に対し、その自動車を取得した者(割賦販売等で売主が所有権を留保している場合は、買主)に課される税である。自動車税環境性能割は、自動車がもたらすCO2排出、道路の損傷、交通事故、公害、騒音等の様々な社会的費用にかかる行政需要に着目した原因者負担金的性格を有しており、自動車の環境性能に応じて税率を決定する仕組みとして設計されている。

税率は燃費基準値達成度に応じて決定し、新車・中古車を問わず、非課税・1%・2%及び3%の4段階を基本とする(営業車の税率は2%が上限)。また、水素を燃料とする燃料電池自動車、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は、地方税法の規定により新車・中古車を問わず非課税となる。

納税は、自動車の登録の際に、自動車税事務所に申告納付することにより行われる。

なお、障害者の方のために専ら使用する自動車については、一定の要件を満たす場合に減免措 置が設けられている。

また、軽自動車税環境性能割については市町村税であるが、当分の間、都が賦課徴収することとしている。

#### 14 自動車税種別割

自動車税種別割は、財産税、道路損傷負担金及び環境損傷負担金としての性格を有している普 通税である。

課税の対象となる自動車は、道路運送車両法の適用を受ける自動車(軽自動車、特殊自動車及び二輪車を除く。)であり、主たる定置場所在の都道府県において、所有者(割賦販売等で売主が所有権を留保している場合は、買主)に課される税である。

税率は、営業用・自家用の用途で区分され、それぞれ車種により排気量、積載量、乗車定員等で定められている。

自動車税種別割の賦課期日は4月1日であり、納期は条例で5月中と定められ、納税通知書によって通知される。徴収の方法は、普通徴収である。また、納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもって課される。

賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から月割で計算した税額を、

証紙徴収の方法によって徴収する。

なお、公益のため直接専用する自動車、障害者の方のために専ら使用する自動車及び中古自動車販売業者の所有する自動車のうち、商品として所有している自動車については、一定の要件を満たす場合に減免措置が設けられている。

また、令和4年4月1日から令和8年3月31日までに初回新規登録を受けた環境負荷の小さい自動車について、登録の翌年度に限り概ね75%又は50%の軽減措置が設けられている(50%の軽減措置については令和4年4月1日から令和7年3月31日までに初回新規登録を受けた一定の自動車が対象)。一方、初回新規登録後13年を経過したガソリン又はLPG自動車及び初回新規登録後11年を経過したディーゼル自動車については、概ね15%(バス及びトラックについては概ね10%)の重課措置が設けられている。

上記の制度とは別に、ZEV (ゼロエミッション・ビークル) の導入を促進するため都独自の制度として、平成21年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた水素を燃料とする燃料電池自動車、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、初回新規登録時の自動車税種別割(証紙徴収)及び翌年度から5年度分の自動車税種別割(普通徴収)を課税免除としている(ZEV導入促進税制)。

#### 15 鉱区税

鉱区税は、石灰石、マンガンなどの鉱区の鉱業権を所有する者に課される税であり、鉱区の面積や河床の長さを課税標準としている。

鉱区税の賦課期日は4月1日であり、納期は5月中とされている。徴収は、普通徴収の方法により行われる。

#### 16 狩猟税

狩猟税は、鳥獣の保護と狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるために、都道府県知事から狩猟者登録を受ける者に課される目的税である。平成16年4月に、従前の狩猟者登録税と入猟税を統合して創設された。

この税は、狩猟者登録事務を取り扱う環境局自然環境部の所在地を管轄する新宿都税事務所並びに多摩環境事務所の所在地を管轄する立川都税事務所並びに大島、三宅、八丈及び小笠原の各支庁で課税、徴収している。

徴収は、証紙徴収の方法により行われる。

なお、平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間、有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、軽減措置が講じられている。

# 17 軽油引取税

軽油引取税は、都道府県及び政令指定都市の道路に関する費用に充てる目的で、昭和31年に目的税として創設された。これは、軽油がバスやトラックなどのディーゼルエンジン用燃料として使用されているため、ガソリンに揮発油税が課されていることとの均衡から設けられたものである。その後、平成21年度税制改正により、目的税から普通税となった。

この税は、軽油の流通過程において特約業者等からの軽油の引取数量を課税標準として課税される流通税的側面を持つ一方、税相当額が製品価格に上乗せされ最終的には消費者が負担するこ

とを予定している点では消費税的側面を併せ持っている。

税率は1キロリットルにつき32,100円(特例税率)である。平成22年度税制改正により、ガソリン価格が高騰した場合に、特例税率の適用が停止されることとなった。具体的には、レギュラーガソリンの平均小売価格が3か月連続して1リットルにつき160円を上回る場合には、特例税率の適用が停止され、税率は1キロリットルにつき15,000円(本則税率)となる。その後、レギュラーガソリンの平均小売価格が3か月連続で1リットルにつき130円を下回る場合には、特例税率の停止措置を解除して、税率は1キロリットルにつき32,100円となる。なお、当該規定は、平成23年度税制改正により、別に法律で定める日までの間適用が停止されている。

納税は、総務大臣の指定を受けた元売業者や都道府県知事の指定を受けた特約業者が特別徴収 義務者となって毎月分を翌月末日までに申告納入するほか、元売業者及び特約業者以外の者が軽 油を輸入する場合は、その輸入の時までに申告納付する。また、軽油と軽油以外の炭化水素油を 混和し、又は軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造した軽油を販売した 者、軽油又は揮発油以外の炭化水素油を自動車の燃料として販売した者や消費した者等が申告納 付する。

この税の創設時には、道路目的税としての側面から、自動車用以外の軽油の引取りについても原則課税としつつ、特に政策的配慮の観点から適当と認められる特定の用途(船舶の動力源等)に供する軽油の引取りについては、限定列挙により課税免除を認めていた。しかし、普通税となったことに伴い、エチレン等石油化学製品を製造するための原料の用途に供する軽油の引取りについては、課税を免除することを地方税法で定める一方、船舶の動力源等に供する軽油の引取りにかかる課税免除については、地方税法附則で規定することとし、令和9年3月末までの時限措置となっている。

#### 18 固定資産税

固定資産税は、昭和25年に市町村の普通税として創設されたが、それ以前は、地租、家屋税、 船舶税等の名称で課されてきたものである。

税法上の固定資産とは、

土 地 …… 田、畑、宅地、池沼、山林等

家 屋 ……… 住家、店舗、工場、倉庫等

償却資産 ……… 構築物、機械装置、工具、器具備品等の事業用資産

から構成されている。

この税は、23区内では特例により都税として、また、多摩地域や島しょ地域では市町村税として課されており、それぞれの固定資産の有する価値に着目して課される財産税的性格を有し、さらに、その資産の使用と市町村が設置管理する諸施設との間に相関性があることから応益原則に立った税である。

固定資産税の課税の対象である土地と家屋は全地域に存在しており、その変動も比較的少ないので、市町村にとっては安定性のある有力な財源である。都においては、都税収入の22.6%を占める重要な税である。

固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日現在の固定資産課税台帳上の所有者であり、原則として価格を課税標準額としている。価格の決定は、固定資産評価員が作成した「固定資産評価調書」に基づいて、毎年3月31日までに都知事が行う。

土地及び家屋において、令和6年度は、3年に1度の評価替えを行う年(基準年度)に当たり、第2年度(令和7年度)・第3年度(令和8年度)は、原則として基準年度(令和6年度)の価格が据え置かれる。ただし、第2年度又は第3年度において新たに課することとなる土地及び家屋、地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情等により基準年度又は第2年度の価格により難い土地及び家屋にあっては、当該土地及び家屋に類似する土地及び家屋の基準年度の価格に比準する価格で評価し、これに基づいて価格を決定しなければならない。

なお、令和7年度の土地の評価については、基準年度(令和6年度)の価格調査基準日である 令和5年1月1日から令和6年7月1日までの間に地価が下落したと認められる場合には、価格 を修正できることとなっているが、地価動向を調査した結果、下落地点が存在しなかったため、 価格の修正を行わなかった。

償却資産においては、申告に基づき毎年度評価し、その価格を決定する。

平成15年度からは、地方税法の改正により、納税者については、価格の比較ができるように、 同一区内に所在する土地及び家屋について価格等の縦覧ができるようになった。また、固定資産 課税台帳の閲覧、課税明細書の交付について法定化された。

平成18年度税制改正において、課税の公平性の観点から、宅地の負担水準のばらつきを早期に解消するための負担調整措置が講じられている。住宅用地については、平成24年度税制改正において課税標準額を前年度のものに据え置く特例が廃止された。なお、負担水準90%以上100%未満の住宅用地について、平成25年度までは経過措置として特例が継続されていたが、平成26年度で終了した。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り 巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度評価 替えを起因とする税額の上昇を抑えるため、前年度と比較して税額が上昇する場合、前年度課税 標準額に据え置く措置が講じられた。

令和4年度においては、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から商業地等(負担水準が60%未満の土地に限る。)の令和4年度の課税標準額は、令和3年度の課税標準額に令和4年度評価額の2.5%を加算した額とする措置が講じられたが、当該年度のみの適用をもって終了した。

この税には、固定資産の用途における公共性、公益性に着目した非課税措置及び政策税制としての住宅用地等に係る課税標準の特例措置等が講じられている。

また、都独自の措置として、次の軽減制度を実施している。

- 平成14年度から、厳しい経済状況下における中小企業者等を支援するため、23区内の小規模 非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減免しており、引き続き令和7年度についても実施する。
- 平成17年度から、23区内の商業地等(非住宅の宅地等)の税負担を緩和するため、商業地等の固定資産税及び都市計画税に対し、課税限度額(負担水準)の上限を条例により、価格の70%から65%に引き下げる軽減措置を行っており、引き続き令和7年度についても実施する。
- 平成21年度の評価替えで、都心区を中心に地価が大幅に上昇したことから、これに伴う税負担の急激な上昇を抑制するため、税額が前年度の1.1倍を超える場合には、条例によりその超える額を減額する軽減措置を平成21年度から行っており、引き続き令和8年度まで実施する。なお、令和3年度分においては、令和2年度に本規定又は商業地等の課税限度額の上限を引き

下げる軽減措置が適用となっている住宅用地等に対して課する固定資産税が前年度の税額を超える場合、その超える額に相当する税額を減額することとした。

#### 19 国有資産等所在市町村交付金

国有資産等所在市町村交付金は、国有資産等所在市町村交付金法に基づき、国又は地方公共団体が所有する固定資産のうち、本来の行政事務に使わない貸付資産や空港などについて、固定資産税に相当する額を、交付金としてその固定資産が所在する市町村(23区内の場合は都)に交付するものである。

国や地方公共団体の所有する固定資産については、使用実態が私人の所有する固定資産と全く同様の場合であっても固定資産税が課されないことから、公共団体と民間との間の負担の均衡を図るという趣旨のもと設けられている制度である。この交付金は、固定資産税に代わるものとして、歳入予算上も固定資産税収入の一部として取り扱われている。

#### 20 都市計画税

都市計画税は、昭和31年に市町村における目的税として創設された。

この税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、又は土地区画整理法に基づいて行う土地 区画整理事業に必要な費用に充てるため、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋に対 して課されるものである。23区内では、特例により都税として、また、多摩地域(檜原村、奥多 摩町を除く。)では市町村税として課されている。

なお、23区内においては、住宅用地のうち、1戸の住宅につき200㎡以下の部分(小規模住宅用地)に対して2分の1の負担軽減を内容とする不均一課税を昭和63年度から行っており、引き続き令和7年度についても実施する。

都市計画税に係る賦課徴収等については、概ね固定資産税の規定が準用されており、固定資産税の課税と併せて行われている。

#### 21 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の有効利用促進や投機的取引の抑制を図るため、一定規模以上の土地を取得した者又は保有する者に課税される市町村税であるが、23区内では特例で、都が都税として課税している。

ただし、現在の経済情勢等を踏まえ、平成15年度以後は新たな課税を停止している。

#### 22 事業所税

事業所税は、大都市への人口や企業の集中に伴って増加する財政需要に対応するために、昭和50年に創設された目的税であり、都市環境の整備及び改善に関する事業の財源に充てられている。 課税団体は、東京都(特別区の存する区域)及び指定都市のほか、人口30万人以上の市で政令で指定するもの等に限られている。

事業所税は、事業所等において事業者が行う事業に対して課せられ、事業所等の床面積を対象 とする資産割と従業者の給与総額を対象とする従業者割とに分かれる。

事業所税には、中小零細事業者への負担を求めない免税点制度(事業所床面積が1,000㎡以下 又は従業者数が100人以下)が設けられているのをはじめ、非課税、課税標準の特例、減免等の 軽減措置が多岐にわたって定められている。

# 23 宿泊税

宿泊税は、ホテル・旅館における宿泊に対し、その宿泊者に課する法定外目的税として、平成 14年10月に導入された。税収は国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に 要する費用に充てることとしている。

この税は、旅行者等の宿泊行為に担税力を見いだし、観光振興に係る行政サービスに対する応 分の負担を求めるものであり、税率は宿泊料金に応じて二段階とし、一定の料金以下の宿泊につ いて課税免除の規定を設けている。また、徴収は、特別徴収の方法によることとしている。

# 第3節 地方譲与税及び助成交付金

### 1 地方譲与税及び助成交付金の種類とあらまし

#### (1) 地方讓与税

地方譲与税とは、本来地方自治体の財源とされているものについて、課税の便宜あるいは財源偏在の調整等の理由から国が国税として徴収し、譲与にあたっては、それぞれ客観的な譲与 基準によって地方団体に配分しているものである。

令和6年度においては、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料 譲与税、森林環境譲与税、自動車重量譲与税及び特別法人事業譲与税について、計727億円が 都に譲与された。

(地方譲与税制度の概要については、別表「都に譲与されている地方譲与税の概要」、収入額の推移については、「2 地方譲与税及び助成交付金の収入額の推移」参照。)

## ア 地方揮発油譲与税

地方揮発油譲与税は、平成21年度税制改正において道路特定財源制度が廃止され、地方道路税が地方揮発油税に名称変更されたことに伴い創設された。道路整備が急務であった昭和30年に道路費用に充てるため創設された地方道路譲与税から名称が改められ、使途制限も廃止されたものである。

地方揮発油譲与税の譲与額は、国税として徴収される地方揮発油税の収入額全額である。 譲与の方法は、総額のうち、100分の58に相当する額が、都道府県及び指定市(特別区含む)に対し、その区域内の一般国道、高速自動車国道(新直轄方式のみ、東京都は非該当) 及び都道府県道の延長並びに面積でそれぞれ2分の1ずつ按分して譲与され、100分の42に 相当する額が、市町村に対し、その区域内の市町村道の延長及び面積にそれぞれ2分の1ず つ按分して譲与される。

なお、これらの道路の延長及び面積については、道路の種別・人口による補正が加えられる。ただし、都道府県及び指定市分については、地方交付税算定上の収入超過団体に対する 譲与制限(収入超過額の10分の2を控除。ただし、算定基本額の3分の1を保障)が設けられている。令和6年度、都は地方揮発油譲与税において35億円もの財源調整を受けた結果、 譲与額は17億円となっている。

都は、昭和62年以来この譲与制限を撤廃するよう国に働きかけているが、いまだ実現に至っていない。

#### イ 石油ガス譲与税

石油ガス譲与税は、液化石油ガスを燃料とする自動車(ハイヤー、タクシー等)がガソリン自動車に代わって大都市を中心に普及しつつあった昭和40年に創設された。自動車用に充填されている石油ガスの移出に係る石油ガス税収入額の2分の1に相当する額を、その総額として譲与される。平成20年度までは道路費用に充てられていたが、平成21年度からは使途制限が廃止された。

譲与対象は、都道府県及び指定市であり、譲与の方法は地方揮発油譲与税とほぼ同様であ

る。ただし、地方交付税算定上の収入超過団体に対する譲与制限は行われない。令和6年度 における都への譲与額は、1億円である。

#### ウ 特別とん譲与税

特別とん譲与税は、昭和32年に、国際貿易に従事する外航船舶に対する固定資産税の軽減措置が講じられた際に、その減収額を補うため創設されたものである。

譲与対象は、開港の所在する市町村であり、とん税とともに国税として徴収される特別とん税の収入額の全額が、そのまま徴収地たる開港の所在する市町村に対し譲与される。特別とん税は、入港する外国貿易船の純トン数を課税標準として、入港ごとにトン当たり20円 (開港ごとに1年分を一時納付する場合は60円) の税率で課税される。

なお、令和2年度税制改正により、欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際 戦略港湾(京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港)に入港する際、当分の間、開港ごとに 1年分を一時に納付する場合の税率がトン当たり30円に引き下げられた。

特別とん譲与税は、本来、固定資産税の代替としての性格を持つものであるから、その使 途についても特別の制限はない。特別区の区域についてはこれを一つの市とみなして都がこ の譲与を受けており、令和6年度における都への譲与額は、2億円である。

#### 工 航空機燃料讓与税

航空機燃料譲与税は、航空機燃料に対し、昭和47年から新たに航空機燃料税が課税されるようになったことに伴い創設されたもので、航空機騒音により生ずる障害の防止や空港及びその周辺の整備等の経費に充てるため、空港関係地方自治体に譲与されるものである。

譲与対象団体は、空港が所在する市町村(特別区含む)、これに隣接する市町村及びこれら市町村を包括する都道府県である。譲与税総額の5分の4の額は市町村に、5分の1の額は都道府県に譲与される。

地方への譲与割合は、平成23年度税制改正で、航空機燃料税の税率引下げ(航空機燃料1キロリットル当たり2万6千円から1万8千円に引き下げ)に伴い、地方に減収が生じないよう、平成23年度から平成25年度までの3年間、譲与割合が航空機燃料税の収入額の13分の2から9分の2に引き上げられており(引き下げ後の税率1万8千円のうち4千円が譲与相当分となる。)、平成26年度税制改正、平成29年度税制改正及び令和2年度税制改正で、この適用期限が令和3年度まで延長されることとなった。令和3年度、令和4年度及び令和5年度の航空機燃料税の特例税率の改正においても、同様に譲与割合の変更が行われた。令和7年度においては、税率は1キロリットル当たり1万5千円、譲与割合は航空機燃料税の収入額の15分の4とされた。

また、各自治体への譲与割合は、空港が所在する市町村へは、市町村分総額の3分の1の額を国内航空に従事する航空機に係る着陸料収入額で按分して譲与され、残りの3分の2は、航空機騒音の著しい市町村及びその隣接市町村に対し、騒音地区内の世帯数で按分され譲与されていたが、平成26年度税制改正により双方に総額の2分の1が譲与されることとなった。

令和6年度税制改正において、従来の着陸料割に変えて、延べ重量(航空機の重量×着陸回数)及び旅客数を譲与基準として用いることとなり、各譲与基準に基づく譲与割合は、延

べ重量4分の1、旅客数4分の1、騒音世帯数2分の1とすることとなった。また、5年間の激変緩和措置が設けられ、令和7年度においては、着陸料割100分の30、延べ重量割100分の10、旅客数割100分の10、騒音世帯数割100分の50で按分して譲与されることとなった。

都道府県に対する譲与制度は、航空機燃料税の税率が2倍に引上げられた昭和54年度に創設され、市町村の譲与基準で按分して譲与される。

なお、これらの譲与基準として用いる延べ重量・旅客数・着陸料・世帯数については、諸 種の事情を考慮して補正が行われる。

また、平成11年度までは特別区の市町村分も都に譲与されていたが、平成12年4月1日の都区制度改革に伴い、市町村分は特別区に移譲されており、現在、都は道府県分のみ譲与を受けている。令和6年度における都への譲与額は、1億円である。

#### 才 森林環境讓与税

森林環境譲与税は、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、 森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度に創設された。

譲与対象は、市町村及び都道府県(特別区含む)であり、市町村は、間伐や担い手の確保、 木材利用の促進等の森林整備及びその促進に関する費用に、都道府県は、森林整備を実施す る市町村の支援等に関する費用に充てなければならない。

譲与額は、国税として徴収される森林環境税の収入額全額である。このうち、9割に相当する額が市町村に、残り1割に相当する額が都道府県に譲与される。ただし、創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、令和6年度にかけて段階的に1割に移行することとされた。

各自治体へ譲与される金額は、私有林人工林面積10分の5、林業就業者数10分の2、人口10分の3の基準で按分して譲与されていたが、令和6年度税制改正において、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、私有林人工林面積100分の55、林業就業者数100分の20、人口100分の25の基準で按分して譲与されることとなった。令和6年度における都への譲与額は、2億円である。

#### カ 自動車重量譲与税

自動車重量譲与税は、令和元年度税制改正において、自動車税の引下げに伴う地方税財源 を確保するため、従来の市町村(特別区含む)への譲与に加え、都道府県にも譲与すること とされた。

自動車重量譲与税の譲与割合は、令和4年度から令和15年度まで、自動車重量税の収入額の1,000分の431である。このうち431分の24に相当する額が、自家用自動車(登録車)の保有台数(賦課期日時点における課税台数)で按分され、都道府県に対して譲与される。令和6年度における都への譲与額は、10億円である。

# キ 特別法人事業譲与税

令和元年度税制改正において、地方法人課税における税源の偏在を是正するため、地方税 である法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税として国税化するとともに、その全額を 都道府県間で配分するために「特別法人事業譲与税」が創設された。

特別法人事業税は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用される。特別法人事業譲与税の譲与総額は、特別法人事業税の収入額の全額であり、令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を含めた総額を人口で按分した額が各都道府県の譲与額となる。ただし、不交付団体においては、当初算出額の25%を保障し、残余の75%を制限する(制限は財源超過額を上限とする)譲与制限が設けられている。令和6年度、都は特別法人事業譲与税において2,077億円もの財源調整を受けた結果、譲与額は692億円となっている。

都は、地方揮発油譲与税に係る譲与制限撤廃及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に 係る減額措置撤廃と併せて、当該譲与制限を撤廃するよう国に要望している。

# (2) 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金

#### ア 国有提供施設等所在市町村助成交付金

通称「基地交付金」と言われる助成交付金は、国が所有する固定資産のうち米軍の軍用施設並びに自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産が、市町村の区域内に広大な面積を占有し市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、これら施設が所在する市町村に対して財政補給金として交付されるものである。

交付額は、国が予算で定める金額の範囲内で、交付総額の10分の7を関係市町村の対象資産の割合で按分した額及び10分の3を対象となる資産の種類、用途、当該市町村の財政状況等を考慮した総務大臣の裁量で配分した額との合算により算出されており、毎年度12月31日までに交付されている。

特別区の区域についてはこれを一つの市とみなして都に交付されているが、地方揮発油譲与税同様、都は財源超過団体に対する減額措置(財源超過額が5億円を超える額に10分の1を乗じた額。ただし、本来交付見込額の10分の3は保障)の適用を受けている。令和6年度における都の財源調整額は95百万円、交付額は41百万円となっている。

都は、地方揮発油譲与税及び特別法人事業譲与税に係る譲与制限撤廃と併せて、交付金に係る減額措置を撤廃するよう国に要望している。

なお、助成交付金は「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」に基づく交付金であり、国又は地方公共団体の普通財産等に係る交付金である国有資産等所在市町村交付金(第2節「都税の種類」参照)とは異なるものである。

#### イ 施設等所在市町村調整交付金

調整交付金は、助成交付金の対象とされていない米軍資産について、助成交付金の対象となる国有資産との均衡及び米軍に係る市町村税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して創設されたものであり、施設等所在市町村調整交付金要綱に基づき交付されている。助成交付金同様に、毎年度12月31日までに交付されている。令和6年度における都への交付額は、3百万円である。

	地方揮発油譲与税 (※注 1)	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税
譲与総額	地方揮発油税収入額の全額	石油ガス税収入額の1/2	自動車重量税収入額の 431/1,000 (令和4年度〜15年度、当分の間)
課税標準 及び税率等	製造場からの移出又は保税地域からの揮発油引取数量 5,200円/kl (本則税率 4,400円/kl)	石油ガス充てん場からの移出 又は保税地域からの引取重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車 例)乗用自動車自家用(3年) 12,300円/自重0.5 <sup>ト</sup> シ
譲与団体	都道府県・市町村 (特別区含む。)	都道府県·指定都市	市町村・都道府県 (特別区含む。)
譲与基準	○都道府県・指定市(58/100) 1/2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の面積 ○市町村(42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 一般国道·高速自動車 国道·都道府県道の延長 1/2 一般国道·高速自動車 国道·都道府県道の面積	○市町村(407/431) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積 ○都道府県(24/431) 自家用乗用車(登録車)の 課税台数 (令和4年度~15年度、当分の間)
使 途		条件·#	削限なし
譲与時期		6·11·3月	
都への譲与実績 (令和6年度)	17億円	1億円	10億円
備考	地方交付税算定上の収入超過団体に対する譲与制限あり(令和6年度 都に対する譲与制限額35億円)令和16年度以降の課税標準は5,500円/kℓ(本則税率4,700円/kℓ)		令和元年度から都道府県に対して新たに譲与開始(都道府県 分は令和元年度11月期から譲 与される。) 譲与割合の本則は市町村 (333/357)、都道府県(24/357) (令和4年度~15年度)

(※注1)平成21年度より、地方道路譲与税から地方揮発油譲与税に名称が変更された。

# 地方譲与税の概要

特別とん譲与税	航空機燃料讓与税	森林環境讓与税	特別法人事業譲与税
特別とん税収入額の全額	航空機燃料税収入額の4/15 (令和7年度)	森林環境税収入額に相当する額	特別法人事業税収入額の全額
開港へ入港する外国貿易船の純トン数  入港ごとに納付する場合20円/トン開港ごとに1年分一時納付する場合60円/トン ※欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾(京浜港等)に入港する際、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合、30円/トン	航空機に積み込まれた航空機 燃料の数量 15,000円/kl (令和7年度)	国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 (令和6年度から課税開始) ※ 令和2年度から6年度までの森林環境譲与税については、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用する。	基準法人所得割額付加価値割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人所得割額により法人の事業税を課される務率 260%所得割額により法人の事業税を課される務率 37%を開きれる法人の事業税を課される法人の事業税を課される法人収入割額により法人の事業税を課される法人収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人(※1) 税率 40%収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人(※1) 税率 62.5%
開港所在市町村 (都を含む。)	空港関係市町村(特別区含む。) 空港関係都道府県	市町村・都道府県 (特別区含む。)	都道府県
開港への入港に係る特別とん 税収入額に相当する額	○市町村(4/5) 1/4 延べ重量 1/4 旅客数 1/2 騒音世帯数 ○都道府県(1/5) 市町村の譲与基準により算定した額	〇市町村(9/10) 55/100 私有林人工林面積 20/100 林業就業者数 25/100 人口 〇都道府県(1/10) 市町村と同様	人口
	騒音による障害防止・ 空港対策等に関する費用	(市町村)森林整備及びその促進に関する費用 (都道府県)市町村の支援等に関する費用	条件・制限なし
	9-3月		5・8・11・2月
2億円	1億円	2億円	692億円
特別区に係る分が都に譲与される。	された。 譲与総額の本則は航空機燃料	令和元年度から譲与開始 森林環境譲与税の譲与総額は、 令和4,5年度:500億円、令和6 年度:森林環境税の収入額に相 当する額に300億円を加算した 額、令和7年度~:森林環境税の 収入額に相当する額	令和2年度から譲与開始 財源超過団体に対する譲与制限あり(当初算出額の25%を保障し、残余の75%を制限(制限は財源超過額を上限とする))(令和16年度都に対する譲与制限額2,077億円) 譲与総額には、令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税収入額を含む。 ※1地方税法72の2①-3の事業を行う法人 ※2地方税法72の2①-4の事業を行う法人

# 2 地方譲与税及び助成交付金の収入額の推移

(令和元年度~令和7年度)

(単位:百万円)

	(十座・12/17)									
	区	分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (当初予算額)
地	方 諍	<b>美</b> 与	税	271, 502	47, 301	53, 343	63, 788	64, 088	72, 711	82, 832
	地方道	路譲与	税	0	0	0	0			
	地方揮	発油譲り	5税	1,842	1, 793	1,854	1, 762	1,770	1,741	1,674
内	石油ガ	ス譲り	税	200	140	132	123	116	107	108
	特別と	ん譲与	税	403	324	205	234	254	238	243
	航空機	燃料讓与	5税	136	31	116	101	132	134	119
	森林環	境譲与	税	144	216	220	227	227	204	208
訳	自動車	重量譲り	5税	536	650	657	1, 042	1,054	1, 049	1,076
	地方法人	特別讓-	与税	268, 240						
	特別法人	事業譲	与税		44, 147	50, 158	60, 298	60, 535	69, 237	79, 404
助調	及	び	金 金	34	34	35	43	43	44	45

<sup>(</sup>注) 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

# 〈参考〉 地方道路譲与税・地方揮発油譲与税・特別法人事業譲与税・助成交付金の 財源調整額及び収入超過額の推移

(令和元年度~令和7年度)						(単位	江:百万円)
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (当初予算額)
地方道路讓与税	0	0	0	0			
地方揮発油讓与税	3, 684	3, 586	3, 708	3, 524	3, 541	3, 481	3, 348
特別法人事業譲与税		132, 440	150, 474	180, 895	181, 604	207, 710	238, 212
助 成 交 付 金 (国有提供施設等所在) 市町村助成交付金	74	74	77	94	95	95	104
基準財政需要額 A	3, 549, 364	3, 656, 101	3, 777, 273	3, 726, 236	3, 759, 572	3, 826, 874	
基準財政収入額 B	4, 878, 582	4, 837, 779	4, 328, 562	5, 098, 137	5, 351, 561	5, 614, 124	
収入超過額 B-A	1, 329, 218	1, 181, 678	551, 289	1, 371, 901	1, 591, 988	1, 787, 250	

<sup>(</sup>注) 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

#### 第4節 地方税制改正等の動き

#### 1 令和7年度の地方税制改正のあらまし

令和7年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

- (1) 個人住民税
  - ア 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額(改正前:55万円)を65万円に引き上げる。

- イ 特定親族特別控除の導入
  - (ア) 19歳以上23歳未満の子等の合計所得金額が95万円までは、特定扶養控除と同額(45万円)を親等の所得から控除
  - (イ) 子等の合計所得金額が95万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入

※令和8年度分から適用

(2) 法人住民税・法人事業税

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、現行の控除割合を維持した上で、適用期限を令和9年度末まで3年延長する。

(3) 固定資産税

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る課税標準の特例措置について、賃上げ 方針を雇用者等に表明した場合に限定する等の見直しを行った上で、適用期限を令和8年度末まで2年延長する。

(4) 納税環境整備

固定資産税、都市計画税及び自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方税ポータルシステム(eLTAX)を経由し、電子的に副本を提供することができることとする。

※令和9年度以降実施

#### 2 都独自の改正

以上の地方税制改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

(1) 法人都民税

法人税割に係る超過課税の適用期限を令和12年9月30日まで5年延長する。

(2) 法人事業税・個人事業税

中小企業者向け省エネ促進税制の適用期限を法人は令和13年3月30日終了事業年度まで、個人は令和12年12月31日まで5年延長する。

(3) 固定資産税・都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地等に係る固定資産税等の負担水準の上限引下げ措置について、令和7年度においても継続する。

民有地を活用した保育所等整備促進税制を、令和9年4月1日まで2年延長する。

# 第3章

# 都税収入の状況

第1節	都税収入のあらまし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
第2節	都税収入額の推移(令和3年度~7年度当初予算)・・・・・	76
第3節	都税徴収率等の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
第4節	令和6年度の都税収入の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
第5節	令和7年度の都税当初予算の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84

#### 第3章 都税収入の状況

#### 第1節 都税収入のあらまし

#### 1 都税収入と都財政

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響に加え、米国の通商政策や中東情勢の影響等による世界経済の悪化リスクなど、今後の景気動向には、引き続き注視が必要である。時代に合わせて、従来の仕組みを変革する必要に迫られており、「2050東京戦略」に掲げる政策を先手先手で展開し、明るい未来への挑戦を牽引していくことが求められている。

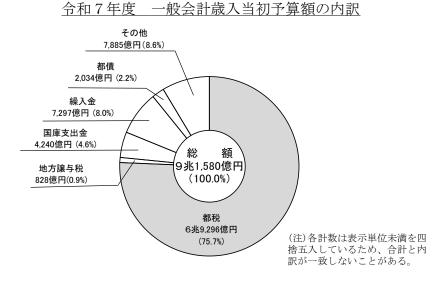
とりわけ、成長の原動力となる「人」の力を最大限高めていくために、チルドレンファーストの取組を一層強化すると同時に、誰もが自分らしく活躍できる環境を整備し、一人ひとりがもっと輝く東京を創り上げていかなくてはならない。

また、国際競争力の強化に向け、スタートアップの育成や、国際金融都市としての地位確立、「スマート東京」の実現が不可欠である。

さらに、風水害をはじめ、大規模地震や火山噴火等への備えとして強靭な都市を創り上げていくとともに、物価高騰への対応や治安対策など、都民の命と暮らしを守る「首都防衛」の取組が重要である。加えて、世界のモデルとなる脱炭素都市を実現しなければならない。

一方、令和6年度都税収入決算額は、企業収益の堅調な推移に伴う法人二税の増などにより、 増収となった。都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、元来、景気動向に左右されやす い不安定な構造にある。また、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、都の財政 環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。

今後も、社会経済情勢に的確に対応しながら、都民の期待に応える施策を確実かつ継続的に実施していくためには、歳入の根幹をなす都税収入の確保が不可欠であり、主税局の役割は極めて重要である。



(参考) 一般会計歳入総額に占める都税の割合 (単位:億円・%)

区	分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	. <u>স</u>							(当初予算)
都	税 (A)	56, 318	53, 498	58, 479	61, 644	63, 443	67, 423	69, 296
歳入	総額(B)	76, 717	86, 886	97, 474	93, 329	84, 831	89, 628	91, 580
割合(	(A)/(B)	73. 4	61.6	60.0	66. 1	74. 8	75. 2	75. 7

#### 2 都税収入の構成と性質

都税収入の税目別内訳を、令和7年度当初予算額における構成比でみると、法人二税が36.6% (法人都民税12.7%、法人事業税23.9%) であり、以下、固定資産税22.1%、個人都民税18.0%、繰入地方消費税11.8%、都市計画税4.3%、事業所税1.9%、自動車税1.7%となっている。

都税収入は、全体の3割を超える法人二税が企業の収益状況を反映するため、景気の動向に左右されやすい税収構造となっている。

他の税目についても直接又は間接に景気の影響を受ける。例えば、繰入地方消費税は消費動向に、都民税利子割は預貯金などの残高・解約の動向や金利水準に、軽油引取税は貨物の輸送など物流動向に、不動産取得税は不動産市況に、それぞれ影響を受けている。

また、個人の都民税・事業税なども景気の動向の影響を受けているが、これらは前年の所得に 対して課される税目であるため、前年の景気動向を反映している。

#### 都たばこ税 宿泊税 白動車税 69億円 (0.1%) 170億円 (0.2%) (環境性能割) 軽油引取税 207億円 (0.3%) その他の税 357億円 (0.5%) 7億円 (0.0%) 自動車税 (種別割) 986億円 (1.4%) 不動産取得税 1,027億円 (1.5%) 個人 1 兆2,451億円 事業所税 (18.0%)1,317億円 (1.9%) 都民税 都市計画税 2 兆1,581億円 繰入地方消費税 2,962億円 (4.3%) (31.1%) 8,159億円 (11.8%) 総額 法人 6 兆9, 296億円 8,820億円 (100.0%)(12.7%)事業税 固定資産税 利子割 1 兆7,171億円 1 兆5,284億円 310億円 (0.4%) (24.8%) (22.1%)法人 個人 1 兆6,543億円 628億円 (0.9%) (23.9%)

令和7年度 都税当初予算額の内訳

(注)各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

(参考) 都税総額に占める法人二税の割合

(単位:億円·%)

							(千世・	尼   1   70 /
区	分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	<i>)</i> 3							(当初予算)
法人二	税(A)	21, 801	17, 519	21, 192	22, 690	23, 299	25, 364	25, 362
都税総	額(B)	56, 318	53, 498	58, 479	61,644	63, 443	67, 423	69, 296
割合(A	A)/(B)	38. 7	32. 7	36. 2	36.8	36. 7	37. 6	36. 6

#### 3 都税収入の推移と景気動向

前項で触れた都税収入と経済情勢との関連について、平成9年度以降の動きをみると、以下の とおりである。

#### ○ 平成9年度から令和2年度まで

年代	から令和2年度まで 経済情勢、成長率等の動き	都税収入の動き
平成9年度	消費税率引上げ、特別減税廃止、個人消費低迷、	地方消費税導入あるが
十八五十尺	アジア通貨危機、金融機関の大型破綻で0.7%	法人△8.9%、総額△3.9%
平成10年度	二度にわたる経済対策や特別減税等を実施するも設備投 資減少、個人消費の不振等で△1.5%	外資系金融機関等以外不調で 法人△4.1%、総額1.1%微増
平成11年度	過去最大の18兆円の経済新生対策、設備投資・個人消費 低迷で△0.8%	恒久減税の影響発生、 法人△14.2%、総額△5.4%
平成12年度	年度前半経済新生対策効果や米経済好調により回復の兆 しがあるが、後半米経済失速等で1.4%	I T関連好調で 法人18.2%、総額6.0%
平成13年度	米テロ等による世界的な景気減速を受け、景気が急速に 悪化、△1.9%	銀行業等に対する外形標準課税 分の増収で法人7.3%、総額2.6%
平成14年度	前半は輸出増加等で極めて緩やかな回復基調を辿るも、 後半は内外経済が減速し、△0.7%	内外経済の減速傾向を背景に、 法人△15.7%、総額△9.5%
平成15年度	輸出の好調に加え、雇用・設備投資・個人消費が改善 し、景気は着実な回復を続け、0.5%	法人増収も外形標準課税の還付で、 法人1.5%、総額△0.5%
平成16年度	世界経済の着実な回復に伴い、景気は緩やかな回復を続け、0.6%	企業収益が大幅に改善し、 法人18.7%、総額7.8%
平成17年度	好調な企業収益が家計部門にも波及し、景気は引き続き 緩やかな回復を見せ、0.8%	外形標準課税導入の本格化で 法人16.5%、総額8.2%
平成18年度	輸出増加で企業収益が好調、雇用情勢も改善したが、個 人消費は横ばいに推移し、0.6%	法人分割基準改正で減収も企業収益 好調により14.3%、総額7.0%
平成19年度	景気の回復が続いたが、米サブプライムローン問題を発端に景気は踊り場へ、0.2%	堅調な企業収益を反映し、 法人9.3%、総額11.9%
平成20年度	世界金融危機の影響を受け、景気が急激に悪化、△4.1%	企業収益の急速な悪化により、 法人△9.0%、総額△4.2%
平成21年度	海外経済の改善や経済対策等で景気に持ち直しの動きが 見られるものの、依然として厳しい状態が続き、△3.6%	法人事業税の一部国税化等により、 法人△43.2%、総額△18.8%
平成22年度	年度を通じて個人消費や企業収益が改善を続け、3年ぶりにプラス成長、1.5% ※ただし、平成23年3月に東日本大震災が発生し、その後の経済は悪化へ	法人事業税の一部国税化の平年度化 により、法人△7.9%、総額△3.2%
平成23年度	震災による厳しい経済状況から、供給網の回復に伴い急速に持ち直したが、秋以降は欧州政府債務危機や歴史的円高で景気は横ばいに、△1.0%	都税収入は初めて4年連続の減となり、法人△1.0%、総額△0.0%
平成24年度	復興需要等による回復基調から一転、海外経済の減速等を背景として景気は弱い動きとなった。年明け以降は円安の進行等により持直しに向かうものの、△0.1%	企業収益の特直しにより、法人 9.1%、総額2.4%
平成25年度	経済財政政策により、内需を中心として景気回復の動きが広がり、年度後半には雇用環境の改善や消費税率引上げに伴う駆込需要で個人消費が大きく増加、2.7%	企業収益の改善により、法人 13.1%、総額5.7%
平成26年度	消費税率引上げによる影響等により、年度前半はマイナス成長となったが、後半以降は緊急経済対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復基調を維持、2.1%	企業収益の回復等を反映して、法人 8.0%、総額5.5%
平成27年度	中国を始めとする新興国経済の景気減速の影響等もあったが、雇用・所得環境の改善が続き、緊急対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復基調を維持、3.3%	堅調な企業収益により、 法人7.3%、総額9.4%
平成28年度	年度前半には海外経済で弱さが見られ、円高・株安で停滞したものの、雇用・所得環境が改善し、景気は緩やかな回復基調を維持、0.8%	堅調な企業収益の影響等により、 法人7.3%、総額1.0%
平成29年度	海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続く とともに、雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やか な回復基調を継続、2.0%	企業収益の低迷、雇用環境の改善などにより、法人公2.2%、総額0.7%
平成30年度	企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加し、 雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続く など、景気は緩やかな回復基調を継続、0.2%	堅調な企業収益の影響等により、 法人10.5%、総額3.3%
令和元年度	雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に景気は緩やかな回復が続いたが、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の影響により、景気が急速に悪化、0.0%	堅調な企業収益の影響等により、 法人6.6%、総額3.4%
令和2年度	新型コロナウイルス感染症の影響等による年度当初の景気の歴史的な急落のあと、各種政策の効果や海外経済の改善もあり持ち直しの動きが見られたが、△3.2%	新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の悪化等により、 法人△19.6%、総額△5.0%

- (注) 1 「成長率」とは、名目GDPの伸び率を表す。
  - 2 「都税収入の動き」で「法人」とは法人二税を表す。

#### 〇 令和3年度から5年度まで

令和3年度は、感染力の強い変異株が出現するなど引き続き新型コロナウイルス感染症の影響下にあったが、ワクチン接種を促進し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を模索する中で、景気は持ち直しの動きが続き、名目経済成長率は、2.9%増となった。このような経済情勢の下で、企業収益の持ち直し等から、法人二税は21.0%、都税収入は総額9.3%の増となった。

令和4年度は、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による景気の下振れリスクがあったものの、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中で景気は緩やかな持ち直しが続き、名目経済成長率は、2.3%増となった。このような経済情勢の下で、企業収益の堅調な推移等から、法人二税は7.1%、都税収入は総額5.4%の増となった。

令和5年度は、物価上昇などを背景に個人消費や設備投資が依然として力強さを欠き、世界的な金融引締めによる景気の下振れリスクなどがあったが、コロナ禍の3年間を乗り越え、30年ぶりとなる高水準の賃上げが実現するなど、景気は緩やかに回復し、名目経済成長率は、4.9%増となった。このような経済情勢の下で、企業収益の堅調な推移等から、法人二税は2.7%、都税収入は総額2.9%の増となった。

(令和6年度については、第4節「令和6年度の都税収入の状況」参照)

以上のように、都税収入と景気の関連について、基本的には都税収入の増減率が名目成長率と同じ方向へ連動する傾向を持つものの、景気に敏感な法人二税が都税の根幹をなしているため、 経済情勢によっては名目成長率以上に激しく振れる。

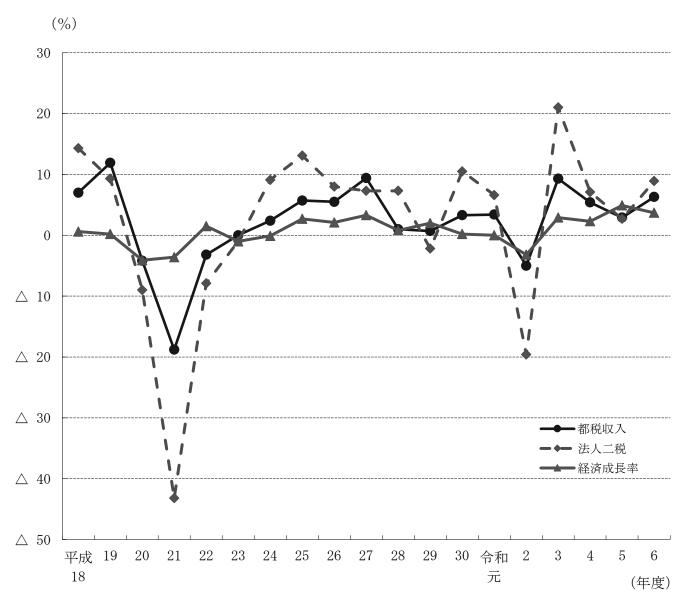
平成16年度以降は、民間需要中心の景気回復が持続する中、企業収益の改善を背景に法人二税が大幅な増収となるなど、都税収入の伸び率は名目成長率を大きく上回って推移した。

平成20年度以降は、世界金融危機による世界経済の急激な悪化や法人事業税の一部国税化による影響で法人二税が減収となり、都税収入の伸び率が名目成長率を下回る傾向にあったが、平成24年度以降は、復興需要等により企業収益が持ち直したことで、法人二税が増収となり、再び都税収入の伸び率は名目成長率を上回る傾向が続いた。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の悪化等から、法人二税が減収となり、都税収入の伸び率は名目成長率を下回ったが、令和3年度及び4年度は、企業収益の持ち直しにより法人二税が増収となり、都税収入の伸び率は再び名目成長率を上回った。

令和5年度は、都税収入の伸び率は鈍化し名目成長率並みとなったが、令和6年度は、企業収益の堅調な推移等により法人二税が増収となり、都税収入の伸び率は名目経済成長率を上回った。 以下のグラフは、社会経済情勢が複雑化し、制度改正も頻繁に起こる中で、税収の見込みや分析に当たって名目成長率には表立って表れない様々な要因を考慮する必要性が一層高まっていることを示している。

都税収入の伸び率と国内経済成長率(名目)の推移



伸び率

(単位:%) 平成 18 区分 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 令和元 2 3 5 都税 △4. 2 △18. 8  $\triangle 0.0$  $\triangle 5.0$ 収入 法人 9. 3  $\triangle$ 9. 0  $\triangle$ 43. 2  $\triangle$ 7. 9  $\triangle 1.0$  $\triangle 2.2$ 6. 6 △19. 6 14.3 13.1 8.0 7.3 10.5 21.0 7. 1 8.9 二税 経済 成長 △3.6  $\triangle 1.0$ △0.1  $\triangle 3.2$ 3.7

(注) 国内経済成長率(名目)は、令和7年6月内閣府公表の速報値による。

#### 第2節 都税収入額の推移 (令和3年度~7年度当初予算)

令和3年度から7年度当初予算における都税収入額の推移は、下の表のとおりである。

	· 分	令和3年度	世出し	対前年	令和4年度	井出い	対前年
-1:	7/1 T/1	5 047 010	構成比	度 比	0.104.000	構成比	度 比
~~~~	税 税	5, 847, 910	100. 0	109. 3	6, 164, 368	100.0	105. 4
	都 民 税	1, 822, 996	31. 2	110. 5	1, 841, 331	29. 9	101. 0
	個 人	1, 022, 288	17. 5	103. 1	1, 040, 201	16. 9	101.8
	法人	794, 287	13.6	121. 9	792, 246	12. 9	99. 7
	利 子 割	6, 421	0. 1	93. 1	8, 884	0. 1	138. 4
	事業税	1, 381, 520	23. 6	119. 6	1, 544, 976	25. 1	111.8
	個 人	56, 583	1.0	103. 6	68, 181	1. 1	120. 5
	法人	1, 324, 937	22. 7	120. 4	1, 476, 795	24. 0	111.5
	繰入地方消費税	705, 893	12. 1	109. 5	748, 287	12. 1	106. 0
	不動産取得税	84, 695	1. 4	116. 2	92, 255	1.5	108. 9
内	都たばこ税	16, 022	0.3	107. 4	17, 023	0.3	106. 2
	ゴルフ場利用税	639	0.0	116. 1	663	0.0	103.8
	軽油 引取税	36, 157	0.6	102. 2	36, 735	0.6	101.6
	自 動 車 税	110, 766	1. 9	100.0	114, 898	1.9	103.7
	環境性能割	9, 872	0.2	108.4	13, 482	0.2	136.6
訳	種別割	100, 894	1. 7	99. 2	101, 416	1.6	100.5
	鉱 区 税	2	0.0	100.0	2	0.0	100.0
	固定資産税	1, 319, 011	22.6	101. 2	1, 383, 125	22.4	104. 9
	特別土地保有税	_	_	_	_		_
	狩 猟 税	4	0.0	101. 9	4	0.0	103. 4
	事 業 所 税	115, 524	2. 0	104. 6	116, 427	1.9	100.8
	都 市 計 画 税	254, 431	4. 4	100.9	267, 058	4. 3	105. 0
	宿 泊 税	251	0.0	281. 9	1, 583	0.0	629. 5
	旧法による税	0	0.0	7. 5	1	0.0	著増
	自 動 車 取 得 税	0	0.0	7. 5	1	0.0	著増
参	法人二税	2, 119, 224	36. 2	121.0	2, 269, 041	36.8	107. 1
考	その他税	3, 728, 686	63.8	103.6	3, 895, 328	63. 2	104. 5
	経済情勢	引き続き新型。 症の影響の下は ン接種の保進が を講経済の中で、 海外動きが続き ス成長	こあったが など感染拡 各種政策 奏もあって	、ワクチ 大防止策 の効果や 、持ち直	世界的なエネノ高騰や欧米各国よるのの正常化が表表している。これでは動の正常化が続きない。	国の金融引 長れリスク ナ禍からの が進む中で	締め等に があった 社会経済 緩やかな

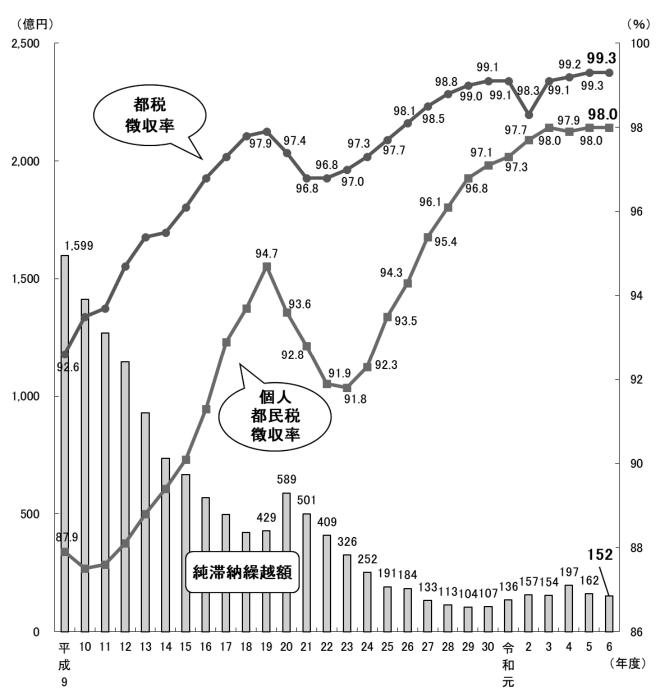
- (注) 1 「一」は、皆無又は該当計数なし、「0」は、表示単位(百万円)未満に計数あり
  - 2 構成比及び対前年度比については、千円単位で計算している。
  - 3 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

(単位:百万円・%)

(単位:日 <b>万円・%</b> )								
令和5年度	構成比	対前年 度 比	令和6年度	構成比	対前年 度 比	令和7年度 (当初予算額)	構成比	対前年 度 比
6, 344, 300	100.0	102. 9	6, 742, 302	100.0	106. 3	6, 929, 588	100.0	102.8
1, 901, 845	30.0	103. 3	2, 078, 314	30.8	109.3	2, 158, 063	31. 1	103.8
1, 093, 229	17. 2	105. 1	1, 166, 040	17. 3	106. 7	1, 245, 083	18. 0	106.8
798, 111	12.6	100. 7	896, 238	13. 3	112. 3	881, 981	12. 7	98. 4
10, 505	0.2	118. 2	16, 036	0.2	152. 6	30, 998	0.4	193. 3
1, 590, 412	25. 1	102. 9	1, 701, 038	25. 2	107. 0	1, 717, 056	24.8	100.9
58, 663	0.9	86. 0	60, 891	0.9	103.8	62, 801	0. 9	103. 1
1, 531, 749	24. 1	103. 7	1, 640, 147	24. 3	107. 1	1, 654, 255	23. 9	100.9
743, 487	11. 7	99. 4	779, 783	11.6	104. 9	815, 894	11.8	104. 6
99, 663	1.6	108.0	100, 738	1.5	101. 1	102, 699	1.5	101. 9
17, 507	0.3	102.8	17, 094	0.3	97. 6	17, 031	0. 2	99. 6
655	0.0	98. 7	641	0.0	98. 0	652	0.0	101.8
36, 966	0.6	100.6	36, 507	0.5	98.8	35, 653	0.5	97. 7
115, 594	1.8	100.6	116, 551	1. 7	100.8	119, 343	1. 7	102. 4
15, 272	0.2	113. 3	17, 427	0.3	114. 1	20, 711	0.3	118.8
100, 321	1.6	98. 9	99, 125	1.5	98.8	98, 632	1. 4	99. 5
2	0.0	96.8	2	0.0	110. 3	2	0.0	99. 3
1, 436, 124	22. 6	103.8	1, 493, 255	22. 1	104. 0	1, 528, 446	22. 1	102. 4
_		_	_		_	10	0.0	皆増
4	0.0	102.0	4	0.0	98. 2	4	0.0	99. 1
118, 588	1. 9	101. 9	122, 222	1.8	103. 1	131, 651	1. 9	107. 7
278, 696	4. 4	104. 4	289, 783	4.3	104. 0	296, 190	4.3	102. 2
4, 399	0. 1	277. 9	6, 369	0. 1	144.8	6, 895	0. 1	108. 2
360	0.0	著増			皆減	0	0.0	皆増
360	0.0	著増	_	_	皆減	0	0.0	皆増
2, 329, 860	36. 7	102.7	2, 536, 385	37. 6	108. 9	2, 536, 236	36. 6	100.0
4, 014, 441	63. 3	103. 1	4, 205, 918	62.4	104.8	4, 393, 352	63. 4	104. 5
物価上昇など 設備投界が依然 き、の、コロ年級 が、30年現 ではより、 がより、 がより、 がより、 を はいては に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	然を と と は り る な り る を と る る る る る る る る る る る る る る る る る	強にあ乗準か さよっりのな をるた越賃回 上復	物価上昇の継続に伴う個人消費への影響に加え、中国経済の先行き 懸念や中東地域をめぐる情勢な ど、国内外において、景気の下振 れリスクがあったものの、雇用・ 所得環境の改善などに伴い緩やか な回復が続き、名目3.7%のプラス 成長			(令和7年度の政府経済見通し) 総合経済対策の効果が下支えと なって、賃金上昇が物価上昇を上 回り、個人消費が増加するととも に、企業の設備投資も堅調な動き が継続するなど、引き続き、民間 需要主導の経済成長が実現すると して、名目2.7%のプラス成長を見 込む		

#### 第3節 都税徴収率等の推移

都税の徴収率等の推移は、以下のとおりである。



(単位:億円・%)

										\ 1 1-	·  /L() ·	, , , , ,
区	分	平成 26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6
都 税 徴	収率	98. 1	98. 5	98.8	99. 0	99. 1	99. 1	98. 3	99. 1	99. 2	99. 3	99. 3
純滞納繰	越額	184	133	113	104	107	136	157	154	197	162	152

#### 第4節 令和6年度の都税収入の状況

#### 1 令和6年度決算概要

令和6年度の我が国経済は、物価上昇の継続に伴う個人消費への影響に加え、中国経済の先行き懸念や中東地域をめぐる情勢など、国内外において、景気の下振れリスクがあったものの、雇用・所得環境の改善などに伴い緩やかな回復が続いた。実質経済成長率は、こうした状況を反映して、0.8%増となった。

このような経済情勢の下で、令和6年度の都税収入は、6兆7,423億2百万円となり、令和5年度決算額6兆3,443億円に対しては、3,980億2百万円、率にして6.3%の増収となった。令和6年度補正後予算額6兆6,906億10百万円に対しては、516億92百万円、0.8%の増収となった。

また、都税徴収率は、前年度同様99.3%となった。

#### 2 税目別の収入状況

令和6年度の都税収入の主な税目別の収入状況は、以下のとおりである。

まず、法人二税は、企業収益の堅調な推移により、総額で2兆5,363億85百万円となり、令和5年度決算額2兆3,298億60百万円に対して2,065億25百万円、8.9%の増となった。また、令和6年度補正後予算額2兆4,944億46百万円に対しては、企業収益が見込みを上回ったことにより、419億39百万円、1.7%の増となった。

法人二税以外の税目の合計は、4兆2,059億18百万円となり、令和5年度決算額4兆144億41百万円に対して、1,914億77百万円、4.8%の増となった。これは、個人都民税が、雇用・所得環境の改善により、1兆1,660億40百万円となり、令和5年度決算額の1兆932億29百万円に対して728億12百万円、6.7%の増となったこと等によるものである。また、令和6年度補正後予算額4兆1,961億64百万円に対しては、97億53百万円、0.2%の増となった。

#### 令和6年度 都税収入決算額

(単位·百万田·%)

_							(早江	<u>:白万円・%)</u>
		令和6年度	令和6年度	令和5年度	比	較	増	減
	区分	決算額	補正後予算額		対令和6年度補正後		対令和5年	E度決算
		A	В	С	A - B	増減率	A-C	増 減 率
	都 税 総 額	6, 742, 302	6, 690, 610	6, 344, 300	51, 692	0.8	398, 002	6. 3
	法人二税	2, 536, 385	2, 494, 446	2, 329, 860	41, 939	1. 7	206, 525	8. 9
	固定資産税 都市計画税	1, 783, 038	1, 780, 948	1, 714, 820	2, 090	0. 1	68, 219	4. 0
	個人都民税	1, 166, 040	1, 147, 593	1, 093, 229	18, 447	1.6	72, 812	6. 7
	繰 入 地 方 消 費 税	779, 783	790, 751	743, 487	△ 10,968	△ 1.4	36, 296	4. 9
	その他の税	477, 056	476, 872	462, 905	184	0.0	14, 151	3. 1

<sup>(</sup>注) 1 増減率については、千円単位で計算している。

<sup>2</sup> 各計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

## 令和6年度都税

			比	較
×	分	令 和 6 年 度 決     算     額	対令和6年度	
			補正後予算額	増(△)減率
者	税	6, 742, 302	51, 692	0.8
	都 民 税	2, 078, 314	38, 208	1. 9
	個人	1, 166, 040	18, 447	1. 6
	法人	896, 238	18, 479	2. 1
	利 子 割	16, 036	1, 282	8. 7
	事業税	1, 701, 038	23, 456	1. 4
	個人	60, 891	$\triangle$ 4	△ 0.0
	法人	1, 640, 147	23, 460	1. 5
	繰入地方消費税	779, 783	△ 10,968	△ 1.4
	不動産取得税	100, 738	735	0.7
内	都たばこ税	17, 094	3	0.0
	ゴルフ場利用税	641	0	0.1
	軽油 引取税	36, 507	144	0.4
	自 動 車 税	116, 551	△ 2,624	△ 2.2
	環境性能割	17, 427	△ 2,563	△ 12.8
訳	種 別 割	99, 125	△ 62	△ 0.1
	鉱区税	2	0	6. 7
	固定資産税	1, 493, 255	1, 707	0.1
	特別土地保有税	_	△ 10	皆減
	狩 猟 税	4	△ 0	△ 0.4
	事 業 所 税	122, 222	661	0. 5
	都 市 計 画 税	289, 783	383	0. 1
	宿 泊 税	6, 369	△ 3	△ 0.1
	旧法による税		△ 0	皆減
	自動車取得税		△ 0	皆減
参	法 人 二 税	2, 536, 385	41, 939	1.7
考	その他税	4, 205, 918	9, 753	0. 2

- (注) 1 「一」は、皆無又は該当計数なし、「0」「 $\triangle 0$ 」は、表示単位(百万円)未満に
  - 2 増減率については、千円単位で計算している。
  - 3 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがあ

(単位:百万円・%)

増 (△) 減		参	考
対令和5年度		令和6年度	令和5年度
決 算 額	増(△)減率	補正後予算額	決 算 額
398, 002	6. 3	6, 690, 610	6, 344, 300
176, 469	9. 3	2, 040, 106	1, 901, 845
72, 812	6. 7	1, 147, 593	1, 093, 229
98, 127	12. 3	877, 759	798, 111
5, 531	52. 6	14, 754	10, 505
110, 626	7. 0	1, 677, 582	1, 590, 412
2, 228	3.8	60, 895	58, 663
108, 398	7. 1	1, 616, 687	1, 531, 749
36, 296	4. 9	790, 751	743, 487
1, 075	1. 1	100, 003	99, 663
△ 413	△ 2.4	17, 090	17, 507
△ 13	△ 2.0	641	655
△ 459	△ 1.2	36, 363	36, 966
958	0.8	119, 176	115, 594
2, 154	14. 1	19, 989	15, 272
△ 1, 197	△ 1.2	99, 187	100, 321
0	10.3	2	2
57, 131	4.0	1, 491, 548	1, 436, 124
_	_	10	_
△ 0	△ 1.8	4	4
3, 634	3. 1	121, 561	118, 588
11, 087	4.0	289, 400	278, 696
1, 970	44.8	6, 373	4, 399
△ 360	皆減	0	360
△ 360	皆減	0	360
206, 525	8.9	2, 494, 446	2, 329, 860
191, 477	4.8	4, 196, 164	4, 014, 441

計数あり

る。

税 目	合計	個人都民税	法人二税	不動産取得税	自 動 車 税 環境性能割
千 代 田	957, 939	13, 591	639, 407	4, 666	0
中央	884, 653	201, 186	452, 736	6, 853	0
港	998, 633	71, 436	616, 816	11, 602	0
新宿	413, 262	32, 344	218, 741	5, 222	0
文京	64, 862	26, 582	325	2, 527	0
台 東	142, 276	15, 712	77, 907	3, 204	0
墨田	50, 873	17, 847	156	2, 234	0
江東	131, 046	38, 209	166	4, 072	0
品川	249, 176	36, 480	130, 809	4,010	0
目 黒	74, 021	33, 681	157	2, 706	0
大 田	140, 643	50, 223	227	4, 732	0
世田谷	187, 421	87, 313	274	4, 588	0
渋 谷	390, 232	41, 983	217, 166	8, 555	0
中野	55, 787	23, 751	125	2, 161	0
杉並	99, 166	45, 382	144	2, 757	0
豊島	144, 486	21, 731	69, 851	2, 941	0
北	51,626	20, 175	78	1, 944	0
荒川	79, 067	12, 040	44, 453	1, 222	0
板橋	78, 685	30, 353	121	2, 920	0
練 馬	105, 535	44, 564	110	3, 816	0
足  立	87, 493	31, 415	178	2, 566	0
葛飾	55, 043	21, 576	112	1, 969	0
江 戸 川	87, 817	34, 827	120	2,072	0
計	5, 529, 743	952, 400	2, 470, 179	89, 340	0
八 王 子	115, 777	79, 017	27, 013	4, 326	0
並	189, 261	133, 689	38, 463	7, 023	0
計	305, 038	212, 705	65, 477	11, 349	0
大 島	505	391	74	9	0
三宅	125	116	5	1	0
八 丈	335	238	58	17	0
小 笠 原	244	190	48	2	0
計	1, 209	936	185	29	0
都税総合事務センター	113, 241	0	0	0	17, 426
本 庁	793, 072	0	545	19	0
合 計	6, 742, 302	1, 166, 040	2, 536, 385	100, 738	17, 427

<sup>(</sup>注) 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

(単位:百万円)

				(単位:日	3 <i>/</i> J [] []
軽油引取税 (普通税)	自動車税種別割	固定資産税 都市計画税	事業所税	その他の税	
0	20	254, 565	33, 351	12, 339	千
24, 845	45	153, 184	24, 113	21, 691	中
5, 682	92	233, 184	37, 889	21, 931	港
1, 425	57	122, 405	26, 801	6, 267	新
0	21	35, 357	3	46	文
0	27	42, 574	4	2, 848	台
0	43	30, 546	6	41	墨
2, 796	88	85, 641	8	67	江
0	60	73, 810	4	4,003	品品
0	54	37, 360	2	62	目
0	136	85, 222	8	96	大
0	191	94, 879	3	174	世
0	67	113, 322	7	9, 132	渋
0	47	29, 654	0	48	野
0	81	50, 714	2	85	杉
0	36	44, 196	1	5, 730	豊
0	46	29, 347	0	35	北
0	38	17, 739	1	3, 575	荒
0	112	45, 101	1	77	板
0	154	56, 793	1	97	練
0	261	52, 963	3	107	足
0	132	31, 191	5	59	葛
0	192	50, 518	6	81	戸
34, 748	1, 999	1, 770, 266	122, 219	88, 593	計
0	676	16	0	4, 728	八
1, 739	623	52	0	7,672	立
1, 739	1, 300	68	0	12, 400	計
13	3	0	0	14	大
0	1	0	0	2	111
8	2	0	0	12	八
0	0	0	0	4	笠
21	7	0	0	32	計
0	95, 814	0	0	0	総合
0	5	12, 704	3	779, 797	本庁
36, 507	99, 125	1, 783, 038	122, 222	880, 820	合計

#### 第5節 令和7年度の都税当初予算の状況

#### 1 令和7年度当初予算について

令和7年度当初予算額を見込むに当たっては、令和6年度補正後予算を前提とし、政府や民間 経済研究機関の経済見通しを参考に、税目ごとに、企業収益予測、民間最終消費支出など、税収 動向に密接に関連すると考えられる経済指標等を用いて積算し算定した。

この結果、令和7年度当初予算における都税収入見込額は、6兆9,295億88百万円となり、令和6年度補正後予算額6兆6,906億10百万円に対して、2,389億78百万円、3.6%の増となった。また、令和6年度当初予算額6兆3,864億70百万円に対しては、5,431億18百万円、8.5%の増となった。

#### 2 主な税目の概況

令和7年度の都税当初予算額について、主な税目の予算額(収入額)と令和6年度補正後予算額に対する増減額及び増減率は、次のとおりである。

法人都民税と法人事業税を合わせた法人二税は、2兆5,362億36百万円であり、417億90百万円、1.7%の増となっている。これにより、法人二税が都税当初予算総額に占める割合は36.6%となった。

固定資産税・都市計画税は、1兆8,246億36百万円であり、負担調整措置により土地の課税標準額の上昇等が見込まれることにより、436億88百万円、2.5%の増とした。個人都民税は1兆2,450億83百万円で、雇用・所得環境の改善等により、974億90百万円、8.5%の増と見込んだ。繰入地方消費税は8,158億94百万円で、個人消費や輸入取引の堅調な推移が見込まれることにより、251億43百万円、3.2%の増とした。

その他、自動車税は1,193億43百万円で、1億67百万円、0.1%の増、事業所税は1,316億51百万円で、100億90百万円、8.3%の増、不動産取得税は1,026億99百万円で、26億95百万円、2.7%の増となった。

## 令和7年度都税

		Δ ±n 7	子 异			比較
×	分	令 和 7 当 初 予	年 算 額		和 6 年 度	
				補正	後予算額	∮ 増(△)減率
者			6, 929, 588		238, 97	78 3.6
	都民税		2, 158, 063		117, 95	5.8
	個人		1, 245, 083		97, 49	8.5
	法人		881, 981		4, 22	0.5
	利 子 割		30, 998		16, 24	110. 1
	事業税		1, 717, 056		39, 4	74 2.4
	個人		62, 801		1, 90	3. 1
	法人		1, 654, 255		37, 50	2. 3
	繰入地方消費税		815, 894		25, 14	3. 2
	不動産取得税		102, 699		2, 69	95 2.7
内	都たばこ税		17, 031		△ ;	59 △ 0.3
	ゴルフ場利用税		652			12 1.8
	軽油 引取税		35, 653		△ 7	∆ 2.0
	自 動 車 税		119, 343		10	0.1
	環境性能割		20, 711		72	3.6
訳	種 別 割		98, 632		△ 5	55 △ 0.6
	鉱 区 税		2			0 5.9
	固定資産税		1, 528, 446		36, 89	2. 5
	特別土地保有税		10			0.0
	狩 猟 税		4		$\triangle$	0
	事 業 所 税		131, 651		10, 09	8.3
	都 市 計 画 税		296, 190		6, 79	2. 3
	宿 泊 税	6, 895			52	8. 2
	旧法による税	0				0.0
	自動車取得税		0			0.0
参	法 人 二 税		2, 536, 236		41, 79	90 1.7
考	その他税		4, 393, 352		197, 18	4.7

- (注) 1 「-」は、皆無又は該当計数なし、「0」「 $\triangle 0$ 」は、表示単位(百万円)未満に
  - 2 増減率については、千円単位で計算している。
  - 3 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがあ

## 当 初 予 算 額

(単位:百万円·%)

増 (△) 減		参	考
対令和6年度		令和6年度	令和6年度
決 算 額	増(△)減率	補正後予算額	決 算 額
187, 286	2.8	6, 690, 610	6, 742, 302
79, 749	3.8	2, 040, 106	2, 078, 314
79, 043	6.8	1, 147, 593	1, 166, 040
△ 14, 257	△ 1.6	877, 759	896, 238
14, 963	93. 3	14, 754	16, 036
16, 018	0.9	1, 677, 582	1, 701, 038
1, 910	3. 1	60, 895	60, 891
14, 108	0.9	1, 616, 687	1, 640, 147
36, 111	4.6	790, 751	779, 783
1, 961	1.9	100, 003	100, 738
△ 62	△ 0.4	17, 090	17, 094
11	1.8	641	641
△ 854	△ 2.3	36, 363	36, 507
2, 792	2.4	119, 176	116, 551
3, 285	18.8	19, 989	17, 427
△ 493	△ 0.5	99, 187	99, 125
△ 0	△ 0.7	2	2
35, 190	2.4	1, 491, 548	1, 493, 255
10	皆増	10	_
△ 0	△ 0.9	4	4
9, 428	7.7	121, 561	122, 222
6, 407	2. 2	289, 400	289, 783
525	8. 2	6, 373	6, 369
0	皆増	0	
0	皆増	0	
△ 149	△ 0.0	2, 494, 446	2, 536, 385
187, 435	4. 5	4, 196, 164	4, 205, 918

計数あり

る。

# 第4章

# 主な取組

第1節	主税局ビジョン2030 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
第2節	税務行政におけるデジタルトランスフォーメーション(DX) の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
第3節	都の重要施策を支える税制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
第4節	都税収入の確実な確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
第5節	真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築・・・	115

#### 第4章 主な取組

#### 第1節 主税局ビジョン2030

#### 1 概要

主税局では、令和2年(2020年)1月に、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革する「デジタルトランスフォーメーション(DX)」への対応や、社会構造が変化する中での正確で公平な課税・徴収を行っていくために、2030年の税務行政の将来像を示した「主税局ビジョン2030」を策定し、公表した。

令和3年(2021年)3月には、同ビジョンで示した10年後の税務行政の姿を実現するために 業務改革のより具体的なイメージを盛り込むとともに、デジタル化による組織改革の方向性を 新たに追加した「主税局ビジョン2030-更新版-」の素案を策定し、公表した。

公表後、広く都民に意見募集を行い、提出された意見を元に修正を加え、7月に「主税局ビジョン2030-更新版-」の成案として公表した。

「主税局ビジョン2030-更新版-」では、10年後の税務行政のあるべき姿の実現に向け、主税局が目指す2つの柱として「納税者へのクオリティオブサービス(QOS)向上」と「税務行政の構造改革」を掲げており、この2つの柱を実現するために、主税局のDXを推進することとしている。

その実現に大きな役割を担う税務基幹システムの再構築については、令和8年度(2026年度)の稼働開始を目指している。また、主税局を取り巻く環境の変化に迅速かつ弾力的に対応すべく、様々な取組を順次実現してきた。

令和7年(2025年)2月に、これらの取組状況を総括するとともに、加速度的な進歩を続けるAIをはじめとする先端技術を活用する新たな取組を加え、とりまとめた「主税局ビジョン 2030~これまでの成果と今後の展望~」を公表した。

今後もより便利なサービス、より専門性の高い税務行政を構築し、都税への信頼を確保するとともに、都民・事業者のほか職員など誰もがDXによる「手取り時間」の増加を実感して有効に活用できるよう、これらの取組を着実に実現していく。

#### 主税局ビジョン2030の全体像

大幅に削減する

相談・問合せ

対応の拡充

#### 「主税局ビジョン2030」が描く税務行政の将来像 ~ 主税局が目指す2つの柱 ~

これまで進めてきた取組に加え、AIをはじめとする先端技術を積極的に活用することで環境の変化にも 弾力的に対応し、更なる「納税者へのQOS向上」及び「税務行政の構造改革」を目指していきます。 AI等 通知の ICT技術の 申告・申請の 納税方法の 電子化 先端技術の 電子化 活用 拡充 活用 納税者へのQOS向上 税務行政の構造改革 すべての納税者が、自宅やオフィスで スマートフォンなどを活用して、 ● システムで可能な業務は システムに任せ、限られた人材を 複雑化・困難化する業務に 庁舎環境の 各種手続の あらゆる税務手続を完結できる ワンストップ化 整備 重点配置することで、 国や他自治体等とのデータ連携により、 より専門性の高い組織を実現する 納税者の申請等手続の手間を 納税者情報の

外部データの

電子的取込み

新しい

働き方の

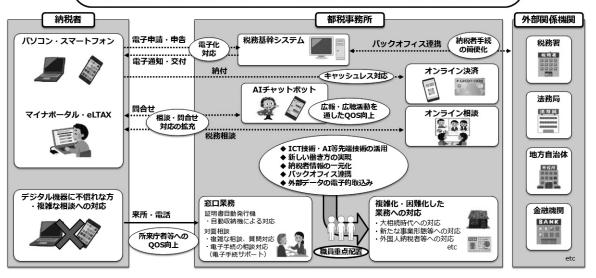
実理

#### 「主税局ビジョン2030」が描く税務行政の将来像 ~ 主税局のDX ~

広報・広聴の

拡充

- 東庁不要のサービス提供を充実させ、デジタル化対応を推進
- 必要な窓口機能は維持し、デジタルと対面のハイブリッドな都税事務所を実現



(総務部総務課)

元化

#### 3 税務基幹システムの再構築

主税局のDXを推進していくためには、「主税局ビジョン2030-更新版-」に掲げている、キャッシュレス納税、電子申請・電子交付、プッシュ型電子的通知、バックオフィス連携、はんこレス、モバイル端末の活用を始めとした税務事務のデジタル化が必要であることから、現在、それらの実現に向けて税務基幹システムの再構築を進めており、令和8年度の稼働を目指している。

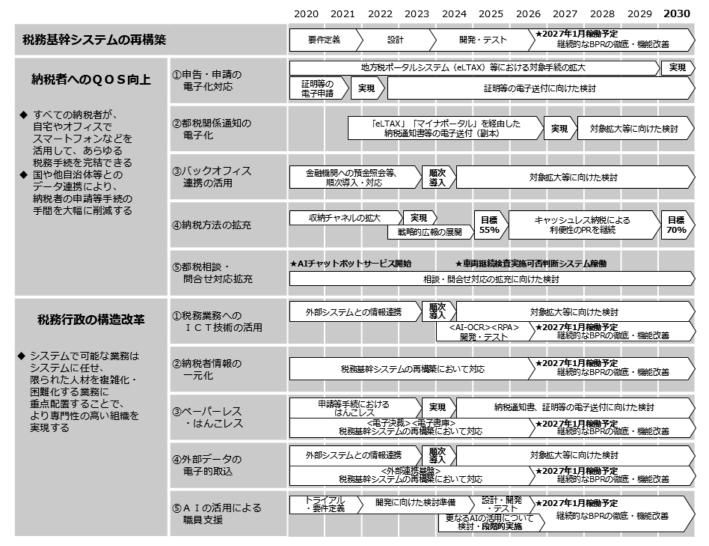
再構築に当たっては、令和2年度以降、業務改革の推進に寄与するシステム構築を行うためすべての業務の流れを見直した上で要件定義から設計までを実施してきた。令和5年度は、アプリケーション開発において令和4年度に引き続き「基本設計」及び「詳細設計」を実施するとともに、ハードウェアに係る受託事業者(システム基盤構築、データセンタ・回線導入、データ出力センタ導入、人工知能技術を活用した光学文字認識(AI-OCR)設計・開発の計4件の調達)を選定した。令和6年度は、アプリケーション開発においてはプログラム作成・テストを実施するとともに、前年度に実施した4件の調達においては設計等の作業に着手している。

本再構築は、開発規模が非常に大きく、ハードウェアである基盤調達手続等も開発作業と並行して行うなど、複数年の構築期間中に多様な事業者が関わる大規模なプロジェクトである。このため、開発から稼働までの工程監理や調達事業者間の総合調整を担う構築監理業務受託者(PMO)を活用する等万全な管理体制を敷きつつ、令和8年度の確実なシステム稼働に向け適切に履行管理を行っていく。

また、国等が進める電子化・情報連携の動きにも対応するため、外部機関とのオンライン接続や情報のバックオフィス連携の強化等、納税者の利便性向上や税務事務の一層の効率化に向けた取組を推進していく。

(総務部システム管理課)

#### 4 スケジュール



(総務部総務課)

#### 第2節 税務行政におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

#### 1 AIをはじめとする先端技術の活用

税務行政の効率化・高度化をより一層進め、納税者へのQOS向上と持続可能な体制を構築するため、AI等の先端技術の活用を推進していく。先端技術の活用に当たっては、十分に検証を行うとともに、スタートアップなどの民間企業が開発・提供する革新的なテクノロジーやアイデア、サービスも活用し、主税局のDXをより一層推進・加速・発展させていく。

#### AI活用の取組例

#### AI活用による家屋評価業務の効率化

**Before** 

平面図等から各資材・設備等の使用量を確認しシステムに手入力

After

画像認識AIで平面図等を読み取り、手入力工程の自動化・効率化を目指す



#### 生成AI等を活用した横断的情報検索ツールによる職員支援

Before

必要な情報が、法令、通達、マニュアル等に点在し、資料の 検索に多大な時間が必要

After

生成AIを活用し、職員の業務知識の迅速な取得を支援することで、適正かつ迅速な納税者対応を実現



(総務部総務課)

#### 2 キャッシュレス納税の推進

#### (1) キャッシュレス納税の推進

キャッシュレス納税とは、手元に現金を準備することなく納税できる方法の総称である。 令和6年度に策定された「2050東京戦略」では、都税のキャッシュレス納税比率を2035年 までに、75%に引き上げることを目標としている。

主税局では、これまでもキャッシュレス納税方法の拡大に取り組んでおり、現在は、口座振替、マルチペイメントネットワーク(以下「MPN」という。)収納、eLTAXを利用した電子納税、クレジットカード収納及びスマートフォン決済アプリ収納が可能となっている。

令和6年度には、ディーラー等が車検の実施可否をオンライン上で確認できる「車両継続 検査実施可否判断システム」を導入することにより、納税者がキャッシュレス納税を選択し やすい環境を整備した。また、YouTube広告を活用したPR動画の配信など、様々な 広報を実施した。

こうした取組により、キャッシュレス納税比率\*\*は、平成30年度末時点の38.0%から、令和6年度末時点の50.7%まで、12.7ポイント上昇している。

今後もキャッシュレス納税の推進に取り組み、納税者の利便性向上につなげていく。 ※都税の納付総件数のうちキャッシュレス納税により納付された件数の占める割合

#### 都税の納付方法一覧(令和6年度)

区分	①金融機関 窓口	②コンビニ 収納	③口座振替	④MPN収納 (ATM、インターネットハンキ ング、モバイルハンキングを 利用した収納)	⑤eLTAX収納 (eLTAXまたは地方税 お支払サイト経由の収 納 ※⑥を除く)	⑥クレジット カード収納	⑦スマートフォ ン決済アプリ 収納
対象税目	全税目	全税目(狩猟税を除く)	固定資産税・ 都市計画税、 固定資産税 (償却資産)、 個人事業税	全税目 (狩猟税を除く)	全税目 (鉱区税・狩猟税を 除く)	全税目 (鉱区税・狩猟 税を除く)	全税目(狩猟税を除く)
開始年度	昭和22年度 (1947年度)	平成16年度 (2004年度)	昭和41年度 (1966年度)	平成18年度 (2006年度)	平成21年度 (2009年度)	平成23年度 (2011年度)	令和2年度 (2020年度)
利用件数 総件数: 1,825万件	408万件 (22.4%)	492万件 (27.0%)	472万件 (25.8%)	154万件 (8.5%)	57万件 (3.2%)	93万件 (5.1%)	146万件 (8.0%)
キャッシュレス		1			キャッシュレス	I	
納税比率			<u>50.7%</u>				

- ・自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)による収納は、2005年12月から開始、件数はMPN収納に含む。
- ・各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。
- ・対象税目は、2025年度現在、利用件数は2024年度実績。
- ・利用件数の()は全体に占める割合。

(徴収部徴収指導課)

#### (2) 多様な納付方法

#### ア 口座振替納税制度

口座振替納税とは、納税者からの申込みに基づき、金融機関等が納税者の指定する預金口座から納期限ごと(ただし、納税者から固定資産税・都市計画税を全期分前納する旨の申出があった場合、第1期の納期限の日)に都の預金口座に振り替えることにより納税する方法である。

口座振替納税を取り扱う金融機関は、都の公金取扱金融機関に指定されている日本国内の全店舗、又は全国の郵便局である。預金口座は、普通預金・当座預金・納税貯蓄組合預金・納税準備預金のいずれも利用できる。「都税Web口座振替申込受付サービス」により、インターネットから申し込む方法と、依頼書を紙面で金融機関又は都に提出する申込み方法がある。

口座振替納税制度の令和7年3月末現在における利用者は約146万人であり、全対象者に対する利用率は42.2%となっている。

#### イ MPN (マルチペイメントネットワーク) 収納

MPNは、東京都等の収納機関と金融機関等を結ぶネットワークであり、利用者・収納機関・金融機関等の間に発生する公共料金、税金等の公金収納事務についてICTを活用して共通化、標準化するための仕組みとして、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が提供している。

MPNを活用した収納サービスの総称をペイジーといい、金融機関等のインターネットバ

ンキング、モバイルバンキング及びATMで納付できる。ペイジーで納付可能な納付書やペイジーで収納可能なATMには、目印として「ペイジーマーク」が表示されている。



#### ウ e L T A X を利用した電子納税

e L T A X とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムである。

e L T A X では、インターネットバンキング、モバイルバンキング、A T M や、ダイレクト納付、クレジットカードにより、法人都民税、法人事業税、特別法人事業税、地方法人特別税、事業所税、都民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税、軽油引取税の納付を行うことができる。

#### エ クレジットカード収納

クレジットカード収納とは、地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」を通じた、 クレジットカードによる納付方法であり、地方税法第747条の7に基づく機構指定納付受託者 による都税の立替払である。

#### オ スマートフォン決済アプリ収納

スマートフォン決済アプリを利用して、スマートフォンやタブレット端末で納付書に印字された地方税統一QRコード(以下、「eL-QR」という。)又はバーコードを読み取ることにより納付する方法である。

 $e\ L-QR$ 読み取り機能が利用できるアプリは、「地方税お支払サイト」で案内されており、 令和7年5月1日現在29種類のアプリが利用可能である。

バーコード読み取り機能が利用できるアプリは、令和7年5月1日現在、au PAY、d払い、 J-Coin Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ、楽天銀行アプリ及び楽天ペイである。

令和6年度におけるスマートフォン決済アプリ収納の収納件数は約146万件である。



#### カ コンビニエンスストア収納

都税の収納は、令和7年4月現在、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、MMK設置店※(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。)

の13チェーンの全国の店舗で納付できる。

店舗で納税する際に、納付書に付したバーコードを読み取ることにより、納付する。収納金はコンビニエンスストア本部等から、取りまとめを行っている収納代行会社を通じて東京都に払い込まれる。

※「MMK設置店」とは、MMK(マルチメディアキオスク)端末が設置されているコンビニエンスストアやドラッグストア等の店舗を表す。収納可能な店舗には、「MMK設置店」のステッカー(下図)が店頭に表示されている。

### 各種料金お支払い出来ます

MMK°設置店

(徴収部徴収指導課·納税推進課)

#### 3 e L T A X (エルタックス) を利用した電子申告・電子申請

平成15年8月に地方自治体が中心となって「地方税電子化協議会(現 地方税共同機構)」を 組織し、地方税のポータルシステムである e L T A X (地方税のオンライン手続のためのシステム) を共同開発した。

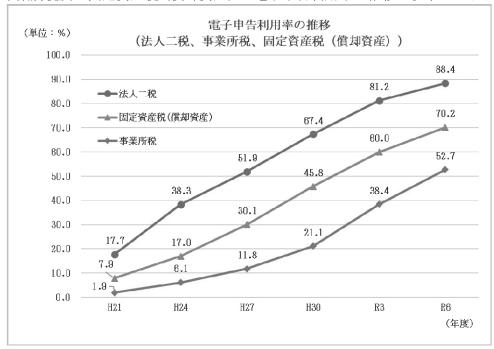
また、都においては、平成17年8月に、このシステムを利用して電子申告を本格導入し、インターネットを利用して電子データで申告することを可能とした。

e LTAXを利用可能な対象税目及び手続は順次拡大しており、令和7年4月1日時点の状況は以下のとおりである。

税目	電子申告	電子申請・届出
法人事業税 特別法人事業税 地方法人特別税 法人都民税	○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など	<ul><li>○法人設立・設置届出</li><li>○異動届出</li><li>○法人事業税減免申請</li><li>○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請</li><li>○法人税に係るグループ通算制度の承認等の届出 など</li></ul>
事業所税 (23 区内)	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	<ul><li>○事業所等新設・廃止</li><li>○事業所税減免申請</li><li>○みなし共同事業に関する明細 など</li></ul>
固定資産税(償却資産) (23 区内)	○償却資産申告	<b>-</b>
都民税 (利子割・配当割・ 株式等譲渡所得割)	○通常申告(当初申告) ○追加申告	<b>-</b>
都たばこ税	<ul><li>○通常申告・修正申告</li><li>○還付請求申告</li></ul>	○営業の開廃等の報告
ゴルフ場利用税	○納入申告	<ul><li>○特別徴収義務者登録等の申請</li><li>○課税免除の届出</li></ul>
宿泊税	○納入申告	<ul><li>○特別徴収義務者登録等の申請</li><li>○合算申告納入等の申請</li><li>○申告納期限の特例適用者指定等の申請</li><li>○外国大使等に対する課税免除の申請</li><li>など</li></ul>
軽油引取税	○納入申告 ○納付申告	<ul><li>事業の開廃等の届出</li><li>特別徴収義務者登録等の申請</li><li>免税軽油使用者証・免税証交付申請</li><li>免税軽油の引取り等に係る報告</li><li>など</li></ul>
鉱区税		○鉱区税の賦課徴収に関する事項の申告、報告

(注) 上記のほか、徴収猶予の申請、換価の猶予の申請等が利用可能

また、東京都において e L T A X 導入当初から利用開始した法人二税(法人都民税・法人事業税)、事業所税及び固定資産税(償却資産)の電子申告利用率の推移は以下のとおりである。



これまでも、電子申告の普及促進に向けた取組として、関係団体への説明会の実施、ポスター・リーフレットの配布、東京都ホームページでのPR、関係団体が発行する会報でのPR等を行ってきたところである。今後も引き続き、利用率拡大に向けて積極的な広報活動に取り組むとともに、e-Tax(イータックス)を運用する国税や近隣自治体とも連携し、一層効果的な広報活動を展開していく。

#### 4 自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS)

自動車を保有するためには、多くの手続(検査登録、自動車税環境性能割・自動車税種別割の申告、税・手数料の納付等)が必要となる。これらの手続をオンライン申請で一括して行うことを可能にしたのが「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」である。

都においては、平成16年6月に設立された「OSS都道府県税協議会」に参加し、平成17年12月にこのシステムの利用を開始した。これにより、各行政機関の窓口に出向くことなくインターネットを利用して電子データで申請することを可能とした。さらに、平成29年4月には対象手続を拡大している。令和6年度のOSSを利用した初回新規登録の申請件数は、139,323件であり、利用率は69%である。

また、令和5年1月からは登録車に加えて、軽自動車についてもOSSを利用した初回新規登録の申請が開始された。

なお、平成31年4月1日に「OSS都道府県税協議会」は解散し、「地方税共同機構」に業務等が継承された。

今後も、利用者拡大のための広報活動に積極的に取り組んでいく。

(課税部計画課)

#### 5 都税証明等の電子申請・手数料のキャッシュレス化

#### (1) 都税証明等の電子申請

令和3年12月から、納税者の利便性向上のため、「東京共同電子申請・届出サービス」により 都税に関する各種証明等の電子申請による受付(以下「電子申請」という。)を開始し、自宅や オフィスのパソコンからの申請に対応した。令和4年12月には、「スマート申請」を導入し、 スマートフォンによる電子申請にも対応した。

令和6年11月からは、パソコン及びスマートフォンで申請することができる電子申請システム「LoGoフォーム」に移行し、電子申請サービスを統合した。

<電子申請できる証明等の種類>

- 納税証明 (自動車税種別割の納税証明(継続検査等用)は除く。)
- ・滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・酒類製造販売の免許申請のための証明
- ・23 区内の土地・家屋名寄帳※1
- ・23 区内の土地・家屋課税台帳※2
- ・23 区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- ・23 区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明\*1
- ・23 区内の固定資産(土地・家屋)物件証明※2

(※1:令和4年12月から受付開始)

(※2:令和6年11月から受付開始)

#### (2) 都税証明等に係る手数料のキャッシュレス化

主税局では、都民サービスの一層の向上を図るため、収納全般のキャッシュレス化を推進しており、都税証明等に係る手数料についても、キャッシュレス決済を導入している。

「LoGoフォーム」による電子申請においては、手数料の支払いにキャッシュレス決済を 導入しており、クレジットカード及びスマートフォン決済アプリが利用できる。

また、都税事務所・都税支所の窓口申請時の手数料の支払いにキャッシュレス決済を導入している。現金での支払いに加え、クレジットカード(非接触IC)、スマートフォン決済アプリ、電子マネーでの支払いが利用できる。

今後も、郵送申請における手数料の支払いにキャッシュレス決済を導入するなど、更なるキャッシュレス化に取り組んでいく。

(総務部総務課)

#### 6 都税事務所等窓口混雑緩和への対応

都税事務所等における納税者サービス向上のため、令和2年度に、都税事務所等の窓口に「窓口混雑状況配信サービス」を導入した。

本サービスは、事務所窓口に発券機を設置し、整理番号による受付・案内を実施するとともに、窓口の混雑状況をインターネット上にリアルタイムで配信することで、事務所内の混雑を緩和し、納税者の利便性向上を図るものである。

また、「窓口混雑状況配信サービス」での受付件数を集計し、「都税事務所来所者数見える化

ダッシュボード」として主税局ホームページ上で公開している。ダッシュボードでは、月別、時間帯別、曜日別の来所者数を事務所別にグラフ化することで、窓口混雑の傾向を可視化している。 (総務部総務課)

#### 7 AIチャットボットサービス

I C T による社会変革が進む中、納税者の利便性向上を目指して、主税局は、平成 30 年度に人工知能 (A I) を活用した問合せ対応の実証実験を実施した。

その結果、時間や場所を問わず、気軽に税務に関する問合せを行いたいという都民のニーズに 応える可能性があることが確認されたため、平成31年度に主税局ホームページ上でAIチャット ボットを構築し、令和2年度からサービスを開始した。

これにより、24 時間 365 日の税務相談が可能となり、納税者の利便性が向上するとともに、問合せ内容を記録・把握し、納税者のニーズを税務行政にフィードバックしている。

今後も問合せデータを継続的に分析し、FAQの修正・追加等によりサービスの品質を高め、 更なる納税者サービスの向上に努めていく。

(総務部総務課)

#### 第3節 都の重要施策を支える税制

#### 1 〈東京版〉環境減税

#### (1) 中小企業者向け省エネ促進税制(事業税の減免)

中小企業者向け省エネ促進税制は、地球温暖化対策の一環として中小企業者が行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援するため、個人事業税及び 法人事業税の減免を行う制度であり、平成21年3月に創設したものである。

減免の対象は、事業所等(「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に規定する地球温暖化対策報告書等が提出されている事業所等に限る。)において、東京都が指定した設備を取得した中小企業者であり、原則として、当該設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1の額を当該事業年度の事業税額(個人事業税にあっては、設備を取得した年の翌年度に課税される事業税額)から減免する。ただし、減免額は当期の事業税額の2分の1を限度とし、減免しきれなかった額は翌年度又は翌事業年度等の事業税額から減免することができる。

この減免は、法人事業税については平成22年3月31日から令和13年3月30日までの間に終了する各事業年度、個人事業税については平成22年1月1日から令和12年12月31日までの間に、それぞれ対象設備を取得した場合に適用される。

これまで、環境局・産業労働局合同のチラシの配布のほか、東京都ホームページや広報誌への掲載、関係団体等への説明会の実施など、積極的な周知活動を行ってきたが、今後も、環境局等の関係局や関係団体と連携し、更なる周知活動に取り組んでいく。

(課税部課税指導課・法人課税指導課)

#### (2) ZEV導入促進税制(自動車税種別割の課税免除)

ZEV導入促進税制は、地球温暖化対策の一環として、環境負荷の小さいZEV(ゼロエミッション・ビークル)の取得や保有を税制面から支援するため、自動車税種別割の免除を行う制度であり、平成21年度に導入したものである。

免除の対象は、平成21年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた 水素を燃料とする燃料電池自動車、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車であり、 初回新規登録を受けた年度及び翌年度からの5年度分を課税免除とする。

なお、自動車税環境性能割については、地方税法の規定により新車・中古車を問わず非課税としている。

(課税部計画課)

#### (3) 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税の減免

東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税の減免は、2030年カーボンハーフの実現に 向け、断熱性能及び省エネルギー性能の高い東京ゼロエミ住宅の普及を税制面から支援する ため、不動産取得税を最大で全額減免する制度であり、令和4年3月に創設したものである。

減免の対象は、次のア又はイの要件を満たす住宅の取得である。ただし、新築において、 最初の不動産取得税の課税対象となっているものに限る。 ア 令和4年4月1日から令和6年9月30日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する 要綱」に基づく設計確認申請を行った住宅

減免の要件	東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱の助成対象のうち、次の
	①、②のいずれかに該当すること
	①発電出力50kW未満の太陽光発電システム(※1)を設置していること
	②水準2又は水準3の基準(※2)を満たしていること
減免税額	・①又は②の一方のみ満たす場合 住宅に係る不動産取得税額の5割
	・①及び②のいずれも満たす場合 住宅に係る不動産取得税額の10割

- (※1) 東京ゼロエミ住宅指針第4の基準に適合し、東京ゼロエミ住宅認証書に記載されているものに限る。
- (※2) 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準2又は水準3を指す。
- イ 令和6年10月1日から令和11年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する 要綱」に基づく設計確認申請を行った住宅

減免の要件	東京ゼロエミ住宅普及促進事業助成金交付要綱の助成対象であること
減免税額	・水準A 住宅に係る不動産取得税額の10割
	・水準B 住宅に係る不動産取得税額の8割
	・水準C 住宅に係る不動産取得税額の5割
	※ 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準A、水準B又は水準Cの
	ことを指す。

ウ これまでの実績と今後の取組

令和7年3月時点(令和6年度実績)で、減免件数が1,186件、減免税額が約1億7,960万円である。

東京ゼロエミ住宅の一層の普及を税制面から支援するため、環境局が行う助成事業の広報と合わせて、東京都ホームページや「あなたと都税」など広報誌への掲載、区市町村や都税事務所等の窓口でのポスターの掲示、住宅関連の業界団体等へのチラシの配布依頼等、積極的な周知活動を行ってきた。今後も、上述のような活動を継続するとともに、東京ゼロエミ住宅の普及促進に向けて、環境局等の関係局や関係団体と連携し、積極的な広報活動を行っていく。

(資産税部計画課)

#### 2 子育て支援に向けた税制支援

都においては、待機児童問題の解決のため、多様な保育サービスの整備を推し進めていると ころであり、こうした取組を税制面から支援する都独自の減免措置を以下のとおり講じている。

(1) 認証保育所に対する減免(不動産取得税、固定資産税・都市計画税、事業所税)

ア目的

東京都が認証する保育所の設置を税制面から支援し、児童福祉の増進に資することを目的として、平成13年度に創設した。

イ 減免税目

不動産取得税、固定資産税・都市計画税及び事業所税

ウ 減免対象

(7) 不動産取得税

認証を受けた設置者が直接認証保育所の用に供する不動産の取得(認証保育所を設置 しようとする者が取得する場合に限る。)

(イ) 固定資産税及び都市計画税

認証を受けた設置者が直接認証保育所の用に供する固定資産(有料で借り受けた者が認証保育所として使用する場合を除く。)

(ウ) 事業所税

認証を受けた設置者が直接認証保育所の用に供する施設

工 減免税額

全額減免

オ これまでの実績と今後の取組

令和7年度における6月時点の実績で、固定資産税・都市計画税は、土地の件数が604件、減免税額が約1,994万円、家屋の件数が605件、減免税額が約912万円、償却資産の件数が144件、減免税額が約1,353万円である。

また、令和7年3月時点(令和6年度実績)で、事業所税は、件数が24件、減免税額が約2,920万円である。

今後も、東京都が認証する保育所の設置を税制面から支援するため、事業所管局である福祉局のホームページに都税の減免について案内チラシを掲載し、認証保育所の設置を検討する事業者に対して制度周知を行うとともに、主税局ホームページ等でも積極的に広報を行っていく。

(課税部法人課税指導課・資産税部計画課)

(2) 民有地を活用した保育所等整備促進税制(固定資産税・都市計画税の減免)

ア目的

待機児童の解消に向けて、民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援する ことを目的とする。

イ 減免税目

固定資産税及び都市計画税

ウ 減免対象

次の要件をいずれも満たす土地

- (ア) 以下のいずれかの用途に供されていること。
  - a 認可保育所
  - b 認定こども園(幼保連携型・保育所型・地方裁量型)
  - c 認証保育所
  - d 小規模保育事業所
  - e 事業所内保育事業所(利用定員6人以上)
  - ※ 上記 a から e までに掲げる施設を以下「保育所等」という。
- (イ) 保育所等の設置者に有料で貸し付けられていること。 (所有者が設置者に直接貸し付けている場合に限る。)
- (ウ) 平成28年11月1日から令和9年4月1日までの間に、以下のa及びbがいずれも行

われたこと。

- a 当該土地に係る賃貸借契約を新たに締結
- b 上記 a の契約締結後、保育所等を新規開設

#### エ 減免される期間と減免税額

減免される期間	減免税額
保育所等の新規開設日の翌年の1月1日 を賦課期日とする年度から5年度分	全額減免(ただし、保育所等の用に供されている部分に係る税額に限る。)

#### オ これまでの実績と今後の取組

令和7年度における6月時点の実績は、減免件数が794件、減免税額が約4億5,627万円である。

今後も主税局ホームページやチラシ等の活用により、納税者に向けて広く本減免措置を周 知していく予定である。

また、保育事業者を通じた周知を依頼するなど、関係部門との連携も図りつつ、土地所有者に対する広報を徹底していく。

(資産税部計画課)

#### 3 防災まちづくり推進に向けた税制支援

(1) 不燃化特区支援税制(固定資産税・都市計画税の減免)

#### ア目的

東京都では、地震発生時における大規模な市街地火災の発生や都市機能の低下を防ぐため、木造住宅密集地域のうち、特に改善を必要としている地区を不燃化推進特定整備地区(以下「不燃化特区」という。)に指定し、区と連携して不燃化促進に取り組んでいる。不燃化特区に対する特別の支援の一つとして、不燃化のための建替え及び老朽住宅の除却促進を税制面から支援することにより、「防災都市づくり推進計画」が目指す不燃化の推進、防災性の維持・向上を図る。

#### イ 減免税目

固定資産税及び都市計画税

#### ウ 減免対象

#### (7) 不燃化住宅減免

不燃化特区内において、非耐火建築物から耐火・準耐火建築物等への建替えを行った 住宅で、一定の要件を満たすもの

#### (4) 老朽住宅除却土地減免

不燃化特区内において、区が防災上危険であると認定した老朽家屋を除却し、防災上 有効な空き地として、所有者等により適正に管理されていると区が認定した土地で、一 定の要件を満たすもの

#### エ 減免される期間と減免税額

	減免される期間	減免税額	
不燃化住宅	新たに課税される年度から	全額減免(減免対象となる戸数は	
減免	5年度分	建替え前の家屋により異なる。)	
老朽住宅	老朽家屋を除却した翌年度から	税額の8割を減免	
除却土地減免	最長5年度分		

#### オ これまでの実績と今後の取組

令和7年4月1日現在、19区52地区が不燃化特区の指定地区となっている。

令和7年6月時点の実績は、不燃化住宅減免の件数が2,433件、減免税額は約3億5,375万円である。また、老朽住宅除却土地減免の件数が185件、減免税額は約4,307万円である。

主税局では、これまで不燃化促進の啓発活動と併せて減免制度の周知を図ってきた。具体的には、あなたと都税、公共交通機関におけるポスター設置など都の広報媒体の活用をはじめ、23区における区報掲載や区の不燃化担当課への広報協力依頼、東京商工会議所へのチラシの配布依頼、不燃化特区の住民説明会等での制度説明を行った。

今後、減免の手続きがより一層円滑に進むよう、関係局や区と十分に連携を図っていく。

#### (2) 耐震化促進税制(固定資産税・都市計画税の減免)

#### ア目的

23区内において、住宅の耐震化促進を税制面から支援することにより、災害に強い東京を実現することを目的とする。

#### イ 減免税目

固定資産税及び都市計画税

#### ウ 減免対象

#### (ア) 建替え

昭和57年1月1日以前から所在する家屋を滅失し、当該家屋に代えて、平成21年1月 2日から令和8年3月31日までの間に新築された住宅で一定の要件を満たすもの

#### (イ) 耐震改修

- a 昭和57年1月1日以前から所在する住宅で平成20年1月2日から令和8年3月31日 までの間に一定の耐震改修が完了した住宅
- b 昭和57年1月2日から平成13年1月1日までの間に新築された一定の木造住宅で、 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に一定の耐震改修が完了した住宅

#### エ 減免される期間と減免税額

		新築日・改修完了日 減免される期間		減免税額	
建替え		平成21年1月2日~	新たに課税される	全額減免(減免対象となる戸数は	
		令和8年3月31日	年度から3年度分	建替え前の家屋により異なる。)	
		平成20年1月2日~	改修の翌年度から		
耐震 改修		平成21年12月31日	3年度分	1戸当たり120㎡の床面積相当分	
	a	平成22年1月1日~	改修の翌年度から	までの税額(耐震改修減額適用後	
		平成 24 年 12 月 31 日	2年度分	の税額)の全額を減免	
		平成25年1月1日~		(1月1日改修完了の場合は、そ	
		令和8年3月31日	改修の翌年度分(※)	の年度分から減免)	
				1戸当たり120㎡の床面積相当分	
	1	令和6年4月1日~	14次の翌年広り	までの税額の全額を減免	
	b	令和8年3月31日	改修の翌年度分	(1月1日改修完了の場合は、そ	
				の年度分から減免)	

※ 住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障 害既存耐震不適格建築物であった場合は2年度分

#### オ これまでの実績と今後の取組

令和7年度における6月時点の実績は、建替減免の件数が7,210件、減免税額は約11億7,589万円である。また、耐震改修減免の件数が1,276件、減免税額は約3,264万円である。これまで耐震化促進の啓発活動と併せて減免制度の周知を図ってきた。具体的には、広報東京都など都の広報媒体の活用をはじめ、23区における区報掲載や区建築指導担当課への広報協力依頼、防災展や総合防災訓練会場でのPRブースの設置、東京税理士会等へのチラシの配布依頼を行った。

東日本大震災をはじめとした大規模災害の発生により、都においても防災対策の更なる強化が求められている。今後も、関係局と連携しながら、上述のような活動を継続するとともに、住宅の耐震化の一層の推進に向けて、積極的に取り組んでいく。

(資産税部計画課)

#### 4 観光施策の財源の安定的な確保(宿泊税)

宿泊税は、観光産業の重要性を踏まえ、観光施策の財源を安定的に確保するため平成14年10 月に導入された、法定外目的税である。

宿泊税の税収は、旅行客の受入環境整備や観光プロモーション、新たな観光資源の開発など 観光施策の推進を財政面から支えてきた。

制度の創設から20年以上が経過する中、高額な宿泊の増加や他の自治体における制度の導入など、宿泊税をめぐる状況は大きく変化しており、令和5年度には、東京都税制調査会から課税方式や課税対象の見直しについて報告があった。

こうした中、都は課税のあり方や使途について検討を進めており、本年内を目途に素案を公 表する予定である。

(税制部税制課)

#### 第4節 都税収入の確実な確保

#### 1 創意工夫した滞納整理

#### (1) きめ細かな滞納整理の実施

滞納整理とは、税金が納期限までに全額納付されない場合に行う、一連の徴収手続のことで ある。滞納が発生すると督促状を発付し、それでも納付がない場合、法律に基づき滞納処分を 執行する。滞納処分とは、財産の差押え、公売・取立て、税への充当という手続の総称である。 東京都では、文書・電話・ショートメッセージサービス(SMS)・臨戸による催告を行うと ともに、丁寧な納税相談や財産調査により個々の納税者の実情を十分に把握し、必要に応じて 猶予制度を案内する等的確に対応している。また、納税の誠意が見られない場合には、速やか に滞納処分を行っている。現在、差押えを実施している財産は、預金・給与などの債権が中心 である。

納税者の個々の状況に応じた滞納整理を実施することで、高い徴収率の維持に努めている。

都税の滞納整理における直近5か年の差押件数				(単位:件)	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
債 権	2, 317	8, 037	10, 192	12, 245	12, 421
不動産	1,081	1, 973	2, 105	1, 917	1, 985
その他	786	1, 385	1, 535	2, 894	2, 563
合 計	4 184	11 395	13 832	17 056	16 969

**都穏の濃納整理における直近5か年の美埋件数** 

※令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により業務を縮小していた。

#### (2) 効果的な滞納整理手法の実施

東京都では、自動車を差し押さえる場合、滞納整理の手法の一つとして、「タイヤロック」 や「ミラーズロック」を活用している。

タイヤロックとは、タイヤロック装置を自動車の車輪に取り付けることで、物理的に運行不 可とする措置のことである。

ミラーズロックとは、ビニールテープを使用し、「運行を禁ずる旨」を示したマグネットを 自動車の運転席側のドアに貼り付けて掲示することで、運行を禁ずる措置である。

また、文書・電話・臨戸による催告に加え、SMSによる催告を活用し、日中は仕事等で電 話に出ることが難しい納税者や、臨戸しても不在の納税者に対しても、催告を実施している。

(徴収部徴収指導課)

#### (3) 多角的公売方法の活用

#### ア インターネット公売

平成 16 年7月から、東京都が全国の自治体に先駆けて開始したインターネット公売は、現 在では全国の多くの自治体で実施しており、新たな公売の手法として定着している。

令和6年度は動産等を対象としたせり売り方式を5回、不動産を対象とした入札方式を4

回、合計9回の公売を実施した。この公売は、捜索による動産・自動車の差押えに連動した 公売の一手法として、効果を上げている。

(徴収部機動整理課)

#### イ 合同公売等

#### (7) 合同不動産等公売

対象不動産の確保や公売市場の拡大等を図り換価を促進するため、全都税事務所が合同で公売を実施している。平成 15 年度からは都内区市町村が加わり、「都・区市町村合同不動産等公売」としている。

また、平成 29 年度から、これまでの会場での入札に替わり、郵送によって入札書を受け付ける期間入札を実施している。

これらの取組は、公売物件数が増加し売却率が向上するなど、滞納整理促進に大きく寄与している。

#### (イ) 換価執行決定制度の活用による公売

複数の行政機関が、同一の不動産について重複して差押えを行った場合、これまでは、 最初に差押えを行った行政機関のみが公売を実施でき、何らかの事情で当該機関が公売を 実施しない場合、公売による滞納整理を進めることはできなかった。

平成 30 年度より、新たに換価執行決定制度が加わり、2番目以降に差押えを行った行政機関も、最初に差し押さえた行政機関の同意を得れば、公売を実施できることとされた。都においても、本制度を活用し、各種事案の解決に取り組んでいる。

#### (ウ) 国又は他の自治体との条件付公売

土地とその上に建つ家屋について、差押えをした執行機関が異なる場合に、双方が単独 で公売を実施すると、各々の買受人は土地・建物について完全所有権を得られないため、 高価な公売は期待できない。

そのため、東京都と国又は他の自治体とにおいて、双方で協議して合同で条件付公売を実施することにより、単独公売の欠点を解消し、早期の換価に取り組んでいる。

(徴収部徴収指導課)

#### (4) 債権回収への支援

#### ア 背景及び目的

主税局では、平成16年度から19年度にかけて滞納整理の豊富なノウハウを活用し、各局と 連携して使用料等の滞納債権を回収する事業を実施した。

平成20年度からは、財務局を中心に債権を所管する各局において東京都債権管理条例に基づく適正な管理を行い、公正かつ円滑な行財政運営を推進している。主税局では、財務局に協力し、全庁的な債権管理及び回収に関する各局への実務支援を実施している。

#### イ 事業内容

主税局は、東京都債権管理条例で規定された私債権の放棄に当たり、事前の相談対応やヒアリングに加え、同条例施行規則に基づき協議に関与する。

また、財務局が所管する東京都債権管理調整会議について、主税局も幹事局として参加し、 開催に協力するほか、全庁的な標準マニュアルである「東京都債権管理マニュアル」の管理 及び改訂を財務局とともに行う。 さらに、各局からの滞納整理に関する手続や個別事案の相談に応じ、主税局のノウハウの 活用を図っている。

(徴収部徴収指導課)

#### 2 個人都民税の徴収率向上

#### (1) 個人都民税をめぐる動き

個人都民税は、都内の区市町村が、個人区市町村民税と併せて賦課徴収しているが、都が賦課徴収している他の都税(一般分)と比較して、徴収率は低い水準のまま推移してきた。このため、都は個人都民税の徴収率向上を目的として、平成16年度に個人都民税対策室(組織名称変更に伴い、現在は個人都民税対策課)を設置した。その後、都と区市町村が協働して徴税努力を重ね、個人都民税の徴収率の向上に寄与してきた。

平成19年には、所得税から住民税への税源移譲が行われ、都税に占めるウェイトがさらに高まるなど、重要な税目のひとつとなっている。

#### (2) 個人都民税の徴収率向上に向けて

個人都民税対策課では、個人都民税の徴収率向上のため、人材育成、業務連携及び情報連携 を柱として、都と区市町村が連携した取組を推進している。

#### ア 人材育成

都内の区市町村の職員育成を目的とする令和6年度の主な取組は、以下のとおりである。

#### (ア) 区市町村実務研修生の受入れ

区市町村の職員を都職員に併任し、個人都民税対策課の職員と共に、地方税法第739条の5に基づき引き継いだ滞納整理事案の処理を行う。区市町村の徴収部門における中核を担う人材の育成を目指し、12自治体から12名の研修生を受け入れた。

#### (イ) 滞納整理業務体験研修の実施

滞納整理経験の浅い区市町村職員を都職員に併任し、都職員の実践的な実地同行による業務体験(捜索、タイヤロック等)を通じて、区市町村職員の即戦力化を図った。

#### (ウ) 区市町村職員に対する各種研修会の実施

未経験者研修、財産調査、納税交渉、捜索、公売、進行管理等の各種研修会について、 計34回実施した。

#### イ 業務連携

地方税法第739条の5に基づき、滞納整理困難事案を区市町村から引き継ぎ、直接徴収を 行っているほか、都職員を区市町村職員の身分に併任し、当該自治体の職員とともに滞納整 理の水準向上を図る都職員派遣を実施している。

また、区市町村へのヒアリングや提案・助言等を通じて、個別具体的な課題の解決を図る「都職員スポット支援」、都職員が区市町村を巡回し、各自治体が抱える課題の解決に向けた事案等の相談会を実施する「巡回相談」、公売対象物件の取りまとめ及び区市町村への技術的支援を行う「合同不動産等公売」を展開している。

#### ウ情報連携

滞納整理部門担当者会議、収納管理部門担当者会議、課税(特別徴収)部門担当者会議、 島しょ地域税務担当者会議及び徴収研究会を開催し、新たな課題や取組事例を情報共有する など、自治体間の連携強化と徴収技術向上を図っている。

また、区市町村の滞納整理や収納管理の取組等を集約しデータベース化することで、各区市町村が自ら活用できる仕組みを構築するなど、効果的な情報共有を進めている。

今後も、都と区市町村が密接に連携して実施する取組を通じ、個人都民税の徴収率向上に 寄与していく。

(徴収部個人都民税対策課・機動整理課)

#### 3 法人調査の取組

#### (1) 法人調査の意義

法人事業税・都民税(以下「法人二税」という。)は申告納付制度を採用しており、納税義務者である法人等の自主的な申告によって、課税標準及び税額は確定する。しかし、法人等の申告が事実認定及び法律判断において、必ずしも税法の予定している内容とは限らない。そこで、申告納付制度を補完するものとして調査を行い、それに基づく更正や決定等を行うことによって、法人等の課税標準及び税額を認定することとなる。このように調査は、適正かつ公平な税負担を確保し、申告納付制度の秩序を維持する基本的役割を持っている。同時に、法人等の申告を的確に指導することにより、事後の申告納付制度の円滑な運用を期するものである。

#### (2) 法人調査の概要

法人二税(地方税)の課税標準である所得金額や法人税額については、原則、法人税(国税)の計算の例によるが、一部の課税標準等については、地方税独自の計算や認定を要する。 これらの独自の計算等を要する法人を対象として、東京都では以下の調査を行っている。

- ア 外形課税法人(所得に課税される法人で事業年度終了日における資本金の額又は出資金の額が1億円を超えている法人、令和7年4月1日以後開始事業年度から適用される減資への対応による要件に該当する法人、又は令和8年4月1日以後開始事業年度から適用される100%子法人等への対応による要件に該当する法人)に対する付加価値額と資本金等の額等に関する調査
- イ 自主決定法人(電気供給業・ガス供給業(一定のものを除く。)・保険業等を行う法人、 医療法人、非課税事業を行う法人等)の収入金額や所得等に関する調査
- ウ 分割基準 (複数の自治体に事務所等を置く法人の課税標準額を自治体ごとに分割するため の基準) や均等割の課税の根拠となる事務所等の認定等に関する調査

#### (3) 事業や取引形態の多様化・複雑化に対応した調査体制強化

近年、事業展開の国際化や電気・ガス供給業の小売自由化に伴う供給契約の多様化、社会情勢の変化やそれに伴う度重なる税制改正等により、法人二税の調査事務は複雑・困難化している。このため令和4年度に、大規模法人に対する調査を専門に担う「法人特別調査班」を課税部に新設し、法人調査体制を強化した。なお、令和6年度の法人二税に係る調査実績は、調査件数837件、捕捉額11億7,520万1千円である。

適正・公平な課税を通じて税収確保及び適正申告の実現につなげると同時に、調査ノウハウを蓄積・継承し、事務所へ還元していくことで、法人調査に関わる人材の育成・調査体制全体のスキル向上に取り組んでいく。

#### ○ 法人調査の体制

	法人の区分(都内に主たる事務所等を有する法人)	所管部署
ア	以下のイ及びウの法人以外の法人	各都税事務所
	(他の道府県に主たる事務所等を有する法人を含む。)	(法人)事業税課 法人事業税班
1	外形課税法人及び自主決定法人のうち、以下のウを除	各都税事務所
	く法人	(法人)事業税課 法人調查班
ウ	外形課税法人及び自主決定法人のうち、資本金又は出	課税部
	資金の額が500億円以上の法人及び相互会社	調査査察課 法人特別調査班

(課税部法人課税指導課・調査査察課)

#### 4 固定資産GISを活用した土地事務の精度向上

#### (1) 概要

固定資産GISとは、土地・家屋課税台帳の情報や、デジタル化された地図データを重ね合わせて表示し、土地の評価計算や検証に利用する「地理情報システム」のことである。

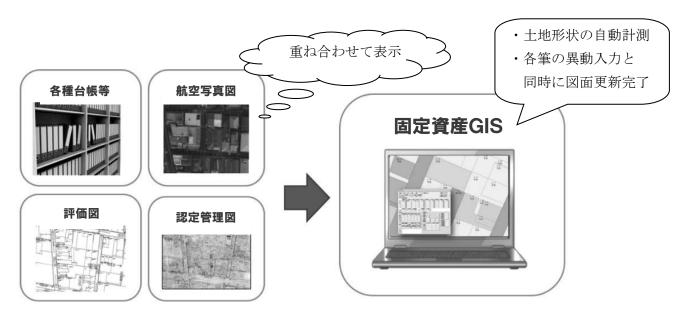
主税局では、これまで紙で管理していた土地の筆界を表す図面の電子化(以下、筆界を電子化した図面を「地番現況図」という。)を行い、23区全体を5つの地区に分けて、平成29年度後半から約5年間の構築期間をかけて、順次、固定資産GISを導入してきた。

令和4年度より全所で稼働を開始したことから、TACSSの外部連携システムとして、土地の評価や認定事務の精度向上に向けて活用していく。

#### (2) 導入効果

これまでの紙図面や手作業による事務から、システムを活用した効率的かつ効果的な事務に 移行した。このことにより、以下の効果が得られている。

- ア 地番現況図と各種図面を重ねて表示することにより、土地に生じた利用状況の変化や異動状況を的確に捉え、異動入力と図面更新を一括で処理することができる。
- イ 土地の評価計算に用いる間口、奥行等の計測を自動化することにより、寸法の読み間違 えや数字の入力ミスといったヒューマンエラーを防止できる。
- ウ 以上の業務の効率化により、現地調査、評価・課税業務及び納税者対応等といった本来 職員が注力すべき業務へマンパワーをシフトできる。



#### (3) 今後の展開

地番現況図の整備により、土地事務のデジタル化は大きく前進した。今後は、税務基幹システム再構築に合わせ、更なる連携機能の強化を目指して固定資産GISの改修を進めていく。 (資産税部固定資産評価課)

#### 5 不正軽油防止及び犯則取締り

#### (1) 不正軽油防止

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を混ぜ合わせたものであり、 その製造・販売は軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因ともなる犯罪行為である。

東京都では、平成12年9月から「不正軽油撲滅作戦」を展開した結果、作戦当初14.3%あった混和検出率が大幅に低下し、平成18年度以降は1%未満で推移している。令和6年度においては、全国一斉路上軽油抜取調査や各局発注の工事現場における軽油抜取調査など全国自治体や庁内各局と連携して合計3,232本の軽油抜取調査を実施した結果、混和検出率は0.2%であった。

#### ○ 令和6年度における不正軽油防止のPR活動

東京都は、軽油を販売・使用する民間4団体(東京都石油商業組合、(一社)東京建設業協会、(一社)東京都トラック協会、(一社)東京バス協会)とともに構成する「東京都不正軽油撲滅推進協議会」と連携し、不正軽油防止に向けた各種PRを実施した。強化月間(10月)には、WEBアプリでのバナー広告の掲出やPR動画の放映及びデジタルサイネージ広告の掲出、都内路線バスでのPRポスターの掲出及びガソリンスタンドで使用されるレシート裏面のPR広告などを実施した。

#### (2) 犯則取締り

都税に関する申告、登録義務、帳簿備付け・記載義務等の違反や都税を免れたりする一部の 悪質な者に対しては、都民全体の利益のために厳正な処分を行い、納税秩序の維持向上を図 る必要がある。

地方税に関する違法行為に対しては、地方税法総則の規定に基づき、犯則事件として調査 し、通告処分又は告発を行うこととされている。通告処分とは、犯則者に対して罰金に相当 する金額の納付を通告する処分であり、告発とは、検察官に対して犯罪の事実を申告し、刑 事処分を求めるものである。

主税局においては、「不正軽油撲滅作戦」を開始した平成12年度以降、通告処分を20事案、 告発を10事案行っている。また、軽油引取税の犯則取締りに加え、都たばこ税等の申告漏れ 事案などの摘発にも取り組んでいる。

#### ○ 直近の主な摘発状況

税目	概要	処分年月
都たばこ税	過少な数量を記載した虚偽の申告書を提出し税を免れた事業主 に対し、国と都と区が同時に告発を行った。	平成25年6月告発
軽油引取税	顧客と共謀し、脱税させる目的で免税軽油の数量を水増しした。 蔵客である免税軽油使用者に対しては通告処分を行った。	平成28年11月告発
宿泊税	宿泊税を申告納入する義務があることを知りながら、申告せず に税を免れた。同税では、全国で初めて強制調査を実施した。	平成31年3月通告

(課税部調査査察課)

#### 第5節 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

#### 1 地方自治を支える税財政制度の確立

(1) 地方法人課税をめぐる問題と今後の取組

ア 地方法人課税の不合理な見直しについて

消費税を含む税体系の抜本的改革までの暫定措置として導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、消費税率 10%段階で廃止され、法人事業税へと復元することとされた。

一方、地方法人税は、法人住民税の国税化という地方分権の観点からは容認することができない制度であるにもかかわらず、消費税率10%段階でその規模が拡大され、併せて、都道府県税である法人事業税の一部を区市町村へ交付する法人事業税交付金も創設された。

加えて、令和元年度税制改正において、都市と地方の財政力格差の拡大等を理由に、暫定 措置の廃止により復元することとされていた法人事業税の一部を再び国税化し、地方交付税 の不交付団体に譲与制限を設けた上で、都道府県に配分する新たな措置(特別法人事業税及 び特別法人事業譲与税)が講じられた。

イ 地方法人課税の分割基準の不合理な見直しについて

地方法人課税の分割基準は、法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の分割基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

#### ウ 今後の取組

地方が地域の実情に応じて自主的・自立的に行財政運営を行うには、国から地方への権限 移譲を進めるととともに、果たすべき役割と権限に見合った財源を一体として確保すること が不可欠である。そのため、地方間で限られた財源を奪い合うのではなく、国・地方間の税 財源の配分の見直しなど日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な改革に取り組 み、総体としての地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築を推進すべきである。

また、地方法人課税の分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの 受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、 こうした不合理な改正を行うべきではない。

今後とも、本質的な課題解決に向けた改革と総体としての地方税財源の拡充を国に強く 働きかけていく。

#### (2) 「ふるさと納税」制度をめぐる問題と今後の取組

ア「ふるさと納税」制度について

「ふるさと納税」は、地域の活性化や被災した自治体の復興支援に寄与する面もあるものの、自らが居住する自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則をゆがめるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いており、寄附本来の趣旨を促す

制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、自治体間で寄附受 入額の格差が拡大しているほか、寄附先の自治体において仲介サイト手数料など様々な経費 が生じており、自治体が活用できる額は寄附受入額の5割程度にとどまっている。

さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額2千円で 高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

#### イ 「ワンストップ特例」制度について

確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられる「ワンストップ特例」制度を利用した場合は、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の自治体の住民税から控除される仕組みとなっており、本来、国が負担すべき税収減の全額が転嫁されている問題がある。

#### ウ 今後の取組

大手EC事業者の仲介事業への参入等により、利用者の大幅な増加が見込まれており、「ふるさと納税」は制度創設時の趣旨からさらにかけ離れ、今後、その問題点は一層深刻になる 懸念がある。

「ふるさと納税」制度について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえたものとなるよう、廃止を含め制度の抜本的な見直しを国に求めていく。

都はこれまで、「ふるさと納税」の問題点や都政への影響について分かりやすく伝えるため、都の見解をホームページに掲載するとともに、SNSやデジタルサイネージなど、直接都民に働きかける媒体も活用した広報を展開してきた。今後も制度見直しのさらなる気運醸成に向け、戦略的広報を積極的に推進していく。

#### (3) 個人住民税利子割の見直しに関する動向

#### ア 個人住民税利子割について

個人住民税は、「地域社会の会費」的な性格を有することや受益と負担の原則を踏まえ、納税義務者の住所地に税を納める「住所地課税」が原則となっているが、利子割は、預金者の住所地に関わらず、口座が開設されている金融機関の営業所等が所在する都道府県に納付することとされている。

令和7年度与党税制改正大綱において、「インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、(略)税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」とされた。

国の検討会では、まずは住所地課税の実現が検討されるべきだが、金融機関等の事務負担などを踏まえると、直ちに住所地課税を実現することは困難であり、早急に対応するため、あるべき税収帰属地との乖離の調整措置として清算制度を導入すべきとの方向性が示された。

#### イ 今後の取組

今後、令和8年度税制改正に向けた議論が本格化していく中、都としては、住所地課税実現に向けて国に対し強く働きかけていく。

(税制部税制課)

#### 2 東京都税制調査会における検討事項等

#### (1) 令和7年度検討事項

極めて不安定な国際情勢の中、少子高齢化・人口減少、気候危機の深刻化等、社会経済は 大きな変化に直面している。こうした状況の下、総体としての地方税財源の拡充と安定的な 地方税体系のあり方を念頭に置きつつ、個人所得課税及び自動車関連税制に加え、高齢化等 の直面する諸課題について税制の側面から検討を行う。

#### (2) 令和6年度の取組

令和6年度に取りまとめた報告の概要は以下のとおりであり、国における税制改正の議論に先立ち、総務省をはじめとする国等の関係機関へ周知を図った。また、会議の様子をオンラインでリアルタイム配信するほか、主税局ホームページにおいて報告や議事録等を公開するなど積極的な広報に取り組んでいる。

### 令和6年度 東京都税制調査会の報告の概要

	項目	内 容				
Ι	税制改革の視点	1 少子高齢・人口減少社会4 地方税体系の在り方2 地方分権改革の推進5 所得格差に対応した税制3 財政の持続可能性の確保6 税制のグリーン化				
	1 個人所得課税					
	金融所得課税	○ 所得再分配の観点からは総合課税が望ましいが、税負担の急激な変動の緩和等の観点から当面分離課税が適当。その税率は、中低所得者の資産形成に配慮しつつ、諸外国の段階的課税の方式も参考にして引上げを検討すべき				
	個人住民税の現年課税化	<ul> <li>→ 納税者の負担感の軽減、適正・公平な税負担の観点から意義</li> <li>→ 課題となっている追加事務負担の解消を図るべく、税務事務のデジタル化の進展等を踏まえ、システムを活用した方式を提案</li> <li>→ 企業や課税庁の負担軽減を通じた人的資源の有効活用や、逐次の所得情報を反映したタイムリーな給付等にも有用</li> </ul>				
Ⅱ 税制改革の方向性	ふるさと納税	<ul> <li>○ 受益と負担の関係という地方税の原則を歪めるとともに、寄附本来の趣旨とかけ離れた利用実態など、多くの問題を有することから、廃止を含め抜本的に見直すべき具体的な見直しの方策として、</li> <li>・ 個人住民税からの控除は、地方税の原則を歪め、地方自治に反するものであり、所得税から控除すべき</li> <li>・ 見返りを求めない「寄附」本来の姿に近づけるため、返礼割合の段階的引下げ、自己負担額下限の引上げ等が考えられる等の意見が出された</li> <li>○ 「ふるさと納税」の問題を都民に提起し、理解を促進すること、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、国に対して制度の見直しを求めていくことも重要</li> </ul>				
	個人事業税の見直し	○ 課税対象事業が地方税法に限定列挙されており、時代の変化に伴い 新たに生じた事業に課税できず、公平性に問題。限定列挙方式を廃止 し、事業性を有する原則全ての事業を課税対象とすべき				
	2 環境関連税制	○ ハイブリッド自動車は、乗用車新車販売台数の約6割を占める中、 その燃費性能には幅が生じていることから、ハイブリッド自動車に対 して環境性能に応じた税負担を求めることで、より環境性能に優れた 自動車の選択を促進することが重要				

	項目	内容
Ⅱ 税制改革の方向性	3 地方法人課税	<ul> <li>○ 地方法人課税の国税化措置は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するものであり、受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反する</li> <li>○ 地方交付税により財源の不均衡は調整されているにもかかわらず、国税化措置を進めることは、地方税の存在意義を揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為に他ならない。このような措置は行うべきでない</li> <li>○ 地方自治体間で限られた財源を奪い合うのではなく、地方自治体が担うべき事務と権限に見合う地方税の充実・確保が必要</li> </ul>
	社会保障を支える 財源	<ul> <li>○ 社会保障の財源確保、全世代型社会保障の構築のため、税と社会保険料を合わせた負担の在り方、世代間における負担の公平等について検討することが課題         社会保障を支えるこれからの財源の在り方について、         ・ 社会保険料の賦課ベースを金融所得や副業所得に拡大する。この場合、世代間の公平に加え、高齢者間の世代内の格差に対する公平の確保にもつながる         ・ 世代や就労状況等にかかわらず幅広く負担し合うために、消費をベースとした賦課への転換(消費税)が望ましい。逆進性の緩和には、所得税、相続税等で累進性を確保することが重要等の意見が出された</li> </ul>
	これからの税制及 び税務の在り方	<ul> <li>○ 現行の精緻・詳細な税制の枠組みでは、社会の多様化に対応して公平を維持し続けることが難しくなっており、簡素化により公平に資する場合がある。また、労働力の減少が見込まれる中、税務の持続可能性も課題。簡素な税制に見直すことで、効率的な制度運用につながる</li> <li>○ 個人事業税における課税対象事業の限定列挙の廃止を提案するとともに、家屋評価方法の見直しについて検討</li> <li>○ 税務行政のDXは、納税者の利便性向上、税務行政の効率化・高度化に加え、現行税制の課題解決にもつながるものであり、推進すべき</li> <li>○ 納税者の利便性向上のため、バックオフィス連携の推進によるワンスオンリーの実現が重要。その実現に向け、課題を整理</li> </ul>

(税制部税制調査課)

## 第5章

# 税を身近に感じる ための仕組み

第1節	広報と広聴(税務相談)・・・・・・・・・・・ 123	
第2節	納税貯蓄組合 ・・・・・・・・・・・・・・・ 129	

#### 第5章 税を身近に感じるための仕組み

#### 第1節 広報と広聴(税務相談)

#### 1 広報活動

税務行政を円滑に推進するためには、都税に対する都民の理解と協力が不可欠である。都民の 税に対する関心が高まる中、都税についての情報を分かりやすく伝える広報活動は、ますます重 要なものとなっている。このため、本庁と都税事務所が協力し、広域的広報・地域的広報の両面 において、「伝わる広報」を念頭に置いた積極的な広報活動を展開している。

#### (1) 多様な媒体を活用した効果的な情報発信

広報活動においては、特にデジタル媒体を積極的に活用しながら、タイムリーな情報発信に努めている。自主媒体による広報活動(主税局ホームページ、SNS、広報紙、都税事務所等に設置したデジタルサイネージ等)に加え、ウェブ広告や車内広告等、多種多様な手段や機会を利用し、効果的な広報を実施している。

#### (2) 都民生活と税の関わり、都税の仕組み等に関する分かりやすい広報

イラストやイメージキャラクターを活用するなど、より分かりやすく、親しみやすい情報 発信に努めている。

月刊広報紙「あなたと都税」は、納期等に合わせたテーマ記事を掲載するほか、都税の使い道として都の事業を紹介している。納期等周知ポスターは、納期限を大きく表示し、納付 方法をアイコン化するなど、シンプルで分かりやすいデザインとしている。

主税局ホームページは、見やすく、操作しやすいものとなるよう、月ごとの「よくある問い合わせ」をトップページに配置する等、必要な情報にアクセスしやすくなるよう工夫している。

#### 【「あなたと都税」令和7年6月】



#### 【「納期等周知ポスター」令和7年6月】



(3) 都民のライフステージに応じた租税教育の推進 児童・生徒に対する租税教育の一層の充実を図る ため、東京都租税教育推進協議会において、租税教 育用副教材を作成し、都内の小学校・中学校・高等 学校の全校に配布している。

また、例年8月に夏休み親子税金教室を実施し、 親子で一緒に取り組む税金クイズなど、家族で税に ついて話し合うきっかけづくりに努めている。

各都税事務所においても、職員を小学校等に講師 として派遣し、租税教室を随時実施している。



【夏休み親子税金教室の様子】

令和5年度には、子供の税金に関する理解の向上を図るため、租税教育コンテンツとして、 街の中から税金が使われているものを探す「税発見タックスタウン」と、すごろくゲーム 「税のタイムトラベルすごろく」を制作し、主税局ホームページに掲載した。

今後も引き続き、東京国税局や教育庁、関係団体等と連携し、都民のライフステージに応じた租税教育を実施していく。

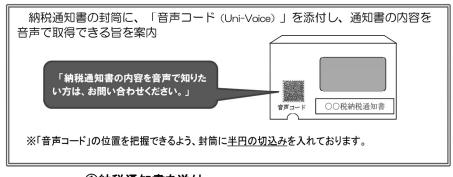
#### (4) 都税における情報バリアフリーの推進

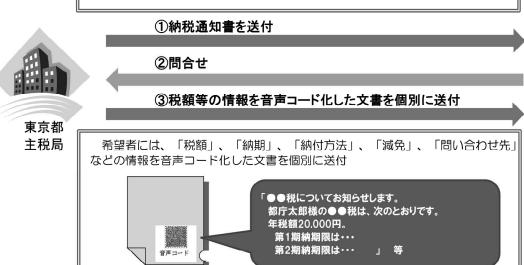
障害のある人もない人も互いに尊重し、支え合う、共生社会の実現に向けて、障害者が直面する社会的障壁を可能な限り減らしていくことが非常に重要なものとなっている。

そこで、主税局では、視覚障害者に対する情報バリアフリーを推進するため、平成30年8月、個人事業税の納税通知書の封筒に音声コードの添付を行った。その後、令和元年5月から自動車税、令和元年6月から固定資産税・都市計画税(23区内)、令和2年1月から不動産取得税に取組対象を拡大し、現在では全ての納税通知書の内容を音声で取得できる旨を案内している。

※ 音声コードとは、対応するスマートフォンや専用の読み取り装置などで読み取ると、音 声で読み上げる二次元のバーコード

#### 音声コードにより音声で税額などをお知らせする取組について



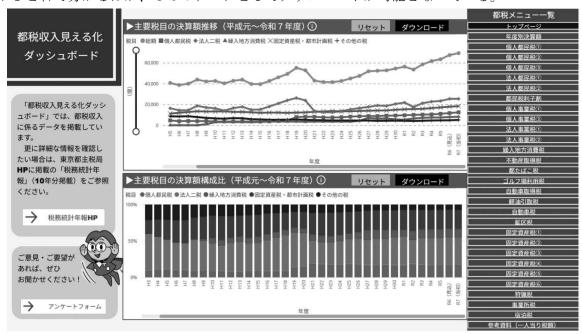


納税者

#### (5) 都税収入の見える化への取組

都税の統計情報を分かりやすく伝えるため、都税収入の主要な統計データを可視化する「都 税収入見える化ダッシュボード」を令和3年度より主税局ホームページ上で公開している。

これにより、約30年間分の都税収入の決算額だけでなく、各税目の税額、法人事業税の業種別所得金額、固定資産税(土地・家屋)の種類別評価額など、種々の統計データの経年推移がひと目で分かるほか、CSVデータとしてダウンロードが可能となっている。



#### 広報等実施予定

種類	概   要	発行(実施) 回 数	数量等	配布・掲示場所等
ポスター	納期等周知ポスター テーマポスター等	年9回 年1回	平均4,000 部 4,000 部	都税事務所、官公署、金融機関など、 交通機関車内吊り広告を実施する回も あり(JR、都営地下鉄、都電、バ ス)
ガイドブック都税	一般向けに都税を やさしく解説	年1回	64,400 部	都税事務所、官公署、金融機関 など
ガイドブック都税 英語版 中国語版 韓国語版	外国人向けに 都税を解説	年1回	英語2,080 部 中国語1,380 部 韓国語1,290 部	都税事務所など
不動産と税金	不動産に関する税金 をまとめて解説	年1回	60,600 部	都税事務所、官公署、金融機関 など
あなたと都税	税金の解説、 都税の使い道など	年12回	各回32,800 部	都税事務所、官公署、金融機関、 鉄道主要駅、納税協力団体など
事務所広報印刷物	各都税事務所の地域 にあった内容を広報	随時		都税事務所の窓口など
都・区の 広報紙など	納期のお知らせ、 税制改正など		局、区市町村、 団体へ掲載依頼	広報東京都は、新聞折り込みで 配布
新聞広告	税制改正など	年1回	半3段	日刊紙掲載
ウェブ広告	納期のお知らせ、 キャッシュレス納税など	随時		X(旧 Twitter)、LINE Facebookなど
東京都提供 テレビ・ラジオ	納期のお知らせ、 税制改正など	随 時 政策企画局	<b>弱へ放送を依頼</b>	都提供の放送番組 (CM放映も含む)
電光掲示板	納期のお知らせなど	随 時 財務局、者	『市整備局へ依頼	都庁舎の行事案内表示板、 新宿駅西口広場の情報案内板など
ステーション ビジョン	音声付映像広告で 納期のお知らせなど	年8回	各回1週間	東京メトロ丸ノ内線の6駅
ホームページ	都税ガイド全般	常	時	インターネット上
SNS	都税一般、イベント などのお知らせ	常	時	東京都行財政 X(旧 Twitter) 主税局Facebook
A I チャット ボットサービス	インターネット上で 都税の質問に自動応答	常	時	主税局ホームページ上 東京都LINE公式アカウント上
テレフォン サービス	都税に関する「よくあるご質問」を自動音声 サービスで提供	常	時	24時間自動音声サービス
局内報 「局報しゅぜい」	職員向け広報	年	10回程度	主税局職員へメール配信 局及び全庁電子掲示板への掲載
都税事務所等設置の デジタルサイネージ	来庁者向けのお知らせ	常	時	都税事務所など

#### 2 広聴(税務相談)活動

広聴活動の中心をなす相談業務では、本庁や都税事務所等に都税相談コーナーを設置し、都民から寄せられる税務相談や要望、意見、苦情などに経験豊かな職員が丁寧に対応している。また、本庁及び都税事務所相互の情報共有等を通じて、相談等に的確に対応するよう努めている。

主税局ホームページでは、AIチャットボットサービスを提供し、24時間365日税務相談に対応するとともに、問合せデータを分析してFAQを修正・追加するなど、より使いやすいサービスとなるよう継続的に改善を図っている。

そのほか、いつでも必要なときに疑問に答えられるように、自動音声のテレフォンサービスに よる情報提供も行っている。

税務相談等の受付件数は以下のとおりである。

#### (1) 種類別・受付方法別の分類

(単位:件・%)

	区分		種	重類	训			受	付 方	法	別			
年	度	相	談	意見要望	苦	情	来	所	電	話	文	書	合	計
令和	和4年度	18,	, 708	243		97		859	17, 9	973		216		19, 048
令和	和5年度	17,	, 840	199		100		943	16, 9	984		212		18, 139
令和	和6年度	16,	, 148	246		101		939	15, 3	300		256		16, 495
	構成比	Ç	97. 9	1.5		0.6		5. 7	92	2. 7		1.6		100.0

#### (2) 相談等内容別の分類

(単位:件・%)

	_	左 広			令和6年度				
	区 分	年 度	令和4年度	令和5年度	<b>分和(</b>	構 成 比			
	不動	産 取 得 税	940	952	854	5. 2			
課	固定資産和	说・都市計画税	3, 022	3, 496	3, 530	21.4			
税	自 動	車税	564	622	574	3. 5			
	個人	事 業 税	370	260	211	1. 3			
関	法人都且	<b>己税・事業税</b>	2, 084	1, 759	1,624	9.8			
	個人都民和	说・市町村民税	438	368	326	2. 0			
係	その他	の地方税	536	511	524	3. 2			
	小	計	7, 954	7, 968	7, 643	46. 3			
徴	収	関 係	2, 404	2, 094	1, 926	11.7			
国		税	537	583	539	3. 3			
そ	0	の 他	8, 153	7, 494	6, 387	38. 7			
	合	計	19, 048	18, 139	16, 495	100.0			
		前年度比	73. 2	95. 2	90.9	_			

#### 3 ユーザーレビューの実施

都税事務所等の窓口やデジタルサービス(行政手続き・主税局ホームページ)など、納税者 との接点となるあらゆるサービスにおいて、満足度や意見を聞くユーザーレビューを実施して いる。

満足度を見える化するとともに、利用者の声を分析し、継続的にサービスの改善に取り組んでいる。

#### 4 情報公開制度

主税局では、公文書の開示受付窓口(局に局情報コーナー、所に所情報コーナー)を設置し、 情報公開の総合的な推進を図っている。

令和6年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の対応件数は256件である。

#### 第2節 納税貯蓄組合

#### 1 納税貯蓄組合とは

納税貯蓄組合は、昭和26年4月10日に制定された「納税貯蓄組合法」に基づき、戦後の混乱した納税秩序を回復し、自主納税を推進するため、納税資金の貯蓄と納税活動を目的として自主的に組織された団体である。昭和39年7月9日の納税貯蓄組合法の改正により、上部団体である連合会が法的に認められ、単位組合の指導育成、金融機関との連絡調整、全国規模で集団的な納税意識の高揚・啓発活動等を行い、現在に至っている。

#### 2 組織

都内の納税貯蓄組合としては、個人又は法人が一定の地域、職域、勤務先等を単位として加入する「単位組合」、その上部団体として単位組合を構成員とする税務署所管地域単位の「地区連合会」、この地区連合会を会員とする都道府県単位の「総連合会」が組織されている。さらには、総連合会を国税局所管地域でまとめた「国税局管内納税貯蓄組合連合会」、その上部団体として「全国納税貯蓄組合連合会」が置かれている。

令和7年3月末現在、都内における納税貯蓄組合(単位組合)数は2,274組合であり、組合員数は149,537人である。この上部団体として、48の地区連合会が組織されている。

#### 3 組合の活動

#### (1) 納期内納税の推進等

納期内納税の確実な推進を図るため、合理的納付手段としての口座振替納税の普及促進活動を実施している。近年は都税の納期内納税運動(納税キャンペーンの実施)及び消費税の完納を重点的に展開している。加えて、「振替納税宣言の街」「期限内納税の街」の宣言を行うなど、納税意識の高揚を図るための活動も実施している。さらに、都税の電子申告・納税(e L TAX)及び国税の電子申告・納税(e - Tax)の普及拡大にも努めている。

#### (2) 税知識の普及拡大と納税思想の高揚

税に対する理解者及び協力者の拡大を図るため、各種行事やイベントへの参加・協力、説明会・研修会の開催、会報の発行等により、地域に密着し、各層に幅広く浸透する広報活動を日常的に実施している。

#### (3) 中学生の「税についての作文」募集活動

次代を担う中学生に対して、早くから税についての関心を高め、正しく税を理解してもらう ため、税に関する作文募集、審査、表彰等の活動を行っている。

#### 4 補助金の交付

納税貯蓄組合法(昭和26年法律第145号)第10条の2に規定する納税貯蓄組合の連合体である 東京納税貯蓄組合総連合会(以下「総連合会」という。)及び総連合会の構成員たる納税貯蓄組 合連合会が東京都の税務行政の協力団体として行う事業活動を奨励するため、事業経費の一部に ついて補助金を交付している。

## 第6章

# 不服申立ての制度

第1節	審査請求及び訴訟	•					•	•	•	•	•	•		•	•			133
第2節	審査の申出及び訴訟		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	134

#### 第6章 不服申立ての制度

#### 第1節 審査請求及び訴訟

#### 1 審査請求

(1) 都税の課税や徴収に関する処分について不服のある者には、その不服を申し立てる権利が保障されている。

行政庁の処分に関する不服申立ての手続については、一般法として行政不服審査法が制定されており、都税の課税や徴収に関する不服申立てについても、地方税法に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法の規定が適用される。申立人はこれらの規定により審査請求をすることになる。

(2) 都税の課税や徴収の処分に不服を申し立てる場合、原則として処分があったことを知った日 (例えば、納税通知書を受け取った日) の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し、書面 で審査請求をしなければならない。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができない。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(3) 審査請求が提起されると、知事は、審査庁に所属する職員から審理手続を行う審理員を指名 し、処分に違法又は不当な点がないかを審理した上で作成する審理員意見書を提出させる。 その後、第三者機関である東京都行政不服審査会へ諮問し、その答申を受け、処分の適否に ついて裁決を行う。

#### 2 訴訟

- (1) 都税に関する処分についての取消訴訟は、地方税法に特別の定めのあるものを除いて、行政事件訴訟法に定められた手続によって行うことになる。
- (2) 上記(1)の取消訴訟は、原則として、審査請求に対する知事の裁決を経た後に提起することができるが、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に行わなければならない。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができない。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(3) 知事に対して審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき等、特定の場合には、審査請求に対する知事の裁決がなくても提起することができる。

#### 第2節 審査の申出及び訴訟

#### 1 審査の申出

- (1) 固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に不服がある場合、地方税法の規定に基づき、固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)に審査の申出をすることができる。
- (2) 審査の申出は、都税事務所長が固定資産課税台帳に価格(評価額)等を登録した旨の公示の 日から納税通知書を受け取った日後3か月以内(ただし、上記公示の日以後に価格(評価 額)等の決定又は修正があった場合、その通知書を受け取った日後3か月以内)に書面によ り委員会に申し出なければならない。

審査の申出ができる事項は、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に限られ、それ 以外の事項(税額・減免等)については、審査請求(前記第1節1参照)による。

#### 2 訴訟

- (1) 委員会の決定に不服がある場合は、地方税法の規定により、行政事件訴訟法に定める手続によって決定の取消訴訟を提起することができる。
- (2) この取消訴訟を提起するときは、委員会の決定があったことを知った日から6か月以内に行わなければならない。なお、決定があったことを知った日にかかわらず、決定の日から1年を経過したときは、訴訟を提起することができない。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(3) 審査の申出を受け付けてから30日を経過しても委員会の決定がない場合には、その申出を却下する決定があったものとみなして、訴訟を提起することができる。

## 付 表

## 都税事務所等所在地・所管区域一覧

## ● 都主税局

主税局 新宿区西新宿2-8-1 〒163-8001
---------------------------

## ● 都税事務所・都税支所

名 称	所 在 地		電話(代表)	所 管 区 域
千代田	千代田区内神田2-1-12	〒101-8520	(03) 3252-7141	千代田区の区域
中 央	中央区新富2-6-1	〒104−8558	(03) 3553-2151	中央区の区域
港	港区麻布台3-5-6	〒106-8560	(03) 5549-3800	港区の区域
新 宿	新宿区西新宿7-5-8	〒160−8304	(03) 3369-7151	新宿区の区域
文 京	文京区春日1-16-21	〒112-8550	(03) 3812-3241	文京区の区域
台 東	台東区雷門1-6-1	〒111-8606	(03) 3841-1271	台東区の区域
墨田	墨田区業平1-7-4	〒130-8608	(03) 3625-5061	墨田区の区域
江 東	江東区大島3-1-3	〒136-8533	(03) 3637-7121	江東区の区域
品川	品川区広町 2-1-36	〒140-8716	(03) 3774-6666	品川区の区域
目 黒	目黒区上目黒2-19-15	〒153-8937	(03) 5722-9001	目黒区の区域
大 田	大田区新蒲田1-18-22	〒144-8511	(03) 3733-2411	大田区の区域
世田谷	世田谷区若林4-22-13	〒154-8577	(03) 3413-7111	世田谷区の区域
渋 谷	渋谷区千駄ヶ谷4-3-15	〒151-8546	(03) 5422-8780	渋谷区の区域
中 野	中野区中野4-6-15	〒164-0001	(03) 3386-1111	中野区の区域
杉 並	杉並区成田東5-39-11	〒166-8502	(03) 3393-1171	杉並区の区域
豊島	豊島区西池袋1-17-1	〒171-8506	(03) 3981-1211	豊島区の区域
北	北区上十条2-27-1	〒114-8517	(03) 3908-1171	北区の区域
荒川	荒川区西日暮里2-25-1	〒116-8586	(03) 3802-8111	荒川区の区域
板橋	板橋区大山東町44-8	〒173-8510	(03) 3963-2111	板橋区の区域
練馬	練馬区豊玉北6-13-10	〒176-8511	(03) 3993-2261	練馬区の区域
足立	足立区西新井栄町2-8-15	〒123-8512	(03) 5888-6211	足立区の区域
葛 飾	葛飾区立石5-13-1	〒124-8520	(03) 3697-7511	葛飾区の区域
江戸川	江戸川区中央4-24-19	〒132-8551	(03) 3654-2151	江戸川区の区域

J	(王子	八王子市明神町3-19-2 東京都八王子合同庁舎6階	〒192-8611	(042)644-1111	八王子市、青梅市、町田市、日野 市、福生市、多摩市、稲城市、羽 村市、あきる野市、瑞穂町、日の 出町、檜原村及び奥多摩町の区域
支	青 梅	青梅市河辺町6-4-1	〒198-0036	(0428) 22-1152	
所	町田	町田市中町1-31-12	〒194−8540	(042)728-5111	
7	첫 川	立川市錦町4-6-3	〒190-0022	(042) 523-3171	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市及び西東京市の区域
	府 中	府中市宮西町1-26-1	₹183-8549	(042) 364-2288	
支所	小 平	【令和7年9月16日から】 東村山市本町1-23-9 東京都小平合同庁舎(仮庁舎)1  【令和7年9月12日まで】 小平市花小金井1-6-20	〒189-0014 階 〒187-8533	(042) 306-1891 (042) 464-0070	

## ● 都税総合事務センター・自動車税事務所

- /	名 称	所 在 地		電話(代表)	所 管 区 域
都和	脱総合事 センター	練馬区豊玉北6-13-10	〒176−0012	(03) 5946-6802	東京都の区域
	品川	品川区東大井1-12-18	〒140-0011	(03) 3471–6670	千代田区、中央区、港区、品川 区、目黒区、大田区、世田谷区、 渋谷区及び島しょの区域
	練馬	練馬区北町2-8-6	〒179−0081	(03) 3932-7321	新宿区、文京区、中野区、杉並 区、豊島区、北区、板橋区及び練 馬区の区域
自動車税事	足立	足立区南花畑 5 - 1 2 - 1	〒121-0062	(03) 3883-2543	台東区、墨田区、江東区、荒川 区、足立区、葛飾区及び江戸川区 の区域
事務所	多摩	国立市北3-30	〒186-0001	(042) 522-8271	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市及び西東京市の区域
	八王子	八王子市滝山町1-270-5	〒192-0011	(042) 691–6351	八王子市、青梅市、日野市、福生 市、羽村市、あきる野市、瑞穂 町、日の出町、檜原村及び奥多摩 町の区域

## ● 支庁(島しょ)

<del> </del>			
名 称	所 在 地	電話(代表)	所 管 区 域
大 島	大島町元町字オンダシ222-1 〒100-0101	(04992) 2-4411	大島町、利島村、新島村及び神津 島村の区域
三宅	三宅島三宅村伊豆 6 4 2 〒100-1102	(04994) 2-1311	三宅村及び御蔵島村の区域
八丈	八丈島八丈町大賀郷2466-2 〒100-1492	(04996) 2-1111	八丈町及び青ヶ島村の区域
小笠原	小笠原村父島字西町 〒100-2101	(04998) 2-2121	小笠原村の区域

### 主税局事業概要

令和7年版

登録番号 (7) 22

令和7年8月発行

編集·発行 東京都主税局総務部総務課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 (03) 5321-1111 内線 28-125

(03) 5388-2923 直通

http://www.tax.metro.tokyo.lg.jp

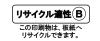
印 刷 有限会社 雄久社

東京都世田谷区世田谷一丁目 24 番 7 号

電話 03-5451-7030

※本紙に記載の会社名・製品名は、一般に各社の商標・登録商標です。





## 電力を へらす つくる ためる

# TokyoTokyo

